

保険 2（生命保険）

第 1 章 生命保険会計

2021年3月作成

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験（専門科目）を受験する方のための教材です。

各項目について見識ある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を習得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表わすものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

2020年度 テキスト部会（生保）

第1章 生命保険会計

目 次

1.1 生命保険会計の意義と特徴	1-1
1.1.1 生命保険会計の意義	1-1
1.1.2 生命保険会計の特徴	1-2
1.1.2.1 保険期間の超長期性から生じる特徴	1-2
1.1.2.2 群団性から生じる特徴	1-3
1.1.2.3 保険料構成要素の多様性から生じる特徴	1-4
1.2 保険契約関係収支	1-5
1.2.1 保険料	1-5
1.2.1.1 会計上の特性	1-5
1.2.1.2 収益計上基準	1-7
1.2.1.3 払込期月前収入の保険料および前納保険料等	1-8
1.2.1.4 保険料の区分	1-12
1.2.2 保険契約上の支払い	1-13
1.2.2.1 費用計上基準	1-13
1.2.2.2 契約変更の場合の経理処理	1-15
1.2.2.3 支払備金	1-17
1.3 保険契約準備金	1-21
1.3.1 責任準備金の意義、特徴	1-21
1.3.1.1 責任準備金の定義・目的	1-21
1.3.1.2 会計の目的に応じた責任準備金	1-21
1.3.1.3 生命保険の長期性による特徴	1-22

1.3.1.4	責任準備金の群団性	1-23
1.3.1.5	基礎率の評価性	1-25
1.3.1.6	相当程度の確度	1-26
1.3.1.7	責任準備金の「会計」上の意義	1-27
1.3.2	保険業法における責任準備金	1-29
1.3.2.1	旧保険業法上での位置づけ	1-29
1.3.2.2	保険業法改正の経緯	1-31
1.3.2.3	責任準備金の内訳	1-32
1.3.2.4	標準責任準備金の原則	1-33
1.3.2.5	標準責任準備金対象外の契約等	1-35
1.3.2.6	追加責任準備金	1-37
1.3.2.7	届け出制	1-38
1.3.2.8	再保険	1-38
1.3.3	責任準備金の実務	1-40
1.3.3.1	責任準備金の実務的な計算方式	1-40
1.3.3.2	責任準備金の実務的な経理処理	1-41
1.3.4	実際の責任準備金の評価方法	1-41
1.3.4.1	責任準備金評価の前提となるもの	1-41
1.3.4.2	各種の責任準備金の評価方式	1-44
1.3.4.2.1	平準純保険料式責任準備金	1-44
1.3.4.2.2	チルメル式責任準備金	1-44
1.3.4.2.3	初年度定期式責任準備金	1-46
1.3.4.2.4	営業保険料式責任準備金	1-46
1.3.4.2.5	責任準備金のキャッシュ・フロー・テスト	1-48
1.3.4.3	責任準備金評価用基礎率	1-48
1.3.5	財務会計としての責任準備金	1-52
1.3.5.1	責任準備金の負債性	1-52
1.3.5.2	負債としての責任準備金の性質	1-53

1.3.5.3	会計監査人（公認会計士）との関係	1-54
1.3.6	責任準備金以外の各種準備金	1-56
1.3.6.1	危険準備金	1-57
1.3.6.2	価格変動準備金	1-60
1.4	資産運用関係収支	1-62
1.4.1	資産勘定の内容	1-62
1.4.1.1	現金・預貯金	1-62
1.4.1.2	コールローン	1-62
1.4.1.3	買現先勘定	1-62
1.4.1.4	買入金銭債権	1-62
1.4.1.5	商品有価証券	1-63
1.4.1.6	金銭の信託	1-63
1.4.1.7	有価証券	1-64
1.4.1.8	貸付金	1-68
1.4.1.9	有形固定資産	1-68
1.4.1.10	無形固定資産	1-68
1.4.1.11	その他資産	1-68
1.4.1.12	繰延税金資産	1-69
1.4.1.13	支払承諾見返	1-70
1.4.1.14	貸倒引当金	1-70
1.4.2	資産運用収益および資産運用費用	1-71
1.4.2.1	利息及び配当金等収入	1-71
1.4.2.2	支払利息	1-73
1.4.2.3	商品有価証券運用益・商品有価証券運用損	1-73
1.4.2.4	金銭の信託運用益・金銭の信託運用損	1-73
1.4.2.5	売買目的有価証券運用益・売買目的有価証券運用損	1-74
1.4.2.6	有価証券売却益・有価証券売却損	1-74

1.4.2.7	有価証券評価損	1-74
1.4.2.8	有価証券償還益・有価証券償還損	1-76
1.4.2.9	金融派生商品収益・金融派生商品費用	1-76
1.4.2.10	為替差益・為替差損	1-76
1.4.2.11	特別勘定資産運用収益・特別勘定資産運用費用	1-77
1.4.3	資産運用収益・資産運用費用以外の主な資産運用関係収支	1-78
1.4.3.1	固定資産等処分益・固定資産等処分損、不動産圧縮損	1-78
1.4.3.2	保険業法第112条評価益	1-78
1.4.3.3	価格変動準備金繰入	1-78
1.4.4	デリバティブ取引の会計処理とヘッジ会計	1-79
1.4.4.1	先物取引	1-80
1.4.4.2	オプション取引	1-80
1.4.4.3	スワップ取引	1-81
1.4.4.4	ヘッジ会計	1-81
1.4.5	資産利回りについて	1-85
1.4.5.1	ハーディ方式の平均利回り	1-85
1.4.5.2	トータルリターン・ベースの利回り	1-86
1.5	資産評価	1-88
1.5.1	生命保険会計としての資産の評価基準	1-88
1.5.1.1	原価基準	1-88
1.5.1.2	時価基準	1-89
1.5.1.3	低価基準	1-89
1.5.1.4	生命保険会計における資産評価	1-90
1.5.2	時価評価	1-91
1.5.2.1	時価とは何かー市場価格と時価および公正価値	1-91
1.5.2.2	日本における時価基準会計の導入	1-92
1.5.3	減損会計	1-93

1.5.3.1	日本における減損会計の導入	1-93
1.6	利源分析・基礎利益・配当	1-96
1.6.1	剰余金の分配	1-96
1.6.2	実務基準による配当の確認	1-97
1.6.3	社員配当準備金及び社員配当金	1-99
1.6.3.1	社員配当準備金	1-99
1.6.3.2	決算時求められる配当準備金関係資料	1-101
1.6.3.3	社員配当準備金及び社員配当金の経理処理	1-101
1.6.4	利源分析	1-104
1.6.4.1	利源分析の意義	1-104
1.6.4.2	利源分析の具体的方法	1-104
1.6.4.3	保険種類別利源分析	1-122
1.6.5	基礎利益	1-126
1.7	生命保険会社税制	1-131
1.7.1	7%最低課税方式	1-131
1.7.2	責任準備金繰入額	1-132
1.7.3	配当準備金の損金算入	1-133
1.7.4	IBNR備金の損金算入	1-134
1.7.5	受取配当金の益金不算入	1-135
1.7.6	生命保険会社に対する法人事業税	1-135
1.8	経済価値ベースによる責任準備金評価	1-137
Appendix		1-139
Appendix.1	諸外国の責任準備金	1-140
Appendix.2	米国における有価証券の評価	1-146

Appendix. 3	米国のAVRとIMR	1 - 148
Appendix. 4	国際会計基準における時価評価および減損会計	1 - 150

第1章 生命保険会計

1.1 生命保険会計の意義と特徴

1.1.1 生命保険会計の意義

生命保険会計とは、生命保険会社の支払能力の状況、業績あるいは活動の実態等を金銭で評価し、会計の言葉で表現することである。

生命保険会社においても会社法および企業会計原則等に則った会計処理を行うという点では一般の会社と変わりはない。しかし、生命保険業においては、保険業法において、その中心的な目的である契約者の保護を図るため、会計についても生命保険会社の健全化を図るための特別の規定がなされている。即ち、一般の企業会計においては債権者および投資家の保護に力点が置かれたものになっているが、生命保険会計については、契約の全期間にわたり契約者保護が確実に遂行されるよう生命保険会社の支払能力の確保を重視した会計が指向されている。この支払能力の確保を重視した保険業法による会計を、わが国では一般的に生命保険会計と呼んでいる。また、世界的な傾向として、特に株式生命保険会社の場合、財務会計として一般企業と同じ尺度での比較が求められているが、わが国においては保険業法による会計が、唯一の法定のものであり、その他の目的の場合もこの保険業法による会計が適用されている。しかし、わが国においても生命保険会計は、この保険業法による会計だけで充分役割を果たしえるという訳にはいかない。例えば、一般の事業会社・金融機関等と活動の実態が大きく異なること、計算基礎率の妥当性並びに配当率の妥当性および公平性といった面にも充分スポットを当てた表現が必要となること、また商品についても、契約期間の超長期性、群団性および技術性等多くの特殊性を有している。このため、保険業法による会計の尺度のみでは適切な評価をすることが難しく、保険会社の実態の十分な表現をすることが困難であり、独自の原則・尺度および技術等が要請される。これらの生命保険会社の独自性をふまえ、保険会社の実態を適正に表現することはアクチュアリーの仕事そのものであり、

生命保険会社におけるアクチュアリー役割は極めて大きいと言えよう。

1.1.2 生命保険会計の特徴

生命保険の特性として、一般に（1）保険期間が超長期であること、（2）保険料計算等の前提として大数の法則に従う群団が必要なこと、（3）保険料の構成要素が多様であり、また（4）平準保険料方式をとっていることから特に責任準備金の評価において技術的要素が極めて強いこと、さらに（5）相互会社形態の会社もあること、および（6）1000万件以上の契約を保有する会社もあり契約の量が極めて多いこと等をあげることができる。

これらの特性をふまえ、生命保険会社の支払能力の確保により契約の全期間を通して契約者保護を図るために、生命保険会計には様々な独自の原則が要請される一方で、社会的なディスクローズの要請、期間損益の適正化を重視するという要請、経営効率の評価に役立てたいという要請等、様々な目的からの会計基準が必要になってきている。わが国の場合、これらへの要請に対しても、保険業法による会計が適用されているが、諸外国ではそれぞれの目的毎に別の会計基準を適用した会計が行われている場合もある。

1.1.2.1 保険期間の超長期性から生じる特徴

物品販売業の場合、メーカーから商品を仕入れ販売するまで一般に短期間で完結し、週あるいは月単位で損益を測定することが可能である。一般の事業会社の場合、このような短期で完結する取引が中心であり、従ってこれらを対象としている会計原則もこのことを前提においている。しかし、生命保険の場合、契約の全期間を通じて生じる一定の偶発事故に対して保険給付の支払いを約している。即ち、保険会社は超長期にわたって適正な支払能力を確保することが強く要請されることになる。この支払能力の確保という点から、資産評価の保守性と支払準備のための準備金の充実という特性が生じることになる。

資産評価の方法は企業の清算価値としてとらえる方法とゴーイング・コンサーン（永続企業体）としての評価方法とで結果に大きな差が生じる。生命保険

会社の支払能力の確保を図るという点からは、不測の事態においても保険給付を行いうるという点で清算価値（＝現金処分化）が望ましいであろう。

このことは期間損益を重視する一般の事業会社においてゴーイング・コンサーンとしての観点から評価されることに比べて本質的な違いである。

また、支払いのための準備金の充実を図ることの必要性から、期間損益を明確にさせることが必ずしも可能ということにはならない。支払い準備のための準備金は将来の状況を慎重に予測して評価する必要がある、この結果当期の費用（準備金への繰入額）は通常の方式による費用の評価とは大きく変わることもあり得るからである。このことは、また、毎期の剰余にも大きな影響を与えることになる。支払能力の確保と剰余は表裏の関係にある。保険契約の全期間にわたって支払能力を適正に保つということは、毎期の剰余をどのようにするかということである。毎期の支払能力の評価により剰余が異なる。保険料は契約の全期間の収支をベースに、また、保険契約群団の収支相等等を図るよう設定されている。会社の責任も全保険期間にわたっており、真の剰余は群団の消滅まで確定しない。

1.1.2.2 群団性から生じる特徴

保険制度は大数の法則を前提としている。このことは、保険契約というものは群団としてとらえるべきであることを意味している。極端なケースを例にとると、保険金 1000 万円の契約 1 契約しか保有がない場合であれば当該契約の責任準備金として $1000 \text{ 万円} \times \text{責任準備金 (V) レート}$ を準備するだけでは、会社は支払い義務を全うすることが出来ない。1000 万円の支払準備が必要になる。このようなことから、保険制度は一定の群団を目的毎に設定し、群団間の公平性を図りつつ支払能力の確保を図っている。期間損益の適正化および税務等の要請から個々の契約に注目した経理処理を求められることがあるが、特に責任準備金の評価においてこの群団性を前提とした解釈をすることが必要である。

1.1.2.3 保険料構成要素の多様性等から生じる特徴

保険料の計算基礎は、3つの要素があり、しかも平準保険料方式を採用している。このことから、保険数学で保険料の分解を学んだとおりの収益である収入保険料を費用に対応させる方法を様々に考えることができる。この場合、この様々な方式は、いずれも一定の目的に応じたものであり、普遍的に正しい方法が唯一あるという訳ではないことに留意する必要がある。

保険契約の長期性、支払能力の確保等の特性を考慮し、毎期の剰余をいかに評価するかは極めて重要な課題である。

保険契約の群団性と併せ、これを適切に評価するためには保険数理の技法が強く要請されるが、これはアクチュアリーの大きな職務の1つである。

1.2 保険契約関係収支

1.2.1 保険料

1.2.1.1 会計上の特性

保険料は保険事業の収益の大半を占めるものであり、また、その会計的特徴は生命保険会計の特殊性の大きな要因の一つである。収益としての保険料がもつ特徴的な側面は次のとおりである。

第一は、保険料はその算出の根拠となる保険数理上の前提から群団を意識した概念であり、かつ様々な要素を含んでいることから、保険料の“収益”性は一種の評価であり保険金等の特定の費用と個別的な対応関係を当然にはもたないという点である。すなわち、保険料はその対応する費用である保険金等との関係において、群団固有に設定され、群団の負担に帰すべき金額として算出される。もちろん保険料の収納は個々の契約者ごとになされるが、それは群団としての負担を個別に分担しているに過ぎず、保険制度上は一定期間における保険料の収入と保険金等の支払いとの間に個別的な対応関係はない。このことは一般の事業会社における売上高と原価もしくは仕入れとの関係とは大きく異なるものである。しかし、会計処理上特別の理由により、あえて保険料を個別的概念として捉えようとする場合がしばしばあることも事実である。この場合、対応する費用の発生が蓋然性を有するものであることから、保険数理上の技術を用いて、後述する保険料の分解を行い、個別対応を行っている。

第二は、保険料算出上の前提及び保険料収納時の一括収益計上性を考慮すれば、対応する費用として「責任準備金繰入」の計上が不可欠であるという点である。保険料は、ある一定条件のもとで保険期間中における収入現価の総額と支出現価の総額とが一致するように設定されている。

一般に、保険保障の対象となる保険事故は契約の後期ほどその発生の確率が高くなり、また満期保険金等の支払額確保の必要性から、保険会社は責任を遂

行するために必要な責任準備金を評価し積み立てる。保険計理上この責任準備金は、群団を前提とし支払能力確保の観点から評価するが、会計上は、この責任準備金の前年度末残高と当年度末残高の差を「責任準備金繰入」として費用計上することになる。会計上、費用・収益の対応を考えると、保険料の一部と利息配当金収入の一部とが、「責任準備金繰入」の財源となる。この「責任準備金繰入」により、収納した保険料を全額“収益”として計上することの一種の調整を行うことになり、保険料の当期収益部分相当額を収益として計上することと同様の効果となる。

第三は、保険料の増加が単年度剰余の比例的増加をもたらさないという点である。このことは保険数学で既に学んだ保険料の分解から明らかであろう。例えば、保険料の構成要因のうち付加保険料部分は、対応する費用との間に時間的なずれが存在し、剰余への貢献は遅れる。また、貯蓄保険料部分は会計上預り金的な性格をも有し、収入時の剰余には貢献しないが、その運用にかかる収益と負債利子に相当する予定利息との差が毎年剰余として計上される。危険保険料部分は地震等の大災害の発生を除けば剰余にほぼ比例的な貢献をする。こうした各要因の特質が剰余に大きな影響を与えるのである。

第四は、前納保険料等、当期に充当される保険料以外の保険料についても収納した時点で全額を保険料として計上する点である。この場合、翌年度以降に充当される部分は事業年度末に未経過保険料として責任準備金に加算して積み立てることにより、収益と費用との対応を図っている。また企業年金のシェア変更による積立金の受け入れも保険料として処理しており、年度末に「責任準備金繰入」を行い損益の対応を図っている。このように保険料は必ずしも収益とならない部分についても全て保険料とし計上し、逆に払込期日が到来しても実際に保険料が払い込まれない場合には、保険料として計上することはない。即ち日々の取引においては現金主義によっており、事業年度末の決算処理により実質的に発生主義と同じ効果となるよう調整を行っている。

1.2.1.2 収益計上基準

保険料が性格を異にする三つの要素から構成されるものである以上、本来これをどのように収益として計上すべきか、その計上基準等を別々に設定する方法も考えることができるであろう。しかし、保険計理上の意義は異なるとはいえ、実際の収納はこれらを合算して同時に行われるものであり、また三つの要素の区分が一種の評価であること、さらにその区別に際しては個々の契約ごとに複雑な計算を要することから、実務上は保険料という一つの勘定科目により処理しており、保険料の収益計上基準も、結果的に三つの要素間の区別をしていない。

保険業法施行規則は、保険料の計上を次のとおり現金主義によるものと規定している。

「決算期までに収入されなかった保険料は、貸借対照表の資産の部に計上してはならない。」

保険料の計上を、入金を手がかりとして行おうとする意図は、保険料の債権としての位置づけにあると思われる。つまり、保険料の支払いは契約者の自由意志に基づくものであり、未収保険料は保険会社の確定債権とはいえないと考えられるため、払込期日の到来等により収益として計上することは保守主義の原則の観点から妥当ではないと考えられるのである。ただし、債権としての保険料のこうした性格から入金をもって収益の実現として捉え、収益計上基準は実現主義によると考えても差し支えないであろう。この意味で、企業会計原則における一般の収益計上基準に沿うものであると解釈できよう。

先に述べたように保険料の計上は現金主義によっており未収保険料は計上しないが、これに対応し、責任準備金の積立でも保険料の入金を限度として行っている。これを責任準備金の「限度積立」と呼んでいる。限度積立にかかる実際の計算は一般に次のとおりである。

すなわち責任準備金は、技術上の問題から年度末有効契約に対して一応払込期日の到来した保険料につきすべて収入のあったものとして計算し、そこから未収保険料中の保険料積立金および未経過保険料相当分を各々差し引いて算出

する。ただし、決算時から猶予期間末までの期間内に保険料の収入が見込まれない契約についての当該期間に対する危険保険料相当額は、保険料の収入が見込まれない契約からも死亡保険金等の請求だけはあると考えて、これを加えることとしている。

1.2.1.3 払込期月前収入の保険料および前納保険料等

前納とは、次期以降の保険料を前払いする制度であり、勘定科目上当期と次期以降との区別をせず、すべて「保険料」として計上する。このままでは当期の収益が過大となるため次期以降にかかる部分を未経過保険料として責任準備金に積み立てることにより損益の調整を行っている。

保険料は払込期日毎に払い込まれるとは限らず、遅れて払い込まれたり、期月前に払い込まれたりする場合がある。期月前に払い込まれるケースとしては、例えば払い込み期月が4月にもかかわらず3月に払い込まれたり、一括払いや前納により数か月分の保険料あるいは数年分の保険料が払い込まれることがある。

このような場合、実際に払い込まれたときに、全額を保険料勘定で計上するが、当期に充当されるべき保険料を除いて責任準備金（未経過保険料）を積み立てることにより期間損益の修正を行うことになる。

a. 払込期月前に払い込まれた保険料の取扱い

例えば払込期月が5月の月払保険料が4月に払い込まれた場合、4月に払い込まれた際、当該保険料額を保険料として計上しておけば処理は完了したことになる。しかし、5月期月の保険料が3月中に払い込まれてきた場合は若干事情が異なる。実際に払い込まれた3月度に保険料として計上することは同じであるが、この保険料が実際に保険料として充当されるのは次の事業年度に入った5月度であるため、この保険料を当期の収益のままとしておいては、次の事業年度の利益が過小となってしまう期間損益に歪みを生じさせることになる。従ってこのような場合、払い込みのあった事業年度末において未だ保険料に充

当されない部分を、通常の責任準備金に上乗せして積み立てることにより修正を図ることとしている。この責任準備金に上乗せして積み立てる部分は翌年度保険料として未経過保険料に含めている。

b. 一括払い保険料の取扱い

この場合も a の取扱いと考え方は同じである。例えば、月払契約で8月に向こう6か月分の保険料が払い込まれた場合、8月にこの6か月分保険料を全額保険料として計上するだけでよい。しかし、8月に向こう9か月分の保険料が払い込まれた場合は、当事業年度に充当されるべき保険料と翌事業年度に充当されるべき保険料とが生じるため、この翌事業年度に充当されるべき保険料相当額を通常責任準備金に上乗せして、未経過保険料として積み立て、期間損益の修正を図ることになる。

なお、一般に一括払い保険料は、1月分表定保険料×一括払い月数分に比べ、一括払いの月数に応じた割引きをしているため、この翌事業年度に充当されるべき保険料相当額をどのように評価するかは興味ある問題である。

c. 前納保険料の取扱い

数年分の保険料が一時に払い込まれた場合でもその払い込みのあった時に全額保険料として計上することは a および b の場合と同様である。しかし、前納保険料の場合、翌年度以降分の保険料が早く払い込まれることから、一般にこの部分について一定の利率で割引きをしており、また実際にはこの割引利率と異なる利率を積立金に付しているため次のように期間損益の修正を行う。

当年度分保険料を含め n 年分前納された場合を考えよう。

年金現価率の利率を i 、年金終価率の利率を i^* とする。いま年払い営業保険料を π とすると、払い込まれた保険料は $\pi \cdot \ddot{a}_{\overline{n}|}$ であり、保険料の払い込みがなされたときに、次の処理を行う。

現金	$\pi \cdot \ddot{a}_{\overline{n} }$	保険料	$\pi \cdot \ddot{a}_{\overline{n} }$
----	--------------------------------------	-----	--------------------------------------

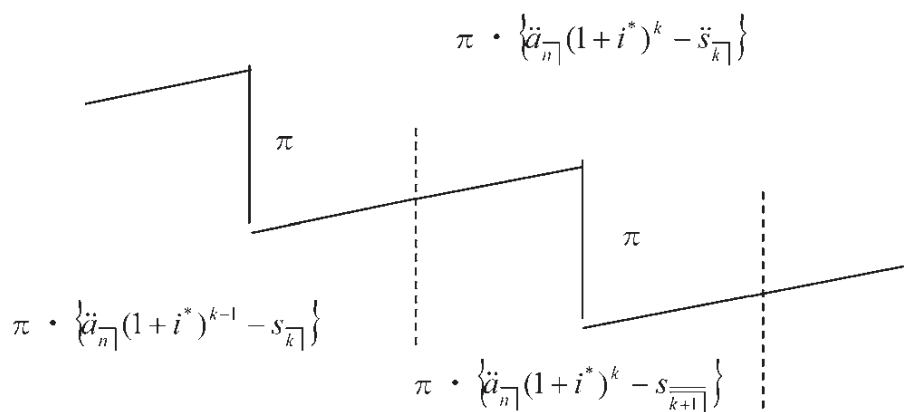
ここで、払い込まれた保険料 $\pi \cdot \ddot{a}_{\overline{n}|}$ がどのように推移していくかを調べてみよう。

前納がなされた時点をと $t=0$ とし、以後毎年の応当日毎に1年経過するとした場合、 $t=k$ における前納保険料の残高は、一般に

$$\text{当期分保険料充当前} \quad \pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|}(1+i^*)^k - \ddot{s}_{\overline{k}|} \right\}$$

$$\text{当期分保険料充当後} \quad \pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|}(1+i^*)^k - \ddot{s}_{\overline{k+1}|} \right\}$$

で表わすことができる。



従って、第 k 保険年度直後に到来する事業年度末における前納保険料残高は、応当日から事業年度末までの期間を θ 年 ($0 \leq \theta \leq 1$) とすれば

$$\pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|}(1+i^*)^k - \ddot{s}_{\overline{k+1}|} \right\} \cdot (1 + \theta \cdot i^*)$$

と表わすことができる。

事業年度末に残高を洗替え、責任準備金（未経過保険料）に計上することから、次のような会計処理を行う。

責任準備金 $\pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n} } (1+i^*)^{k-1} - s_{\overline{k} } \right\} \cdot (1 + \theta \cdot i^*)$	責任準備金戻入 $\pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n} } (1+i^*)^{k-1} - s_{\overline{k} } \right\} \cdot (1 + \theta \cdot i^*)$
責任準備金繰入 $\pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n} } (1+i^*)^k - s_{\overline{k+1} } \right\} \cdot (1 + \theta \cdot i^*)$	責任準備金 $\pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n} } (1+i^*)^k - s_{\overline{k+1} } \right\} \cdot (1 + \theta \cdot i^*)$

この結果、当該事業年度中に 1 回分営業保険料が充当され（負債の減少＝収益の増加）かつ、事業年度末まで利率 i^* を付利した残高が計上されることになる。保険料の計上は前納がなされた時点で一括して計上しているため毎年の保険料充当は特段の経理処理を行わず、前納保険料残高の洗い替えにより自動的に第 1 回分保険料が収益計上されたと同じ効果を生じさせることとしている。

この結果、事業年度末に残高として

$$\pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^k - s_{\overline{k+1}|} \right\} \cdot (1 + \theta \cdot i^*)$$

が貸借対照表上負債の部に責任準備金の一部として計上され、「責任準備金繰入」と「責任準備金戻入」とを相殺した差額が、損益計算書上「責任準備金繰入」に計上されることになる。

この「責任準備金繰入」として損益計算書上に計上される金額は、当事業年度中に保険料として充当される 1 回分営業保険料（ π ）〔負債の減少＝収益の増加〕と、前納保険料残高の利率 i^* による当事業年度中の利息による増加分〔負債の増加＝費用の増加〕とを相殺した額になる。

上記 k 事業年度末における仕訳から、損益計算書に計上する責任準備金繰入額を求めてみよう。

損益計算書に計上する責任準備金繰入額は「責任準備金繰入」と「責任準備金戻入」との差額であるから責任準備金繰入額

$$\begin{aligned}
&= \pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^k - s_{\overline{k+1}|} \right\} \cdot (1+\theta \cdot i^*) - \pi \cdot \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^{k-1} - s_{\overline{k}|} \right\} \cdot (1+\theta \cdot i^*) \\
&= \pi \cdot (1+\theta \cdot i^*) \left[\left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^k - s_{\overline{k+1}|} \right\} - \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^{k-1} - s_{\overline{k}|} \right\} \right] \\
&\text{ここで、 } s_{\overline{k+1}|} = (1+i^*) s_{\overline{k}|} + 1 \quad \text{から} \\
&= \pi \cdot (1+\theta \cdot i^*) \times \left[(1+i^*) \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^{k-1} - s_{\overline{k}|} \right\} - 1 - \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^{k-1} - s_{\overline{k}|} \right\} \right] \\
&= \pi \cdot (1+\theta \cdot i^*) \left[\left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^{k-1} - s_{\overline{k}|} \right\} \times i^* - 1 \right] \\
&= \pi \cdot (1+\theta \cdot i^*) \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^{k-1} - s_{\overline{k}|} \right\} \times i^* - \pi \cdot (1+\theta \cdot i^*) \\
&= \left[\pi \left\{ \ddot{a}_{\overline{n}|} (1+i^*)^{k-1} - s_{\overline{k}|} \right\} \times (1+\theta \cdot i^*) \times i^* - \pi \cdot \theta \cdot i^* \right] - \pi
\end{aligned}$$

〔 〕内を見ると、第1項は前事業年度末残高の利率 i^* による1年後の利息による増加であり、第2項は当該事業年度中に保険料を充当したことによる前納保険料残高の減少分の利息部分であることから、〔 〕は前納保険料残高の利息による増加分であり、第2項の π は当事業年度中に充当した保険料を意味している。

1.2.1.4 保険料の区分

保険料は収入のつど、保険種類別、払込方法別、初年度・次年度以降別（初年度はさらに初回・初年度2回目以降）、等に区分される。

一般的に決算では、収入保険料と保有契約および責任準備金の3者は相互に完全に対応していなければならない。新契約については3月31日までに成立して第1回保険料の入金があったものはすべて保有契約に計上し、その責任準備

金を積み立てる。逆に3月31日までに申込があっても未入金の場合には、保有契約にも責任準備金にも計上しない。保険会社の成績月と暦月が異なる場合には、特に注意が必要で、責任開始日を基準に決算内外の判別を行い暦月ベースに修正する。

1.2.2 保険契約上の支払い

1.2.2.1. 費用計上基準

生命保険会計における費用の計上基準は、発生主義である。即ち、その費用の発生した期間において、合理的に認識しうる金額を、当該期間の費用として計上する。

実務上は、期中における保険契約上の給付を、その支払時に現金主義により処理するが、事業年度末において「支払備金」勘定を用い発生主義による処理に修正する。

この状況を保険金を例にとって説明しよう。

当年度中に支払う保険金には、前年度以前に支払事由が発生し、年始の支払備金中に計上されていたものと、当年度に発生したものとがあるが、会計処理は支払債務発生の時点を問わず、実際に保険金を支払った時点において「保険金」勘定により次のとおり計上する。

例1. 前年度末において支払備金に計上した死亡保険金10百万円を支払った。

死亡保険金	10百万円	現金	10百万円
-------	-------	----	-------

例2. 当年度に発生した死亡保険金15百万円を支払った。

死亡保険金 15 百万円	現金 15 百万円
--------------	-----------

なお、支払備金の会計処理は年度途中では行わず、事業年度末に一括して年始すなわち前年度末計上額を全額戻入し、あらたに未払いとなっている金額を一括して負債に計上する。

例 3. 決算時に前年度末支払備金に計上した金額を洗替処理するため全額戻入した。(年始計上額の全額取崩し)

3/31

支払備金 300 百万円	支払備金より戻入 300 百万円
--------------	------------------

例 4. 当年度末の保険金にかかる支払備金を計上した。

3/31

支払備金に繰入 350 百万円	支払備金 350 百万円
-----------------	--------------

支払備金の計算は、次のように行い当年度末計上額を例 4 のように処理する。

年始計上額 (前年度末計上額)

－当年度中に支払った保険金等

－当年度に時効完成となった保険金等

－当年度中に告知義務違反等で支払不要となった保険金等

＋当年度に保険事故が発生した契約のうち未払の保険金等

当年度末計上額 (翌年始計上額)

以上のように「保険金」勘定には、保険事故発生の時期を問わず、実際支払額を現金主義によって計上する（例1、例2）が、前年度以前に支払債務が発生した金額の支払いについては、支払備金の戻入（負債の取崩益）によって費用（「保険金」勘定）と相殺され（例3）、当年度中に支払債務が発生した金額の未払い分については、支払備金への繰入（負債への繰入損）によって費用が計上される（「保険金」勘定への計上はしない（例4））。こうした処理を行うことで、発生主義による期間損益計算が可能となる。

なお、当年度に保険事故が発生した契約のうち未払いのものについては「保険金」勘定へ計上せず、支払備金への繰入れにより費用計上を行うが、契約高統計上は「死亡」として計上し保有契約から削除し、同時に責任準備金も当該契約対応分が取崩される点、併せ理解が必要である。

保険契約上の支払いに含まれる勘定科目は、「保険金」「年金」「給付金」「解約返戻金」および「その他返戻金」であり、決算期に監督当局に提出する資料では、保険金については、死亡・災害・高度障害・満期・およびその他の区分を、給付金については、死亡・入院・手術・障害・生存・一時金・およびその他の区分により、細分することが要請されている。

上記のうち、「その他返戻金」とは、「保険金」「年金」「給付金」「解約返戻金」の諸勘定に属さないものを計上する科目であり、前納契約が消滅した場合の前納残高の返還金、前払保険料の未経過分の返還金等処理するものである。

1.2.2.2 契約変更の場合の経理処理

a. 払済・延長保険への変更

契約者貸付金がない場合、経理処理は行わない。しかし、契約者貸付がある場合、通常これら変更時に貸付金の精算を同時に行うため、次のような経理処理を行う。

積立配当金残高 200 千円、契約者貸付金 500 千円の契約を払済保険に変更

した場合を例に説明しよう。

イ. 契約者貸付金 500 千円のうち 200 千円は積立配当金を貸付金返済に充当した場合

社員配当金	200 千円	貸付金	500 千円
その他返戻金	300 千円		

ロ. 積立配当金を契約者貸付金の返済に充てず、そのままにした場合

その他返戻金	500 千円	貸付金	500 千円
--------	--------	-----	--------

b. 契約転換の場合の経理処理

転換制度は様々な方法が考えられるが、転換時点の転換価格を新契約の責任準備金に充当する方法を例にとって説明しよう。今、転換価格が各被転換契約について次のようになっているとする。

① 転換時の責任準備金	500 千円
② 前納または一括払の残高（未充当金）	100 千円
③ 積立配当金	30 千円
④ 契約者貸付金	200 千円
<hr/>	
転換価格	430 千円

この場合、契約者貸付金 200 千円が②+③により、まず返済され、不足分が①により返済されたと考え、次の処理を行う。

その他返戻金	170 千円	貸付金	200 千円
社員配当金	30 千円		

ここで、その他返戻金 170 千円は、②の 100 千円と①による貸付金返済 70 千

円の合計である。また、被転換契約の責任準備金のうち転換後契約の責任準備金に充当する部分については、転換時に経理処理を行わない。これは、転換前契約の責任準備金は決算時において契約が消滅していることから、自動的に責任準備金を取り崩されており、転換後契約の責任準備金として新しく計上しなおされることにより、会計上の損益はバランスするからである。

1.2.2.3 支払備金

保険金、給付金、解約返戻金等で、支払義務が発生したが何らかの事情で事業年度末に当該事由に対する支払いがなされていない場合等には、会社はその金額を「支払備金」として積み立てなければならない（法第117条）。つまり、支払備金は既に確定している債務のうち、未だその支払いが終わっていない金額にかかる未払金であるといえることができる。

平成8年改正前の旧保険業法では法律レベルでは支払備金の明文規定はなかったが、新保険業法では、保険業特有の負債として、法律レベルで積立が義務づけられた。

保険業法施行規則（第72、73条）では、支払備金として次の2種類の積立を要求している。

- (1) 支払義務が発生しているが、決算期において、まだ支出として計上していない保険金等
- (2) 支払事由の発生を報告を受けていないが、支払事由が既に発生したと認められる保険金等（いわゆる「IBNR（既発生未報告）備金」）

旧保険業法の下では、法令上、IBNR備金の根拠規定が明確でなく、一部の会社のみが積立を行っていた。新保険業法で、IBNR備金についても積立義務が課されることとなった。

IBNR備金の積立額の具体的な計算方法は、平成10年大蔵省告示第234号に規定されており、次の平均額である。

- ・前年度末 I B N R 備金積立所要額 × 当年度支払額 ÷ 前年度支払額
- ・前々年度末 I B N R 備金積立所要額 × // ÷ 前々年度支払額
- ・前々々年度末 I B N R 備金積立所要額 × // ÷ 前々々年度支払額

支払備金については、単に支払備金の経理処理を学ぶだけでなく、契約高、責任準備金、さらに契約者貸付金のある場合については契約者貸付金の取扱いについても、総合して理解をしておくことが必要である。

事業年度末において支払備金計上の対象となる契約について、これらの取扱いを具体例で説明しよう。

例えば、 死亡保険金 10,000 千円、解約返戻金 1,200 千円

契約者貸付金 1,000 千円

の契約が事業年度末の直前において解約の申し出があり、解約処理を行ったが、事業年度末現在、解約返戻金は未払いの状態にあるものとする。この場合、事業年度内に解約の処理が行われていることから、事業成績上この契約は解約に計上され、年度末の保有には計上されないことになる。従って、この契約に対する責任準備金も当然のこととして計上されないことになる。また、支払備金は、契約者貸付がある場合でも、貸付金を控除する前の金額を計上することとなっているから、支払備金としては解約返戻金として 1,200 千円を計上することになる。

事業年度末においては、

支払備金に繰入 1,200 千円	支払備金 1,200 千円 (解約返戻金備金)
------------------	----------------------------

の処理を他の支払備金と合算し、行うことになる。

契約者貸付金は、年度末においては特段の処理をせず、翌事業年度以降で実際に解約返戻金を支払い、貸付金が精算された時点で、次のような会計処理をすることになる。

解約返戻金	1,200 千円	契約者貸付金	1,000 千円
		現金	200 千円

支払備金については保険給付の支払事由発生日以降、利息を生じさせず、契約者貸付金についても解約処理日以降無利息で貸付金勘定に残すこととしている。

支払備金明細表

区 分		当年度 発生分	前年度 発生分	前々年 度発生 分	その他 年度発 生分	合計	うち規則第 72 条に定める既 発生未報告分
保 険 金	死亡保険金						
	災害保険金						
	高度障害保険金						
	満期保険金						
	そ の 他						
	小 計						
年 金							
給 付 金							
解 約 返 戻 金							
その他返戻金							
保険金据置支払金							
社員(契約者)配当金							
合 計							
	うち受再保険						

当年度時効処理額	
----------	--

(備考)

1. 保険約款貸付のある契約については、その貸付額を控除しない額で記載すること。
2. 社員（契約者）配当金には、支払備金に計上した契約の未払社員（契約者）配当金を掲載すること。
3. 規則第 72 条に定める既発生未報告の死亡保険金等を計上する場合については、それ以外の支払備金と合算して当年度分に表示すること。
4. 「当年度時効処理額」については、保険料振替貸付金、契約者貸付金等を精算した後の値を記載すること。

1.3 保険契約準備金

1.3.1 責任準備金の意義、特徴

1.3.1.1 責任準備金の定義・目的

契約者保護・保険金支払能力を主眼においた保険業法上の責任準備金は、「保険群団の将来の保険金支払い（及び解約返戻金の支払い）に備えて、生命保険会社が評価し、積み立てるもの」である。この評価に際し最も重要な視点は、相当程度の確度で保険契約上の債務を将来に渡り遂行することにある。

なお、会計的な意義としては、責任準備金の積立方式・水準が異なれば、それにより剰余金が大きく変動する点から、生命保険会計上、保険料と並んで最重要項目といえよう。

1.3.1.2 会計の目的に応じた責任準備金

ここで「保険業法上の責任準備金」という意味について述べたい。

一般的には、会計の目的に応じて会計手法が異なる。（大胆な割り切りを行えば）一般事業会社では、①債権者保護（及び、その裏返しとして配当可能利益の算出）を目的とした会社法に基づく会計、②比較可能性を重視しながら企業の収益情報を投資家に提供するための金融商品取引法に基づく会計、③法人税の基準を算出するための税務会計がある。日本においては、税務会計での若干の調整があるものの、基本的には3つとも同一のものを用いている。しかし、諸外国においては、会計の目的に応じて異なる会計を使い分けるため、この3つが独立している国も多い。

例えば、米国の保険会社の会計には、①保険監督としてのSAP会計、②金融商品取引法に類似の概念に基づき、一般事業会社と同列に扱われるGAAP会計、③税務会計が独立して存在している。保険監督（SAP）の視点は、契約者保護（保険金支払能力確保）であり、法でルールを定めて保守的な評価としている。一方、GAAP会計の視点は、株式保険会社の株主（投資家）への情

報提供であり、期間損益や費用対効果をより適正に把握する考え方にたっている（なお、米国の保険相互会社も、社債発行や格付けの必要性から、GAAP会計が求められている）。

会計方法が異なることの意味は、とりあえず、次節の「長期性」で例示による解説を行うが、後の節を読み進むうちに更に理解を深めてほしい。

日本の生命保険会計では、①会社法の代わりに、契約者保護・保険金支払能力確保を主眼とした保険業法に基づく会計（以下「業法会計」とする）があり、また、③業法会計を基礎に、所要の調整を加えた税務会計がある。

日本においても、株式保険会社では②金融商品証取法に対応した会計が必要であるが、これは業法会計を流用している（一般事業会社でも会社法会計と金融商品取法会計が同じであることと同様）。投資家（又は期間損益把握）という視点からは不十分な情報しかない。このため、この種の期間損益を把握するための会計は、法律等に基づかない内部管理会計として把握していくことになる。内部管理会計にも様々なものがあり、保険会社の潜在的価値を算出することを目的に発展した会計手法もある。

1.3.1.3 生命保険の長期性による特徴

生命保険は、期間の数十年に渡る長期の契約であることに大きな特徴がある。1年単位の会計では概ね真理として定まるものでも、長期となれば、その会計の目的に応じて「評価」されるものとなり、評価の内容・水準は全く異なった結果となる。

例えば、6カ月後に100万円返済する場合の現時点の負債額は、利率をどうするかで若干の差異はあるものの、100万円程度であることは間違いない。しかし、30年後に支払義務が発生する場合、現時点の債務額の考え方は様々な異なることになる。保守的な見方に立てば、最も低い利率での現価計算を行った金額であろう。しかし、30年後の返済であれば、どのような利率を用いるべきであろうか。また、100万円の借金の使用用途からのリターンとの対

応を図る考え方もあろう。

更に、利率以外に、死亡率による不確定性（条件付き債務）をも評価しなければならない。予定死亡率どおりに死亡が発生する保証は何らない。

また、30年の間に解約した場合、何らかの金額を支払うのであれば、これも条件付き債務であり、この評価も問題となる。

このように、評価に幅があるということは、会計の目的によってその方式も異なることになる。極端な言い方をすれば、契約者保護を主眼とした業法会計においては、保守的な負債額の確定が主目的であり、その結果となる剰余は企業活動の価値や投下資本からのリターンというものが考慮されにくい。また、期間損益の把握を主目的とした会計での責任準備金は、将来の保険金支払いのための債務であることを外れて、極論すれば、毎年の剰余を適切に算出するための調整結果に過ぎないケースさえあるのである。

このことは一般事業会社においても似た点はあるものの、一般事業会社での仕入れ、加工、販売といった事業活動は比較的短期間の周期であるため、様々な会計目的に応じた差は、生命保険会社に比べるとかなり小さいと言える。

以下、この章では、特に断らない限り、契約者保護を主眼とした業法会計について述べることとし、期間損益算出等を目的とした「内部管理会計」については第7章で触れることにする。

1.3.1.4 責任準備金の群団性

次の特徴として、責任準備金は「群団」を前提とした概念であることが挙げられる。

決算時の責任準備金の評価（計算）の実務は、個々の契約単位に責任準備金（＝保険金額×責任準備金率）を計算し、その全契約分の合計額を積み立てている。しかし、これは、銀行預金のように個々の契約毎に分割された責任準備金という負債があるということではない。全契約の合計額（又は保険種類等の何らか

の群団毎の合計額)を、その群団のための支払能力確保のため積み立てるということであり、個別契約毎に分解されるものではない。

極端なケースを例にとり、契約が1件しかない死亡保険を考えてみよう。この場合、事業年度中にこの契約が死亡せずに有効なまま継続したとすれば、この保険の危険保険料そのものが死差益となり、ある事業年度において死亡したとすれば、危険保険金から当期の危険保険料を引いた額がその年の死差損となってしまう。即ち、契約が少なれば大数の法則が成り立たず、保険機能が働かないわけである。このような大数の法則が成立しうる保険群団に対して、支払能力の確保という観点を重視し、アクチュアリーは事業年度末において責任準備金の評価を行うわけである。

上記のような契約件数が極端に少ない場合、群団として成立させることには無理があり、他の保険に統合する等の工夫が必要である。

次に世代間をまたぐ群団性について考えたい。

生命保険の運営にかかる事業費は、初年度(新契約費)と翌年度以降で水準が全く異なる。このため、収益・費用の対応を目的とした会計では、新契約の各世代毎に群団を分け、チルメル式等の考慮を行うこともある。しかし、収益・費用の対応を目的とした会計であっても、保険種類毎に世代をまたいだ1つの群団として把握していく場合は、必ずしもこの種の調整を行う必要はない。

更に、最終的には責任準備金の積立ては支払能力確保を目的として行われる。このため、世代をまたいだ群団として、世代間の一種の相互扶助を行いながら積み立てることになり、この意味からも個別契約単位に分解できない。

事業費面以外でも、投資年度別の収益把握法をとらない場合の利率面、選択効果により世代間の死亡率が異なる場合等についても、群団で考える必要がある。

この群団性も、責任準備金の会計目的に応じた「評価」という側面を強めている。

群団性と裏表の関係にある「持ち分」について考えたい。会計学でいう「持ち

分」は、純資産の部に関連して使用されることが多いようである。ただ、ここでは、俗にいう「持ち分」として、責任準備金部分についてのものとする。

「持ち分」という言葉は、その意味・定義が明確でなく使用されることが多い。「持ち分」をその語感のとおり規定すれば、抽象的には「契約者に帰属権がある部分」となる。しかし、それを具体的な権利として「その帰属権ゆえに、契約者が解約時等に返還請求できる部分」とまで見るか、それとも、そこまで主張せずに抽象的な考えに止めておくのか分かれる。

前者の具体的な権利と理解した場合、実際に返還される金は解約返戻金以外にあり得ないため、解約返戻金との関係が問題となる。とすれば、責任準備金の「持ち分」に関する議論は、「責任準備金を全額、契約者毎に割り振り（多くは平準純保険料式責任準備金）、解約時には返還すべきである」ことへの反論であり、「解約返戻金は積み立てる責任準備金より低い金額で決定している」ことの正当性の主張であると思われる。

この正当性（又は必要性）を、保険計理の観点から証明し、主張していくことが重要となる。

1.3.1.5 基礎率の評価性

支払能力の確保という観点も、その意味するところは極めて複雑であり、多様である。例えば、責任準備金計算用の計算基礎率は、支払能力に重点を置いた評価の場合、必ずしも保険料計算基礎率と同一の率で評価しなければならないということでもないであろう。今、評価する時点において、将来の保険事故の発生率が高くなるのが相当に確実であることが予想されるなら、その高く見込まれる給付発生率を用いた責任準備金を積み立てることが必要であろう。これを低い水準の責任準備金のままで放置し、この結果剰余を過大なものとし、配当又は税金として社外流出させてしまえば保険会社は将来の保険債務を全うできなくなる可能性が高くなるであろう。

この点については、後の節で詳しく説明する。

1.3.1.6 相当程度の確度

最初の節で述べた責任準備金の評価の視点の「相当程度の確度」について述べたい。

生命保険の特徴である長期性により、どのような資産や責任準備金、その他の積立金であっても、100%の確率で将来の保険金支払を保証することはできない。これは、一般事業会社の債務や、仮に短期の預金しか取り扱わない銀行であっても同様であるが、生命保険会社はその長期性により、より重要な意味を持つのである。

(ただし、銀行等の債務の健全性は、負債面よりも資産面の重要性が高い。生保も同様ではあるが。)

このため、ある程度以上の確度でしか支払能力は担保できず、その確度をどの程度とするかが重要なのであるが、この確率を明示的な水準で設定することはできない(極論すれば、その水準は評価する人毎に異なることになる)。

この確度を高める(健全性確保)方策として、様々なことがあげられる。

まず第一に、責任準備金の評価を保守的に行うこと。

ただし、責任準備金が金額面から見ても生保会計上の最重要項目であることから、様々な会計上の制約があり、これ単独で保守的評価を進めていくことは困難である。

次の方策として、最近の諸外国及び日本では、相当程度の確度を責任準備金とそれ以外のソルベンシー・マージン(又はサープラス)で役割分担させ、より支払能力を強化させる考え方が主流となっている(ソルベンシー・マージンについては第6章で詳しく説明する)。即ち、ある程度の環境変化は責任準備金で対応するものの、それ以上の環境変化はソルベンシー・マージンで対応するのである。責任準備金で対応する範囲は、各種計算基礎率の範囲内の変動(リスク)という言い方がされることが多い。

なお、ソルベンシー・マージンを加えたとしても、やはり100%の確度で将来の保険金支払を保証することはできないため、「相当程度の確度」をより一層強化したものにすぎない点は理解しておく必要がある。

このことは、「保険計理」の視点からは、責任準備金とソルベンシー・マージンの境界があまり明確でないことを意味する。ただ、生命保険会社も企業会計原則に準拠して財務諸表を作成するのであり、会計のうえからは両者の区分が重要である。

また、基本的なことであるが、資産の健全性も高めることも重要である。

更に、資産と負債面のキャッシュフローのマッチング検証（キャッシュフロー・テスト）を行うことで、その確度を高めていくことも諸外国で行われており、日本でも導入されている。

1.3.1.7 責任準備金の「会計」上の意義

会計的には、保険料を全額収益として計上することの見返りとして、責任準備金繰入額を費用計上することにより、保険料中の危険保険料および付加保険料相当額のみを収益として認識するための修正を行うことを意味することになる。

しかし、ここで大切なことは、前述のとおり、責任準備金の群団性・評価性という側面である。個々の収入された保険料を一定の方式に基づいて貯蓄保険料、危険保険料および付加保険料に分解し、貯蓄保険料部分の合計額を責任準備金繰入額とし、危険保険料および付加保険料の合計額を収益として認識する訳ではないということである。保険群団に対して支払能力の観点から評価した事業年度末責任準備金を貸借対照表上の負債に計上し前事業年度末の責任準備金との差額を損益計算書上の費用として計上する訳である。

即ち、生命保険会計においては、保険契約上の責務の遂行を優先させることの必要性から、責任準備金の群団性・評価性を強く意識せざるを得ず、個々の保険料を分解し、その収益部分を抽出し、その集合体を収益として認識する方法はとり難く、義務を遂行するための負債を積み立てるという観点からの負債の

増加を当期の費用として計上し、その結果として保険料中の収益部分を逆に評価するという方法をとることになる。この方法においては、通常、会計で尊重する収益と費用との対応、期間損益といった概念は必ずしも前面にでたものとはならず、一般事業会社の会計からの類推では理解しにくい面もあろう。生命保険会計は、生命保険の枠組を一般事業会社の会計に対応させるということではなく、生命保険の仕組みから生ずる特殊性を素直に会計の用語により理解することが必要と思われる。ただ、逆にそのことから、保険計理に基づく生命保険会計と一般事業会社を主に念頭においた一般企業会計との間との関係には微妙なものが生ずることにある。この点については、以下の具体的な説明で触れることになる。

1.3.2 保険業法における責任準備金

1.3.2.1 旧保険業法上での位置づけ

平成8年4月改正以前の保険業法（以下「旧保険業法」）では、責任準備金について、第88条第1項に「保険会社は、毎決算期に保険契約の種類に従い、責任準備金を計算し、且つこれを特に設けたる帳簿に記載することを要す。」と規定し、保険種類毎に責任準備金を評価することを保険会社に義務付けている。更に旧保険業法の施行規則第30条において責任準備金を保険料積立金、未経過保険料及び危険準備金に区別することを要請している。

同第31条第1項では保険料積立金について「純保険料式に依りて計算したる額を下回ることを得ず」と、原則、平準純保険料式以上であることを規定し、支払能力の確保を図ることを要請している。なお、同第31条第1項の但書きで、契約後5年経過するまでの契約については、平準純保険料式を下回ることを容認している。更に、同条第2項に「特別の事情ある場合においては、保険数理上支障なき範囲に於て、大蔵大臣の認可を受け、営業保険料式その他の方式により保険料積立金の計算を為すこと」の規定がある。

これを素直に解釈すれば、「原則は平準純保険料式だが、5年チルメル式も許容され、更に、経営状況が厳しい等の特別の事情あるときは、大蔵大臣の認可により責任準備金の積立を緩和して、営業保険料式等も認める」規定である。実際、当初は第1項だけであり、第2項は無かったため、言葉どおり「原則は平準純保険料式だが、5年チルメル式も許容される」意味であったものと推測される。

その後第2項が付け加わった時に、解釈が難解なものとなる。この時の経緯について諸説があるようであるが、次のとおりではないかと思われる。即ち、この改正時に、行政当局は営業保険料式を責任準備金のあるべき論として捉えていたようである。ここでの営業保険料式は、配当込みの方式であり、必ずしも平準純保険料式より低いものではなく、5年経過後は平準純保険料式よりも高くなる（1.3.4.2.4参照）。第31条第1項の本文により、堂々と平準純保険料式よりも高い（営業保険料式の）金額を積み立て、第31条第1項の但書きに

より、5年以内は平準純保険料式よりも低い（営業保険料式の）金額を積み立てても良いことを、行政当局は意図したのである。ただ、実際の規定上は、営業保険料式が大蔵大臣の認可による例外的なものとなり、分かりにくいものとなった。

営業保険料式と純保険料式の議論は、責任準備金の極めて本質的なものであり、詳しくは「1.3.4.2 各種の責任準備金評価方式」で述べることとする。

責任準備金の計算の実務は、主務大臣の認可を受けた「保険料及び責任準備金の算出方法書」に基づいた計算方法により責任準備金を評価し、積み立てを行っている。

このように、旧保険業法においては、責任準備金の評価方法の原則は法令で規定したうえで、個別の計算は基礎率を含めて主務大臣の認可事項となっている。

責任準備金の評価方法の原則を法令で規定する考え方は、保険事業の長期性・公共性に鑑み、法令で保険会社の健全性を確保する必要があるとの判断であろう。ただ、健全性確保の観点からは、特に現在の環境では評価方法並み（又はそれ以上）に重要である評価基礎率は、法令自体に規定は無く、主務大臣による個別認可となっていた。後述のとおり、保険業法改正により、評価基礎率も含めて大蔵大臣が基準を定めることとなった。

行政当局の動きとしても、責任準備金評価方式は、昭和37年の保険審議会答申を受け、昭和43年7月の銀行局長通達により平準純保式積立を目標とすることが示された。

これは、当時の保険会社の責任準備金はチルメル式で、平準純保式に未達であり、法の趣旨に基づき、保険会社の健全性確保を進める必要があったためである。それと同時に、保険事業の健全な発展のため、新契約にかかる事業費を抑制する目的で、負担の多い平準純保式責任準備金に移行していくことで、新契約事業費の財源面からの制約を目指す意味もあった。

この後、「平準純保険料式はチルメル式よりも健全であるが、これを裏返せば、

配当等の契約者還元を抑えていることにもなるため、平準純保険料式を見直して、契約者還元を重視すべきではないか」という議論もあった。しかし、昭和54年の保険審議会では、生命保険事業の健全性をより確実なものとしておくため、従来どおり平準純保式の積み立てを目標とした行政を行うべきであるとされ、保険業法改正まで続いている。

(参考) 蔵銀1002号(昭和43年7月11日) 責任準備金の充実について

生命保険会社の責任準備金の積立については、保険業法上原則として要求されている純保険料式によるほか、保険数理面からみて必要最小限度要請される全期チルメル方式あるいは短期チルメル方式によることもやむをえないとされてきた。

これは、戦争により壊滅的ともいうべき打撃を受けた我が国の生命保険事業が、戦後のインフレーションにより高騰する事業費を賄いながら、また加えて、保険料月払制度の採用、あるいは時代の要請する新種保険の発売等による事業費負担の増大に耐えながら、すみやかに保有契約の回復をはかる必要があったことによるものと考えられる。

しかしながら、保有契約がすでに国民所得額をしのぐに至り、また経営内容も相当程度の回復安定をみた現在の段階においては、保険審議会の答申(昭和37年3月22日)に述べられているように、責任準備金の積立目標を純保険料方式とし、その目標達成のため各社の実情に応じ、計画的かつ段階的な積立方式を定めて、これに着実に実行することが肝要である。

1.3.2.2 保険業法改正の経緯

平成8年4月に新保険業法が施行された。

保険業法改正の最大の趣旨は、一連の金融自由化の流れに沿って、商品・価格の自由度をより高め競争を促進する方向での整備であろう。しかしながら、実質的な価格は事後に確定する保険の性格から、自由化・競争促進の一方で、確固たる健全性確保の仕組みを併せて構築しておかなければ、「保険料は安かる

う、後で保険会社が潰れたらう」となり、却って消費者保護が図れなくなる。このため、保険会社の健全性を高め、支払能力を確保する視点から、責任準備金（及びソルベンシー・マージン）の在り方が再検討された。その結果、長期の契約については、大蔵大臣が責任準備金の積立方法、計算基礎率水準についての必要な定めを行うことができるとした、所謂「標準責任準備金」制度が設けられたのである。

旧保険業法では特に定義規定はなかったが、新保険業法では、責任準備金を「保険契約に基づく将来における債務の履行に備える」ための準備金としている（法第116条①）。

以下の節で、新保険業法での責任準備金について解説する。

（参考）保険業法第116条（責任準備金）

- ①保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。
- ②長期の保険契約で内閣府令で定めるものに係る、責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準については、内閣総理大臣（注：金融庁長官に委任）が必要な定めをすることができる。
- ③前二項に定めるもののほか、保険契約を再保険に付した場合における当該保険契約に係る責任準備金の積立方法その他責任準備金の積立てに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

1.3.2.3 責任準備金の内訳

責任準備金は、保険料積立金、払戻積立金、未経過保険料、危険準備金に区分して計算し、積み立てることとされている（規則第69条①）。

（注）未経過保険料について

保険料積立金も未経過保険料もそれぞれが独立の概念として存在するものではないという点は注意する必要がある。保険料積立金も未経過保険料も、事業年度末において群団としての責任準備金を評価するに際して、便宜上この2つの要素に区分するものであり、両者を併せて評価して初めて意味を持つものである。未経過保険料を単に保険料中の経過期間が未到来である部分と見るような、個別契約に注目した評価は、保険料積立金の存在する保険種類の場合、特に問題がある。なお、米国の責任準備金は、保険料積立金と未経過保険料に区別して積み立てる取扱はしていない。

実務上は、一般に契約が年間を通じて一様に分布していると仮定して、保険料積立金は年始・年末の保険年度末保険料積立金の和半とし、未経過保険料は各払込方法（一時払を除く）毎に各1回分の保険料の半分としている（経過月数等に応じた評価を行うケースも多い。）。

なお、未経過保険料には、上記のほか、前納保険料及び一括保険料等の保険料充当期日が未到来のもの残額を含める。

以下の節での「責任準備金」には保険料積立金のみを指し、未経過保険料、危険準備金は含めないこととする。

1.3.2.4 標準責任準備金の原則

前述のとおり、生命保険の計理上の特徴は、その長期にわたる将来の評価にある。新保険業法では、この評価方法について、「長期の保険契約で内閣府令で定めるもの」（標準責任準備金対象契約）は、金融庁長官が「責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準」について必要な定めを行うこととした（法第116条②）。この具体的基準（標準責任準備金）は、平成8年大蔵省告示第48号（平成8年2月29日）で規定されており、次の①、②のうち、金額の大きい方である。

- ①積立方式は平準純保険料式、予定死亡率は指定法人（日本アクチュアリー会）が作成し金融庁長官が検証した以下のもの、そして予定利率は以下に記載の

もので計算した金額。

(予定死亡率)

- ・平成 19 年 3 月 31 日までに締結する保険契約 生保標準生命表 1996 (死亡保険用、年金開始後用)
- ・平成 19 年 4 月 1 日以降平成 30 年 3 月 31 日までに締結する保険契約 生保標準生命表 2007 (死亡保険用、年金開始後用)、第 3 分野標準生命表 2007
- ・平成 30 年 4 月 1 日以降締結する保険契約 生保標準生命表 2018 (死亡保険用)、生保標準生命表 2007 (年金開始後用) 第 3 分野標準生命表 2018

(予定利率)

- ・平成 11 年 3 月 31 日までに締結する保険契約 2.75%
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降締結する保険契約 2%

以降については、告示では具体的な予定利率の水準は定めておらず、予定利率の見直しのルール(後述)を定めている。

②契約者価額

平成 11 年 4 月 1 日以降平成 27 年 3 月 31 日までに締結する保険契約の予定利率の見直しルールは、毎年 10 月 1 日を基準日として、基準日の属する月の前月から過去 3 年間に発行された長期国債の応募者利回りの平均値、または基準日の属する月の前月から過去 10 年間に発行された長期国債の応募者利回りの平均値のいずれか低い方のものを基準に算出された基準利率と基準日時点で適用されている予定利率を比較して 0.5%以上乖離している場合に見直しを行い、基準日の翌年の 4 月 1 日以降締結する保険契約に適用することとしていた。この見直しルールが平成 26 年 6 月 20 日に改正され、平成 27 年 4 月 1 日以降締結する保険契約については、保険種類に応じた予定利率が設定されることとなった。予定利率見直しルールの改正内容について、概要をまとめると、次の表のとおり

りだが、詳細については金融庁の報道発表資料を参照されたい。¹

(表) 予定利率見直しルールの改正内容(概要)²

	改正前	改正後		
		平準払等 (一時払定期を 含む)	一時払(終身・養老・年金・学 資)	一時払終身等
①指標金利	10年国債	10年国債	10年国債	20年国債と 10年国債の和半
金利参照期間	3年平均と10年 平均の低い方	3年平均と10年 平均の低い方	3カ月平均と1年平均の低い 方	
参照利回り	応募者利回り	応募者利回り	流通利回り(財務省)	
②チェック(変更) 頻度	年1回	年1回	年4回	
③変更幅	0.25%刻み	0.25%刻み	0.25%刻み	
変更条件	0.50%以上乖離	0.50%以上乖離	0.25%以上乖離	
④適用までの期間	6カ月	6カ月	3カ月	
⑤安全率係数				
0%以下の部分	-		1.0	
0～1.0%部分	0.9		0.9	
1.0～2.0%部分	0.75		0.75	
2.0～4.0%部分	0.5		0.5	
4.0～6.0%部分	0.5		0.25	
6.0%～部分	0.25		0.25	

注：一時払終身保険に対して、20年国債と10年国債の和半が適用されるが、保険期間が20年以上の一時払養老保険・一時払個人年金・一時払学資保険や一時払終身年金も和半を適用「可能」。

1.3.2.5 標準責任準備金対象外の契約等

ただし、全ての保険契約が告示に基づく標準責任準備金の対象となるのではない。対象外の契約、及び、それぞれの場合で積み立てるべき金額は次頁の表のとおりである(規則第68条、同69条④、平成10年大蔵省告示第230号、平成

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/25/hoken/20140620-2.html> を参照されたい。

² 勝野健太郎(2014) 標準利率算出ルールの見直し 『生命保険経営』第82巻第5号 P.101

13 年金融庁告示第 23 号、同第 24 号)。

更に、生命保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合は、標準責任準備金の対象契約も対象外の契約もこれらの規定の適用を受けず、5 年チルメル方式等の合理的な積立方式、又は、保険数理的に妥当な基礎率によることができる。

ただし、この場合は、契約者保護及び経営の健全性確保の観点から定められた責任準備金の積立目標水準に未達ということになる。このため、責任準備金の積立計画を定めて着実に実行するため、積立状況・積立計画を当局に提出する必要がある。責任準備金積立計画は保険業法第 128 条に基づいて保険会社に提出を求められている。

【標準責任準備金の対象外の契約(令和 2 年 11 月現在)】

対象外の契約	積み立てるべき金額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約（変額保険、変額年金保険等） <p>注) 平成 17 年 4 月 1 日以降は、保険金等の額を最低保証していない契約に変更されている。</p>	<p>特別勘定の収支残</p> <p>注) 平成 17 年 4 月 1 日以降は、保険金等の額を最低保証している契約に関して、一般勘定にも責任準備金を積み立てると変更されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料積立金のない契約（団体定期保険等） ・ 責任準備金・保険料の計算基礎率を変更できる旨、約款に規定している契約（新企業年金保険等） <p>注) 平成 13 年 7 月 1 日以降は予定利率を変更できる旨、約款に規定している契約に変更されている。ただし、平成 13 年 7 月 1 日より前に締結された契約を除き、標準利率を超える利率を最低保証している保険契約は標準責任準備金の対象</p>	<p>大蔵大臣が定める（標準責任準備金のための）基礎率を参考として、適正に定めた予定利率及び予定死亡率その他の保険事故率を基礎として平準純保険料式により計算した金額</p>

<p>とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定死亡率以外の保険事故率を責任準備金計算基礎として用いる契約（優良体保険、特定疾病保障保険等） 注) ただし平成12年4月1日以降(第3分野商品については平成13年7月1日以降)に締結された契約は標準責任準備金対象契約に変更されている。 ・ 保険期間5年以下の保険契約 注) 平成12年4月1日以降は保険期間1年以下の保険契約に変更されている ・ 外国通貨をもって保険金、返戻金その他給付金の額を表示する保険契約 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新保険業法施行前に締結した契約 	<p>保険料及び責任準備金算出方法書で認可された予定利率及び予定死亡率その他の保険事故率を基礎として平準純保険料式により計算した金額</p>

※「平成13年7月1日」としているものについて「平成13年4月1日」とすること、或いは「平成17年4月1日」としているものについて「平成16年4月1日」とすることは妨げられない。

1.3.2.6 追加責任準備金

上記の標準責任準備金（標準責任準備金対象外の契約は1.3.2.5節の表の水準）では、将来の債務履行（支払能力確保）に不足が生ずると認められるときは、追加して責任準備金を積み立てることになる（規則第69条⑤）。

一方で、保険計理人は、保険業法121条第1項第1号の規定に基づき、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかの確認を行うが、これは、アクチュアリー会の「生命保険会社の保険計理人の実務基準」に基づいて、その判断を行うことになる。追加責任準備金の積立が必要と判断された場合は、保険計理人の意見書にその旨を記載することとなる（保険2第6章「ソルベンシ

一」6.3.3参照)。

なお、追加して責任準備金を積み増す場合には、保険料及び責任準備金の算出方法書の変更届出(標準責任準備金対象外の契約は変更認可申請)を行うことになる。

1.3.2.7 届け出制

前述のとおり旧保険業法では、責任準備金評価方法の原則は法令で規定したうえで、具体的計算方法と計算基礎率は、基礎書類の中の一つである算出方法書の変更という形で、主務大臣の認可事項となっていた。基礎書類の記載事項は、契約者保護上の重要事項であるから、その内容及び変更は大蔵大臣の認可制としていたのである。

新保険業法での基礎書類の変更は、原則として認可制を維持しつつも、契約者保護等の観点から問題が少ないと考えられる事項については、認可ではなく届出で良いこととされた(法第123条)。

責任準備金については、標準責任準備金対象契約について、大蔵大臣が定めた積立方法・基礎率に基づく標準責任準備金以上の金額となる責任準備金を積み立てる場合、即ち追加の責任準備金を積み立てる場合は、届出で良いこととなった(規則第83条第2号)。

1.3.2.8 再保険

再保険に付した契約であっても、保険事故が発生した場合、保険金受取人からの請求に対して責任を負うのは元受保険会社であり、再保険していることにより免責となるわけではない。受再会社が破綻した場合のことを考慮すれば、再保険に付した部分も含めて元受保険会社が責任準備金を積み立てることも考えられる。ただ、この場合、再保険方式によっては、元受保険会社に過度な負担を強いることになる。

このため、保険会社等に出再する場合は、健全な出再先への出再として、その部分は責任準備金の積立が不要とした(規則第71条①)。

なお、再保険にも様々な方式がある。生命保険の再保険では、共同再保険方式や毎年の危険保険金部分を再保険する方式が代表的である。

共同再保険方式は、保険料、保険金、解約返戻金等の全ての契約者との金銭を、再保険割合に応じて元受保険会社と再保険会社で分かち合い、その結果、資産も再保険割合に応じて分かち合うことになる。このため、責任準備金も、元受保険会社と再保険会社で、再保険割合に応じて積み立てなければ、収支に歪みが生ずることになる。

一方、毎年の危険保険金部分を再保険する方式では、共同再保険方式と異なり、死亡時の保険金の支払いのみ（しかも危険保険金部分のみ）、再保険会社の責任が生ずる。このため、元受保険会社から再保険会社に支払う再保険料も、貯蓄部分を含まないその年の危険保険料に対応したものとなっている。この場合は、再保険会社に必要な責任準備金は、定期保険や一般の損害保険に近い方式のものであり、元受保険会社の保険料積立金から、出再部分を控除することはできない。ただし、未経過保険料の出再分を控除することができる。

再保険に関する責任準備金の積み立ての特殊な取り扱いとして、元受契約から生じることが見込まれる将来の収益を手数料として収受する再保険（いわゆる財務再保険）に付した場合に関して、この将来発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料（出再保険受入手数料）を収受したときは、当該収受した金額を責任準備金あるいは預り金として計上することとしている。（規則第71条②③、平成10年大蔵省告示第233号。ただし、法令上は、規則第71条②、平成10年大蔵省告示第233号に定めるものを財務再保険という。）

この趣旨は、財務再保険は伝統的な再保険と異なり、元受契約から生じる将来の収益を担保とした資金調達の要素が強く、また受再会社に保険リスクを完全に移転していないことがあるため、元受会社の財務の健全性の観点から、当該手数料を当期の利益として計上せずに責任準備金（あるいは預り金）として積み立てることにしたものと考えられる。

1.3.3 責任準備金の実務

1.3.3.1 責任準備金の実務的な計算方式

決算時の計算方式は、一般的に個人保険の場合、実務的に次の方式によってい
る。

まず、事業年度末に有効な契約（保有契約）を確定させる。

この保有契約について、契約年度別・年齢別・性別・保険料払込期間・保険料
払込方法（回数）等の区別毎に、保険料及び責任準備金の算出方法書による保
険料積立金率および未経過保険料率を乗じ、その合計額を算出する。

次に、保険料が未収となっている契約については、保険料積立金と未経過保
険料から未収保険料に対応する部分を控除する。さらに、保険料未収契約のうち
失効が見込まれる契約の危険保険料相当額を加算する。

（注）このように、日本では未収保険料を計上せず、一方でそれに対応する責
任準備金額も控除する方式（所謂「限度積立」）を取っている。

この結果、保険料が未収の契約についてのみ、特別の計算を行うことにな
る。即ち、責任準備金評価において、限度積立だけは「群団性」という
よりも「個別契約毎」の色彩が発生している。

しかし、この方式が必ずしも普遍的なものではない。米国では、決算期
末までに期日が到来している保険料は、入金があったものと見なして責任
準備金を積み立てている。この結果、責任準備金評価でも「個別契約」の
色彩が少なくなっている。

日本：P/Lで、収入（保険料）・費用（責任準備金繰入）とも、少ない
金額。B/Sも同様。

米国：P/L， B/Sとも両建てで計上。

これは背景となる考え方の違いであり、何方か一方が望ましい会計方式
というわけではないことは理解しておく必要がある。

このほか、昭和20年代の契約に対する特別責任準備金や、前納保険料

等の残額を加算し、保険料積立金と未経過保険料を算出している。

この保険料積立金と未経過保険料の合計額に、後述する危険準備金を加算し、事業年度末責任準備金総額を決定する。

1.3.3.2 責任準備金の実務的な経理処理

責任準備金の経理処理は、期中においては行わず、期末においてのみ行う（支払備金・社員配当準備金等の保険契約準備金も同様である）。

具体的には、事業年度末に算出した事業年度末責任準備金総額を、「責任準備金」として計上し、前年度末に計上した責任準備金を戻入することにより、洗替処理を行う。

	十億円		十億円
責任準備金	5,000	責任準備金より戻入	5,000
責任準備金に繰入	6,000	責任準備金	6,000

なお、損益計算書へは、繰入と戻入とを相殺した金額（上記例では1,000十億円）を「責任準備金繰入額」として経常費用の部に表示する。

1.3.4 実際の責任準備金の評価方法

1.3.4.1 責任準備金評価の前提となるもの

会計の目的により責任準備金の評価は異なることは先に述べた。更に、会計の目的を1つ（例えば、業法会計のように、支払能力の確保を主眼とした会計）に定めれば、責任準備金の評価は一意的に定まるのかといえ、そうではない。以下のとおり、責任準備金の評価にあたっては考慮すべきものが多い。

（注1）この節は現在の日本の保険制度を前提とはしていない。日常の職務からすれば違和感があり、しかも抽象的な話が中心となるため、「Appendix.1 諸外国の責任準備金」により、具体的なイメージをつかんでほしい。

(注2) この節では、支払能力の確保を主目的とする会計を前提とするが、その場合であっても、支払能力確保だけを意識するのでは、「責任準備金は厚ければ厚いほど良い」という答えしかでてこず、適正な剰余・還元とのバランスが図れない。これらの全体的なバランスや後述のソルベンシー・マージンとの役割分担を考慮しながら、適切な支払能力の確保を図るためには、どの評価方法や基礎率が適当なのかを判断するのがアクチュアリーの仕事である。

まず、責任準備金は保険契約上の将来の債務を履行するための裏付けとなるものであるため、保険契約上の債務＝「商品内容」が重要な要素である。これには、例えば次のようなものがある。当然、ここに掲げたもの以外にも、充分考慮する必要がある。

○保険期間、契約年齢等の、直接的に責任準備金の算式に現れるもの

○解約返戻金の水準が約定されているか否か、またそれがどのような水準か

解約返戻金も契約上の重要な債務である。責任準備金は解約返戻金額以上の水準が必要である。また、例えば解約返戻金が少なければ脱退益を責任準備金の評価に使用する方式も考えられ、解約返戻金を約定しないことで、期間途中の資産運用等の様々なリスクのバッファーとしうることも考えられる。

○保険料水準

例えば、責任準備金計算基礎率等が法令で定められている一方で、保険料計算基礎率が必ずしもそれに縛られない場合、保険料が責任準備金計算基礎率や将来の予想に基づくものより低くなるケースもあり得る。この場合には、責任準備金は将来の保険料収入等を前提とする以上、その不足分だけ積み増しが必要となることも考えられる。

また、例えば、優良体料率のように死亡率を低く設定した保険料においては、その選択効果が将来に渡るのかどうか疑問もあり、実際死亡率が予定死亡率に比べ後年度ほど高くなる可能性があり、責任準備金の在り方も考慮を要する。これは、更新型の短期契約の更新条件についても同様の問題がある。

○配当体系

配当は、直接的には剰余の還元であり、少なくとも配当水準は保険契約上の債務ではない。ただ、契約者の合理的期待（これは英国で法令上の概念となっている）から、経済環境等が変わらなければ、募集時に示された配当水準とあまり変わらない水準の配当を支払うことが求められよう。

また、配当を毎年支払うのか、数年毎の精算かそれとも消滅時の精算かにより、保険期間途中のリスクに対するバッファの程度が異なる。当然のことながら、「商品内容」以外についても、重要なものは多い。

○資産内容

将来の保険契約上の債務は、それに対応する資産（及びその運用）と一体となって、初めて達成される。資産自体の健全性や、運用利回りと責任準備金の一体的な評価は今後ますます重要になってくる。これについては第6章「ソルベンシー」および第7章「内部管理会計」で詳しく解説する。

○法規制、監督方法

そもそも、責任準備金の評価方式について、法令で相当程度枠組みを固めているのか、それとも各アクチュアリー判断による部分が多いのかで、評価が異なる。例えば、純保式・チルメル式等の評価方法の選択や、評価基礎率の選択においても、論点が生じうる。

また、法で相当水準程度の責任準備金を積むことが要求されている場合、保険契約上の責務の遂行という目的以外に、法の要求を満たすための積立という側面も出てくる。

ここに掲げた項目は、日常の決算作業等の上では無視するものが多い。ただ、責任準備金の在り方ということを考える際には、決して無視出来ないものである。各国の責任準備金評価方法・基礎率は異なっている点が多いが、これは、各国の生命保険商品の特徴や経済環境等の中で構築されたものであり、これらのことを部分的ではなく総合的に考慮して初めて責任準備金の在り方が定まるのである。

1.3.4.2 各種の責任準備金評価方式

本節も、前節（1.3.4.1）と同様に、必ずしも日本の制度を前提とせず、責任準備金の評価方式全般について説明する。

1.3.4.2.1 平準純保険料式責任準備金

保険料のうち純保険料と付加保険料の内訳を毎年同じとし、将来の収入は平準化した純保険料のみを、将来支出は保険金のみを、利率を付して考慮する方式である。

以下に述べる他の評価方式と対比することで、平準純保険料式の意味が明確になろう。

1.3.4.2.2 チルメル式責任準備金

純保険料と付加保険料の内訳を、初年度は新契約費支出を考慮して付加保険料部分を高く設定し、その分2年目以降の付加保険料部分を減らして純保険料部分を多くすることにより、最終的には収支相等を保つように分解する方法で計算した、純保険料と保険金支払のみを考慮した積立方式である。このため、チルメル式も「純保険料式」の一種であり、俗に純保式と呼んでいるものは正確には「平準純保険料式」のことである。

2年目以降最終年度まで付加保険料を増やす方法を「全期チルメル」、2年目以降5年目まで付加保険料を増やす方法を「5年チルメル」と呼ぶ。

この方式で評価した責任準備金が解約返戻金を下回る場合は、解約返戻金も保険契約上の債務であり、責任準備金を解約返戻金水準まで引き上げるべきであろう。ただ、各契約単位で引き上げるのか、それとも契約群団として解約返戻金を下回らなければ良いとするのかは判断を要する。

チルメル式責任準備金の議論からややはずれるが、これは、会計の目的にも関係する。ゴーイング・コンサーン（継続企業）（注）を前提とした会計であれば（これは会社側が経営情報として必要とする会計でもある）、契約の大半が一度に解約することはない以上、少なくとも契約単位で解約返戻金以上とする必要はないであろう（それどころか契約群団での逆転さえも容認される考え方もあろう）。しかし、監督当局側が必要とする会計は、企業の存続自体よりも、万一会社が破綻した場合でも契約者が保護されるかどうかの視点であり、この立場に立てば個別契約単位で解約返戻金以上とすることが必要であろう。両者の会計が区分されている場合は特に問題ないが、1つの会計で両方の目的を持たせている場合、判断を要することになる。

このように、ソルベンシー・チェックの水準は、（責任準備金の水準だけでなく、ソルベンシー・マージン水準においても）ゴーイング・コンサーンを前提とするものと、評価時点での有効契約の保証を前提とするものでは異なってくる。

（注）「ゴーイング・コンサーン」とは、企業が、将来にわたり、事業活動の大幅な縮小を行うことなく、継続して事業を営む概念であり、（GAAPでの）企業会計の公準である。

ただし、基本的には「ゴーイング・コンサーン」は、企業会計の中でも「資産」の評価の考え方のことである。例えば、什器について、簿価は清算価格よりも著しく高い場合であっても、事業活動を行う上では価値を生み出す資産として、簿価で評価する考え方のことである。

日本国内で生命保険事業に「ゴーイング・コンサーン」を当てはめて議

論する場合は、資産評価のことではなく、会計全体に拡大して「保険会社が業務（新契約）を停止するのではなく、将来にわたり新契約の募集を継続して行うこと」であり、更に、その場合の「負債」又は「ソルベンシー・マージン」評価の考え方として使用することが多い。

本テキストでも、国内の慣例に倣い、元々の概念よりも拡大して、会計全体（及び負債評価）に拡大して、「ゴーイング・コンサーン」を使用する。

なお、初年度の付加保険料額の設定によっては、契約当初の責任準備金がマイナスになることも、また、次年度以降チルメル期間中の純保険料が営業保険料を超えることもあり得る。これらをどう取り扱うかは、その他の項目と合わせて考慮する必要がある。

なお、契約当初のマイナス責任準備金をゼロまで引き上げる場合、解約返戻金との調整と同様に、契約単位に行うのか、それとも契約群団単位に行うのかは判断を要する。

1.3.4.2.3 初年度定期式責任準備金

初年度の純保険料を1年定期保険の純保険料と同額とし、契約当初1年間の責任準備金をゼロとするチルメル式責任準備金である。

詳細は生命保険数学のテキストを参照願いたい。

1.3.4.2.4 営業保険料式責任準備金

以上に述べた責任準備金は基本的には純保険料のみを考慮した方式であるが、営業保険料式ではそれ以外の項目も考慮する。これは単に付加保険料や事業費支出も考慮するという事に止まらず、ある意味で会社の事業経営全体を考慮するものとも言える。その具体的内容は、純保険料式のように固定されたものではない。以下、例示により説明する。

なお、この方式では契約当初の額がマイナスになることも多く、このマイナ

スをどう取り扱うかは、チルメル式と同様にその他の項目と合わせて考慮する必要がある。

○将来の収入として見込む保険料中の予定事業費と、支出として見込む事業費の水準の関係が、責任準備金額に反映される。

○脱退率を考慮することもあり得る。

解約返戻金が小さい場合、脱退率を考慮すれば責任準備金は小額となる。計理上不健全であるという単純な視点ではなく、商品の保険料自体が脱退率をみこして低く設定されていることもあり、商品・保険制度全体で判断すべき事例である。例えばカナダでは、100歳定期のように、実質上終身にわたる死亡保障を行いながら、途中の解約返戻金をほとんどゼロとし、その分保険料を低くしている商品もあり、責任準備金の計算にも脱退率を組み込んでいる。

○配当が確定配当の場合、また確定配当ではなくとも配当率の変動を抑えるため、将来の配当に対する準備をする方が望ましいと判断される場合、配当を将来の支出として組み込むことになる。

英国では、リバージョナリー・ボーナスとして、配当により毎年の保険金額を増額する方式が一般的であり、この水準も約定に近い形としている。このため、責任準備金評価にあたっては、将来の配当も支出に含めて評価する方式が一般的であり、ボーナス・リザーブ・バリュエーションと呼ばれている。

日本においても、昭和10年代の前半に本方式が検討されている。当時は資産運用利回りの低下が懸念される中、当時の行政アクチュアリーである奈倉技師により、単年度で剰余金を配当で清算する純保険料式ではなく、将来の配当支払まで見据えて営業保険料式で責任準備金を積み立てることが提案された。当時、営業保険料式は純保険料式よりも（その他の項目で低くなる要素はあるが）、経過年数5年以上では将来の配当準備分は高くなる方式として提案されている。旧保険業法の施行規則第31条の第2項「営業保険料式その他の方式

により保険料積立金の計算を為すことを得」はこの背景のもとに生まれたのである。ただ、当時の経緯により、条文上は営業保険料式が例外的位置づけになった模様である。この辺の議論は、Appendix.1 の英国の責任準備金やEC第3次指令で分かるとおり、今日においてもなお本質的な重要さは失われていない。当時の考え方を知るために、アクチュアリー会会報第1号「営業保険料式責任準備金論（奈倉技師）」、昭和生命保険史料第2巻P451前後、同第3巻P28～を読むことを勧める。

○責任準備金計算基礎率（特に利率）は、単に保険料計算基礎率を用いるのではなく、実際の水準（の予想）を使用することになる。これは、将来の配当も考慮するボーナス・リザーブ・バリュエーションにおいては特に重要であるが、配当を考慮しない場合では様々な考え方があろう。

なお、責任準備金計算基礎率の在り方は、営業保険料式に限らず、純保険料式でも同様に、責任準備金評価の大きな論点である。

1.3.4.2.5 責任準備金のキャッシュ・フロー・テスト

1.3.4.2.1～1.3.4.2.4 等の方式で計算した責任準備金は、主に債務（負債）を中心に評価を行い、現在までの現価に割り戻したものである。しかし、負債に対応する資産が適切であって、初めて生命保険事業の健全性は確保できるのである。従来、「資産」が適切であることは、信用リスクを中心に、負債とは切り離して評価することが多かった。

最近の金融情勢からは、それだけでは不足であり、資産と負債の将来のキャッシュ・フローを試算し、それでミス・マッチが起きないかを検証することが必要ではないかとの認識が、各国で増してきた（保険2第6章「ソルベンシー」6.3.2参照）。

1.3.4.3 責任準備金評価用基礎率

前節（1.3.4.2）では責任準備金の評価方式について述べたが、本節では、責

任準備金評価用基礎率と保険料計算基礎率の関係について考えて見たい。

旧保険業法の下での日本においては、保険料及び責任準備金の算出方法書に保険料と責任準備金の両方の基礎率を記載し、主務大臣の認可を得ることになっている。ここで保険料と責任準備金の基礎率を必ず同一としなければならないわけではないが、保険会社が将来の収支を検証し、支払能力を確保できる水準として設定する以上、両者が同一の基礎率となることは、ある意味では当然である。ここでの前提は、保険会社が収支を自ら検証し、保険料と責任準備金の両方の基礎率を決定することである。

一方、新保険業法の下では、保険料の計算基礎率は保険料及び責任準備金の算出方法書に記載し、主務大臣の認可を得るものの、責任準備金評価用基礎率は内閣府令で金融庁長官が定めることができることとしている（新保険業法第116条第2項）。このため、保険料と責任準備金で基礎率を決定する主体が異なり、形式的には両者が異なることもあり得るものとなっている。これは、自由化を踏まえた保険業法改正の中で、過当競争等により保険金支払能力を損なうことがないように、支払能力の柱となるべき責任準備金は金融庁長官が定める水準の積立てを要求したものである。

この場合の責任準備金評価用基礎率は、その国での商品特性や経済環境を考慮しながら、将来にわたり保険金・解約返戻金等の支払能力を確保できる一般的な水準に設定されることになる。特に昨今の経済環境で問題となるのは利率の設定である。

なお、保険料と責任準備金の基礎率が異なる場合であっても、保険料計算基礎率の決定は慎重に行うべきであり、その契約（群団）内で将来収支を賄える水準で決定するセルフ・サポート原則が重要である。ここには、保険契約上の将来の保険金・解約返戻金支払だけでなく、法令上要請される責任準備金の積

立も契約（群団）の保険料で賄う必要がある。これが守れない保険料水準とした上で、会社のサープラス等により不足額を充当することは、仮に当面は支払能力上の不安がない場合であっても、将来的な支払能力に問題が生ずることとなる。

新保険業法施行後の日本においても、この理由により、伝統的な有配当保険では保険料計算基礎率を金融庁長官の定めた責任準備金評価基礎率にしている会社が多い。また、配当の仕組みを工夫した商品（又は無配当保険）の保険料計算基礎率も、同様の理由で、責任準備金評価基礎率に近い水準で設定している会社が多い。

次に経済環境・資産運用環境の変化により保険料計算の予定利率の変更が必要になった場合、責任準備金評価用基礎率は各時点で定めた基礎率に既契約も遡及適用するのか、それとも契約時に固定するのか（この場合、ある時点では発売時期毎に複数の評価用基礎率が存在することになる）が論点となる。後者はLOCK-IN方式（注）と呼ばれている。（保険料率の遡及変更はできないことは前提とする。）

（注）「LOCK-IN」は、基本的には期間損益を重視するGAAP上の用語・概念である。

日本では、業法会計の議論でも、評価利率を契約時に固定するか否かという意味で「LOCK-IN」を使用しており、ここでもそれに倣う。

一つの考え方は、経済実態に合った評価をすべきであり、特に利率引下の場合は、それまでの高い利率を用いて責任準備金を少なめに評価することは、将来それだけの運用益を稼げないため、支払能力の面で問題があるというものがある。この立場に立てば、責任準備金評価用基礎率は既契約にも遡及適用すべきである。

一方、責任準備金評価利率の遡及変更は責任準備金額の大幅な変更（利率引

下の場合には大幅な負債の増加)をもたらす。その変更額を積み増そうとすれば、当該契約群団の剰余だけでは不足するため、保険会社が過去蓄積してきた内部留保(会社勘定、サープラスという)を充当せざるを得ず、当該契約群団だけでなく他の群団にも配当還元の減少等の影響を及ぼし、契約者間の公平性を阻害することになる。このため、責任準備金評価利率はある程度保守的に設定されるため、将来の運用利回りが旧の責任準備金評価利率を恒常的に下回することは考えにくいことも併せて考えれば、遡及適用する必要はないという考え方(L O C K - I N方式)もある。ある程度死差・費差のバッファが見込まれる保険商品であれば、この立場はより強化される。更に会計が、支払能力だけでなく適正な利益の算出も目的として含んでいる場合にも、より一層強化される。

ただ、後者のL O C K - I N方式に立つ場合であっても、将来の運用利回りが恒常的に旧の責任準備金評価利率を下回り、保険料中のバッファでそれを吸収できないことが見込まれるときは、新の責任準備金評価利率を遡及適用するか、又は不足額を別の形で準備しておく(追加責任準備金)必要がある。この場合には、公平性よりも支払能力確保が重視されることになる。

旧保険業法での日本においてはL O C K - I N方式が適用されていた(新保険業法施行後もL O C K - I N方式が踏襲されている)。ただ、何度も繰り返すようであるが、これらは商品特性、資産内容、法規制の考え方、等の全体像の中ではじめて決定されるべきものである。

最後に、配当も将来の支出として考慮するボーナス・リザーブ・バリュエーション方式責任準備金の評価基礎率について述べる。この方式は、剰余(又は保険料中のバッファ)の還元である配当まで将来の費用として認識する。このため、一方で配当の前提となる収益を認識しない責任準備金評価方式・基礎率では意味をなさない。責任準備金評価時点である程度の運用利回りがあり、かつ、配当がその運用利回りを前提としているのであれば、他の方式で求められる保守的な利率ではなく、より実態に近い利率で評価することも必要であろう。逆に言えば、配当を考慮しない責任準備金評価方式では利率をより保守的

に評価する必要があり、E C 第 3 次指令でもこのことが指摘されている (Appendix. 1 参照)。

1.3.5 財務会計としての責任準備金

責任準備金は保険群団の将来の保険契約上の債務を全うするために保険会社が積み立てるものであり、「保険計理」としての様々な特徴を有することをこれまで説明してきた。ここでは、一旦「保険計理」の視点を離れて、企業会計原則等の所謂「財務会計」と責任準備金の関係に絞って見てみたい。この関係では様々な論点が生じうる。

各論に入る前に全体を通じての話になるが、企業会計原則等は基本的に一般事業会社を念頭においたものであり、長期性・群団性等の特徴を有する生命保険会計を前提にはしていない。企業会計原則等の表現を単純に保険会計に適用した場合、一見滑稽にさえ思われることも生ずる。このため、企業会計原則に立脚する会計士と、保険計理に立脚するアクチュアリーとの間に、論点が生ずるのである。

本来的には、企業会計原則等と保険計理のスムーズな結合が図ることが望ましい。しかし、このことは、企業会計原則の側の立場からは、個別業界の特性により、個別業界毎にその経理の独自性を認めるということでもあるため、困難な面が多い。

1.3.5.1 責任準備金の負債性

まず、日本における財務会計の考え方からは、そもそも相互会社における責任準備金は「負債」なのか「資本」なのかの論点さえあり得る。

旧保険業法においては、第 4 4 条 (有限責任)、第 6 6 条 (剰余金の分配)、第 7 5 条 (財産処分の順序)、第 7 6 条 (残余財産の分配) から、社員 (= 会

社所有者)である契約者は、保険会社の保険契約以外の債務の残額の後にはじめて剰余や残余財産の分配にあずかれる地位でしかない。特に第75条がその代表的な条文である。

これは「保険相互会社→一般事業会社」「社員→株主」に読み替えて考えれば、伝統的な相互会社の法律的考え方からは明確である。会社の所有者は、利益があればその分配にあずかれるが、会社が破綻した場合には、債権者への弁済を優先し、残額があった場合にのみその分配にあずかれるのである。この立場を突き詰めれば、社員である契約者の拠出した保険料を財源に積み立てる責任準備金は、一種の資本勘定とみなす可能性もあり得た。

しかし、これは保険会社の実態をあまりに無視したものである。新保険業法においても、このことから、上記考え方の中心となる旧保険業法第75条が削除された。その後保険業法第117条の2が制定され、保険契約者が被保険者のために積み立てた金額につき先取特権を有することが規定された。

こうしたことにより、責任準備金を「負債」とする立場が法的にも強化されている。

1.3.5.2 負債としての責任準備金の性質

責任準備金を負債とする場合でも、その性格を何に求めるかが論点となる。

繰り返しになるが、責任準備金は保険群団の将来の保険契約上の債務を全うするために保険会社が積み立てるものであり、それは評価性のものにならざるを得ない。これを財務会計での「確定債務」とすることは全く問題なしとはしない。

財務会計では負債の部に計上できる「引当金」を用意しており、企業会計原則注解18に、以下に定める内容でその定義・条件を規定している。逐一論ずることはしないが、個々の内容をその言葉どおり責任準備金に当てはめれば、やや無理があるものもある。

- ・将来の特定の費用又は損失であって、
- ・その発生が当期以前の事象に起因していること
- ・発生の可能性が高いこと
- ・その金額を合理的に見積もることができること

こうしたことから、責任準備金は財務会計上、どのような位置づけの負債であるか、いま一つ明確ではない。

1.3.5.3 会計監査人（公認会計士）との関係

生命保険会社においても会計監査人（公認会計士）による会計監査が行われる（会社法第 436 条、業法第 54 条の 4）。責任準備金は負債の大半を占め、これをどう評価するかにより財務諸表の内容が全く異なることになるため、公認会計士と責任準備金評価の関係が論点となる。

公認会計士との関係に入る前に、新保険業法での責任準備金、（保険会社内の主計部長等の）アクチュアリー、保険計理人の間の相互関係を見てみたい。

前述のとおり、保険業法の下では（保険業法第 116 条）、責任準備金は、保険業法施行規則や金融庁長官告示（及び保険料及び責任準備金の算出方法書）に基づいて保険会社が積み立てるのであるが、具体的には主計部長等の役職のアクチュアリー（及びその部下であるアクチュアリー）がその積立額の評価・計算を行うことになる。

一方、新保険業法第 120 条で保険会社は保険計理人を選任することを要求したうえで、同 121 条第 1 項で「保険計理人は（中略）次に掲げる事項について（中略）確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出しなければならない。一（中略）責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているか」とし、同 2 項でその意見書を金融庁長官に提出することを求めている。即ち、保険計理人は、保険会社が積み立てた責任準備金が健全な保険数理に基

づいているか否かの意見を取締役会に提出する義務がある。

このように、保険会社内の主計部長等のアクチュアリーが評価した責任準備金について、保険計理人は取締役会等に対して「それが健全な保険数理に基づく」ことの意見を述べる義務がある。こうした日本の法制、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」では相互牽制機能を確保する観点から保険計理人の独立性を前提とされてはいるものの³、やはり、保険計理人は業務に密着し、様々な経営情報を有してこそ、初めて責任準備金の健全性を判断することが可能となることは変わらない。⁴諸外国でも、このような観点から、責任準備金の妥当性を検証するなどの役割を持つアポイントド・アクチュアリーに保険会社内の者を任命することを認めており、そのようなケースが多い。

次に、責任準備金の水準の妥当性について、会計監査人（公認会計士）の会計監査（財務諸表監査）と、保険計理人の「責任準備金が健全な保険数理に基づくこと」の意見との関係が論点となる。即ち、保険計理人が「適切である」という意見を付けた責任準備金については、会計監査人は独自にその水準の妥当性を監査するのか否か、また、監査した結果、保険計理人が認めた責任準備金の水準を否定する場合どうなるのか、である（類似の関係に監査役と会計監査人の関係があるが、詳細は省略）。

保険業法で両者の関係が明記されていないため、法律の上からは、保険計理人の意見とは独立に会計監査人の監査がなされると解釈される。

一方、これまでに詳しく述べたとおり、責任準備金は、単なる算式による計算を超えて、様々な要素を考慮し、専門的な知識に基づいて評価する必要がある

³金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」では、保険計理人を収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立させることなどにより相互牽制機能を確保しているかがチェック項目に挙げられている。

⁴保険業法第120条では、保険会社は保険計理人に対し「保険料の算出方法その他の事項に係る保険数理に関する事項として内閣府令で定めるものに関与させなければならない」としている。このいわゆる「関与事項」は保険業法施行規則第77条で規定されているが、いわゆる料率算定関連の他「保険募集に関する計画」「生命保険募集人の給与等に関する規程の作成」といったことも含まれている。

り、このためにこそアクチュアリーがあり、保険計理人が任命されるのである。公認会計士の側に、保険計理に関する十分な体制がなければ、簡単な判断はできない状況にある。しかし、会計監査人は、対外的にもディスクローズされる財務諸表を監査する義務を負っている。

更に悩ましい点は、保険計理人は保険業法により「健全な保険数理に基づくか否か」という視点（換言すればソルベンシーの視点）からの意見を述べるに対し、会計監査人の視点は「一般に認められる企業会計原則に基づいているか」であり、しかも、企業会計原則は必ずしもソルベンシーを第一義とはしていない。

現時点では、会計監査人と保険計理人は十分なコミュニケーションを保ち、会計監査人は基本的には保険計理人の意見を尊重する一方で、保険計理人は企業会計原則を考慮する、という運営になるものと思われる。

本件は悩ましい問題であり、諸外国でも検討されているが、各国で統一的な取扱いには至っていないようである。今後の検討課題の一つであろう。

1.3.6 責任準備金以外の各種準備金

生命保険会計には、責任準備金以外にも、（生命）保険業特有の準備金が各種存在する。

その多くは保険会社の支払能力強化のためのものである。生命保険契約は長期にわたるため、保険会社は相当程度の確度で保険契約上の債務を将来に渡り遂行するために責任準備金を積み立てること、また、「相当程度の確度」の意味として、ある程度の環境変化は責任準備金で対応し、それ以上の環境変化はソルベンシー・マージンで対応することを、「1.3.1 責任準備金の意義、特徴」で説明した。このソルベンシー・マージンの担い手として様々な準備金があり、各々毎に積立目的等が存在し、財務会計との整合性を図るようにしているのである。具体的には、危険準備金、価格変動準備金、損失填補準備金（株式会社では利益準備金）であり、相互会社では基金償却積立金（準備金）が加わる。

また、相互会社の社員配当平衡積立金、社員配当準備金も保険業特有の準備

金である。これらの本来目的は支払能力ではないものの、支払能力に貢献する面もある。

更に、準備金ではないものの、基金も、株式会社の資本金に類似の効果を持つ、保険相互会社固有のものである。

	根拠規定	積立方法	B/S	内容
危険準備金	規則 69 条	費用処理	負債の部	将来発生が見込まれる保険リスク、予定利率リスクに備えて積み立てる。
価格変動準備金	法 115 条	費用処理	負債の部	価格変動性資産について、将来の価格下落による損失に備えて積み立てる。
基金	法 23 条等	外部から調達	純資産の部	相互会社固有のものであり、外部から調達する。会社設立当初の事業資金と、会社の健全性確保のための担保資金の性格を有する。
基金償却積立金	法 56 条	剰余金処分	純資産の部	基金を償却（基金拠出者への返済）するときに、担保力減少を補うために積み立てる。
基金償却準備金	—	剰余金処分	純資産の部	基金を償却するための事前準備として積み立てる。
損失てん補準備金	法 58 条	剰余金処分	純資産の部	将来の会社の損失に備え、財産的基礎の充実を図るため積み立てる。
社員配当準備金	規則 30 条の 5	剰余金処分	負債の部	社員への剰余金分配（社員配当）を行うための準備金。
社員配当平衡積立金	規則 30 条の 5	剰余金処分	純資産の部	社員への剰余金分配の額を安定させるために積み立てる任意積立金。

1.3.6.1 危険準備金

危険準備金は、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備え、責任準備金の内訳の 1 項目として積み立てるものである（規則第 69 条①第 3 号）。即ち、通常の予測の範囲内の危険（変動）

は狭義の責任準備金（保険料積立金・未経過保険料）で準備するが、それを超える異常な変動に備えるものとして、危険準備金がある。

危険準備金には、保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の見積りを超えることにより発生し得る危険）に備える「危険準備金Ⅰ」、予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）に備える「危険準備金Ⅱ」、最低保証リスク（変額保険等で保険金等の額を最低保証するものについて、特別勘定の価額が通常の見積りを超える価格の変動等により、最低保証する保険金等の額を下回る危険）に備える「危険準備金Ⅲ」、および第3分野の保険リスク（金融庁長官が定めるところにより計算した額）に備える「危険準備金Ⅳ」がある（規則第69条⑥、同87条）。

なお、旧保険業法の時代は、危険準備金には保険リスクに相当するものしかなかった。従前は生命保険の主たるリスクは死亡率等であったが、金融・経済環境の変化により、生命保険のリスクの性質も変化してきている。保険業法改正時のリスク対応の検討により、危険準備金の対象が再整理されたのである。

危険準備金の積立基準は、ソルベンシー・マージン基準での各種リスクの計量化と調和を図るよう設定された。具体的水準等は平成10年大蔵省告示第231号に規定されており、次頁の表のとおりである。

普通死亡を例に説明すれば、危険準備金で備える保険リスクの金額「危険保険金額×0.6%」を積立限度（即ち積立目標）とした。そして、その積立限度額に向かって、毎年、リスクの増加額である「増加危険保険金額×0.6%」以上を積み立てることとしている。そして、危険準備金積立の目的である保険リスク発生時（即ち死差損発生時）に、取り崩して死差損に充てることとなる。ただし、毎年の積立・取崩とも、保険金支払状況等によりやむを得ない事情があるときは、当局へ届出の上、この基準に従わないことも出来ることとしている。

保険業法施行規則第69条第6項（及び同第150条第6項）の				
区分	第1号に掲げる危険準備金 (危険準備金I)	第1号の2に掲げる危険準備金 (危険準備金IV)	第2号に掲げる危険準備金 (危険準備金II)	第3号に掲げる危険準備金 (危険準備金III)
対象リスク	保険リスク	第三分野保険の保険リスク	予定利率リスク	最低保証リスク
積立基準	<p>(1) 普通死亡リスク 増加危険保険金額×0.6%</p> <p>(2) 生存保障リスク 個人年金（他の契約内容に変更できない確定年金契約を除く）の増加責任準備金額×10%</p> <p>※ それぞれ負の場合は0</p> <p>(3) その他のリスク 算出方法書により定める額</p>	<p>(1) ストレステストの対象とするリスク <省略></p> <p>(2) 災害死亡リスク 増加危険保険金額×0.06%</p> <p>(3) 災害入院リスク 増加災害入院日額×予定平均給付日数の3%</p> <p>(4) 疾病入院リスク 増加疾病入院日額×予定平均給付日数の7.5%</p> <p>※上記4つについては、それぞれ負の場合は0</p> <p>(5) その他のリスク 算出方法書により定める額</p>	<p>施行規則第87条第2号又は施行規則第162条第2号に掲げる額の増加額及び利益の5%に相当する額の合計額以上を積み立てるものとする。</p>	<p>最低保証に係る取支残の金額以上を積み立てるものとする。</p>
積立限度	<p>(1) 普通死亡リスク 危険保険金額×0.6%</p> <p>(2) 生存保障リスク 個人年金（他の契約内容に変更できない確定年金契約を除く）の責任準備金額×10%</p> <p>※ それぞれ負の場合は0</p> <p>(3) その他のリスク 算出方法書により定める額</p>	<p>(1) ストレステストの対象とするリスク <省略></p> <p>(2) 災害死亡リスク 危険保険金額×0.06%</p> <p>(3) 災害入院リスク 災害入院日額×予定平均給付日数の3%</p> <p>(4) 疾病入院リスク 疾病入院日額×予定平均給付日数の7.5%</p> <p>(5) その他のリスク 算出方法書により定める額</p>	<p>施行規則第87条第2号又は第162条第2号に掲げる額及び責任準備金の額の3%に相当する額の合計額を限度とする。</p>	<p>特別勘定を設けた保険契約のうち、保険金等の額を最低保証する保険契約に係る責任準備金の額の6%に相当する額を限度とする。</p>
取崩限度	<p>死差損がある場合において、当該死差損のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない。</p>	<p>死差損がある場合において、当該死差損のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない。</p>	<p>利差損がある場合において、当該利差損のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない。</p>	<p>最低保証に係る取支残が負の場合において、当該取支残のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない。</p>
<p>(各項目ごとに)前事業年度末の積立残高の額が当該事業年度末の積立限度額を超える場合は、当該超過する額を取り崩さなければならない。</p> <p>生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。</p>				

1.3.6.2 価格変動準備金

価格変動準備金は、株式等の価格変動が著しい資産について、その価格が将来低下したときに生ずる損失に備えて積み立てる準備金である（法第115条）。旧保険業法の86条準備金が、保険業法改正により再整理されたものである。

旧保険業法の86条は、保険会社の健全性確保の観点から、原則としてキャピタル・ゲインは配当として社外流出させずに、キャピタル・ロスに備えて留保すべきである（所謂「インカム配当原則」）という考え方で創設された。これは、キャピタル・ゲインのような一時的な利益を配当により社外流出すれば、価格変動性資産である以上キャピタル・ロスも発生するため、そのときのバッファがなくなり、健全性を確保できなくなることを防ぐためであった。

しかし、金融の自由化等によりインカムとキャピタルを厳格に区別することが困難になってきたことなどにより、インカム配当原則からキャピタル・ゲインも含めた総合収益に基づく配当への変更の必要性が高まってきた。このため、旧保険業法においても、86条準備金不積立の主務大臣認可という変則的な形で、キャピタル・ゲインの一部の配当還元を行ってきた。

ただ、これがインカム配当原則の全面否定（運用収益の全面的な還元）となるわけではない。金融環境の変化により、資産運用に伴うリスクは多様化し、かつ、従来よりも格段に大きくなってきている。このため、新保険業法では、資産運用関連のリスクを、予定利率リスク、価格変動リスク、信用リスク等に整理し、その中の価格変動リスクに対応するための準備金として再構築したのである。そして、積立方式も、従来のネット・キャピタル・ゲインが発生したときにその範囲内で積み立てる方式から、毎年一定額以上を積み立てる方式に変更したのである。単純化すれば、従来の「インカム＝全て配当還元、ネット・キャピタル・ゲイン＝全て留保」から、「毎年一定額以上をリスク対応として留保した上で、インカム＋ネット・キャピタル・ゲインを（公正・衡平な方法により）配当還元」という考え方に変更したのである。

また、従前の「ネット・キャピタル・ゲイン（利益）を積み立てる」方式は、会計的には利益留保性の準備金の性質を有するため、財務会計の視点からは負債とすることの問題指摘もあった。積立目的・積立基準を再構築し、会計上の要件を整備することは、この問題指摘に応える意味もあったのである。

法令では、株式等の価格変動性の資産について、毎年下表の積立基準額の合計額以上を積み立てることとしており、積立限度額も下表のとおり定めている（法第115条、規則第65、66条）。更に、表の各資産項目の「等」の具体的内容は平成10年大蔵省告示第229号に記載されている。

ただし、法では、大蔵大臣の認可を受けた場合は、全額又は一部の金額を積立しないことも認めている。

対象資産	積立基準	積立限度
国内法人発行の株式等	期末簿価×1.5‰	期末簿価×100‰
外国法人発行の株式等	〃×1.5‰	〃×75‰
邦貨建債券等 （満期保有目的の債券は除外可能）	〃×0.2‰	〃×10‰
外貨建債券等で為替リスクのあるもの（為替予約しているものは除く）	〃×1‰	〃×50‰
金地金	〃×3‰	〃×125‰

この準備金の目的は将来の価格変動による損失に備えることであるため、株式等のキャピタル・ロスがキャピタル・ゲインを上回る場合に、その差額を填補する場合にのみ取崩しが可能としている（法第115条）。ただし、監督庁長の認可を受けたときも、取崩しが可能である。

1.4 資産運用関係収支

資産の評価基準については、文献により〇〇基準としているものと〇〇主義としているものとあるが、以下本節では〇〇基準と表記する。

金融商品の会計基準については、企業会計基準委員会または日本公認会計士協会から会計基準や実務指針等が公表されているが、本節ではこれらを「実務指針等」と呼ぶことにする。また、ここで導入された会計基準を総称して「金融商品の時価会計」と呼ぶことにする。

1.4.1 資産勘定の内容

1.4.1.1 現金・預貯金

現金とは、通貨および通貨代用証券（当座小切手、預金手形、送金小切手、為替証書、振替払出証書等）のことであり、また、預貯金には、振替口座の預かり金および貯金、普通預金、当座預金、通知預金、定期預金、譲渡性預金等が含まれる。

1.4.1.2 コールローン

短資業者に対する短期貸付金、短期金融市場における金融機関相互の貸付金および手形割引市場における手形担保貸付等のことである。

1.4.1.3 買現先勘定

一定期間後に一定の価格で売戻すことを条件に購入する買現先取引により発生した金銭債権とみなされる額を計上する。

1.4.1.4 買入金銭債権

コマーシャル・ペーパー（CP）、住宅ローン債権信託受益権証書、住宅抵

当証券、商品投資受益権証券、一般貸付債権信託受益権証券、リース債権等小口受益権証券、抵当証券等が含まれる。

1.4.1.5 商品有価証券

商品有価証券とは、不特定多数の投資家への転売を目的として保有する有価証券のことである。生命保険会社も、「金融商品取引法第33条第2項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務」を行うことが可能となっており（保険業法第99条第1項）、これに基づいて売買業務を行う国債等について計上する。

「有価証券」が生命保険会社の本来業務である資産運用を目的として保有されているのに対し、「商品有価証券」は転売を目的として保有されるため、両者を区分して計上する。

商品有価証券は、実務上時価法により評価されている。

1.4.1.6 金銭の信託

金銭の信託とは、信託銀行に金銭を信託する勘定のこと、金銭信託および金銭信託以外の金銭の信託（金外信託）が含まれる。

従来、生命保険会社は金銭の信託を主に次の理由により財産の運用の一手段として利用してきた。

- ①金銭の信託内の有価証券と自己保有の有価証券とは、同一銘柄でも、簿価分離することが認められているため、保有する有価証券の含み益の減少を防止できること
- ②金銭の信託内で生じた売買益は、生命保険会計上インカムとして取り扱われ、配当財源として使用できること

しかし、金融商品の時価会計導入に伴い、簿価は保有目的別に管理することとなった。また、金銭の信託運用損益は利息配当金収入とは別項目で計上されるように変わっている。従って会計上の取扱いの上では、上記①②のような金

銭の信託を利用する意味はなくなっている。

運用を目的とする金銭の信託は、信託財産の短期的な売買等で信託財産の価値を上昇させ、受益者に帰属させるものであるため、売買目的有価証券と同様に時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損益として損益計算書上で処理する。特定金銭信託および金銭信託以外の金銭の信託（いわゆるファンド・トラスト）は、一般に運用を目的とする金銭の信託として時価評価が適用されると推定されるが、その他の目的をもって保有することが客観的に判断できるのであれば、信託財産について「満期保有目的の債券」または「その他有価証券」に準じる処理を適用することも可能である。

1.4.1.7 有価証券

国債、地方債、社債（事業債、金融債、政府保証債、公社公団債）、株式（株式、株式申込証拠金等。分離後ワラントを含む。）、外国証券、その他の証券（貸付信託受益証券、証券投資信託受益証券等）が含まれる。なお、消費貸借契約等（使用貸借、賃貸借または消費貸借契約）により貸し付けた自己所有の有価証券については、有価証券を貸し付けている旨とその金額（貸借対照表価額）を注記する。

従来 of 生命保険会計では、上場有価証券は低価法、非上場有価証券は原価法、債券は償却原価法でそれぞれ評価していたが、金融商品の時価会計導入により、平成12年度以降、保有目的区分ごとに異なる評価方法を適用することとなった。なお、消費貸借契約等により貸し付けた自己所有の有価証券については、貸し付ける直前の有価証券の保有目的区分に従った評価および会計処理を継続する。

保有目的区分	定義	貸借対照表上の評価基準	評価差額の扱い
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	当期の損益として損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価	
責任準備金対応債券	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価	
子会社・関連会社株式		取得原価	
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価	損益計算書に計上せず、貸借対照表の純資産の部に計上（全部純資産直入法）（注）

（注）時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額を当期の損失として処理する方法（部分純資産直入法）も認められている。

個々の有価証券はその取得時に保有目的に基づいて分類され、取得後においても継続してその分類区分の要件を満たすことが必要であり、各保有目的区分の定義・要件に反する売買取引事実が認められた場合は、分類の見直しを行わなければならない。

「売買目的有価証券」は、主として短期間の価格変動に基づく利益を獲得するために保有する有価証券で、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な売買が行われることを想定している。

「満期保有目的の債券」は、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息および元本の受け取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動リスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額を貸借対照表価額としている。このため、債券価格の変動が損益・純資産に影響しないというメリットがあり、生命保険会社のように長期の負債に対応した運用を行う場合に適している。ただし、償還期限まで所有するという積極的な意志を保有し、かつその能力を有す

ることが条件となるため、例えば将来の資金繰り計画等からみて保有が困難と判断される場合は、「満期保有目的の債券」とは認められない。また、「満期保有目的の債券」に区分した債券を仮に一銘柄であっても売却するか他の保有目的区分に変更した場合は、当該銘柄について信用リスク悪化等の合理的な理由がある場合を除いて、全ての「満期保有目的の債券」を「売買目的有価証券」または「その他有価証券」に区分変更しなければならない。保険会社が「満期保有目的の債券」の振替または売却を行った場合の取扱いについては、業種別監査委員会報告第26号において特別な取扱いが定められており、区分経理単位での区分変更が認められている。

保険会社の負債の大部分を占める責任準備金は、長期間の債務であっても契約時に固定された予定利率で評価されている。このため、「その他有価証券」として債券等の資産側のみを時価評価した場合は、財務諸表上、純資産の額が大きく変動し、デュレーション・マッチングにより資産・負債の金利変動リスクを適切に管理していても、真の財務状況が適切に反映されないおそれがある。一方、「満期保有目的の債券」に区分すれば評価差額を計上する必要がないが、売却が制限されることから、目標デュレーションの達成が困難となる。このような背景により、金融審議会第二部会の「保険会社における金融商品の時価評価の導入について」（平成12年10月3日付）において、保有債券について「保険会社の財務の特性を踏まえた会計処理」が提案され、日本公認会計士協会が当面の会計上および監査上の取扱いとして「責任準備金対応債券」を導入した（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」平成12年11月16日付業種別監査委員会報告第21号）。

「責任準備金対応債券」を特定するための要件として、

- (1) リスク管理を適切に行うための管理・資産運用方針等の策定
- (2) 管理・資産運用方針等を遵守する体制の整備
- (3) 小区分の設定と管理
- (4) デュレーション・マッチングの有効性の判定と定期的検証
- (5) 責任準備金対応債券の範囲

が定められているが、詳細については業種別監査委員会報告第21号を参照されたい。

「責任準備金対応債券」は「満期保有目的の債券」と同様に償却原価法に基づく評価および会計処理がなされる。目標デュレーション達成を目的とする場合には、売却損益は売却年度の損益として一括計上する。その他の目的の場合には、売却益は債券の残存期間にわたり定額法で繰延処理し、売却損は売却年度の損益として一括計上する。

「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「責任準備金対応債券」、「子会社株式及び関連会社株式」のいずれにも該当しない場合は「その他有価証券」に分類する。「その他有価証券」の会計処理について、金融商品会計基準では「売買目的有価証券」と「子会社株式及び関連会社株式」の中間的な扱いをしている。貸借対照価額は時価とするが、直ちに売却することを目的としていないため、継続適用を前提に、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定した価格を期末の時価とすることも認められている。評価差額については、当期の損益として処理することなく、税効果を調整の上、純資産の部において他の剰余金と区分して記載する（全部純資産直入法）。ただし、従来は保守主義の観点から、低価法に基づき銘柄別の評価差額を損益計算書に計上することが認められていたことを考慮して、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法（部分純資産直入法）も認められている。この場合の評価差額は洗替方式で算定される。取得差額が金利調整と認められる債券については償却原価法を適用し、償却原価と時価との差額が評価差額となる。

外貨建有価証券の場合は、外国通貨ベースでの時価変動に加えて、為替相場の変動により円換算額が変動することになるが、原則として、「子会社株式及び関連会社株式」以外の時価は決算時の為替相場により換算する。ただし、「その他有価証券」のうち外貨建債券については、外国通貨による時価変動部分のみを評価差額とし、取得原価に係る換算差額は為替差損益として損益計算書上

で処理することも認められる。

1.4.1.8 貸付金

保険約款貸付、一般貸付を計上する。

貸倒れの際の損失填補にあてるため、「貸倒引当金」により引当金額を計上する（「1.4.1.14 貸倒引当金」を参照）。

1.4.1.9 有形固定資産

土地、建物、建設仮勘定およびその他の有形固定資産であり、土地には投資用建物・営業用店舗・社宅などの土地、建物には投資用建物・営業用店舗・社宅などが含まれる。

なお、借地権は土地に含めず、無形固定資産に計上する。

また、建設仮勘定とは建設中の建物、造成中の土地等について、完成までに支払われる支出を、土地・建物等の本科目に振り替えるまで一時的に処理する科目である。

1.4.1.10 無形固定資産

ソフトウェア、のれん、その他の無形固定資産（借地権等）のことである。

1.4.1.11 その他資産

未収金、前払費用、未収収益、仮払金等が含まれる。

未収金とは、本来の営業取引以外の取引によって発生した債権で、代金の未回収額を計上するもので、不動産・動産の売却代金の未収金額、団体保険・企業年金等の共同引受に伴う未収金額、未収還付消費税額等が含まれる。

前払費用とは、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価を計上するもので、損害保険料の未経過分、消費税のうち法人税法で定める繰延消費税、長期外貨建債権債

務の為替予約に伴う為替差損の翌期以降に対応する額等が含まれる。

未収収益とは、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものを計上するもので、銀行預金の経過利息、公社債の経過利子、貸付金に係わる未収利息、貸室に係わる未収家賃等が含まれる。

仮払金とは、正規の勘定科目または金額が未確定な支出の場合、一時的に計上・使用するもので、購入債券の経過利子、外国税額の還付予定額等が含まれる。

金融商品の時価会計導入により、平成13年度から金融派生商品（デリバティブ）取引に係る期末の評価額は「その他資産」または「その他負債」に計上することとなった。ヘッジ会計において繰延ヘッジを適用した場合のヘッジ手段に係る損失または評価差額に関しては、従来は「繰延ヘッジ損失」としてその他資産（利益の場合は「繰延ヘッジ利益」としてその他負債）に計上することとしていたが、会社法施行に伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益として税効果会計上の税効果相当額を控除した額を純資産の部に計上している（ヘッジ会計については1.4.4.4を参照）。

1.4.1.12 繰延税金資産

平成10年度の税効果会計導入により、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る税金のうち、将来の会計期間において回収が見込まれる税金額を計上する。貸借対照表上の表示にあたっては、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示する。また、金融商品の時価会計導入に伴い、有価証券（正確には、保有目的による区分で「その他有価証券」とされるもの）の時価が帳簿価格を下回る場合に、その差額うちの税効果分を繰延税金資産に計上する（時価が帳簿価格を上回る場合は、繰延税金負債となる）。

税効果会計について詳しくは会計の専門書を参照していただきたいが、繰延税金資産の計上が認められるためには、過去のいわゆる「法人税等の前払額」

が将来において税額軽減効果を持つことが客観的に示されなければならない。その意味で、将来の課税所得の見込みから予想される法人税等の納税見込み額に見合った額のみ資産としての計上が認められる、ということに注意されたい。

なお、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価格を下回る場合は、その差額のうち税効果分を「再評価に係る繰延税金資産」に計上する。この場合、通常の税効果会計から生じる繰延税金資産または繰延税金負債と合算または相殺することはできない。

1.4.1.13 支払承諾見返

保険業法改正により、保険会社の付随業務として債務の保証を行うことが認められるようになった（業法第98条第1項第2号）。

顧客からの依頼に基づき顧客が第三者に対して負担する債務につき、その支払等を保証した場合に、偶発債権として保険会社が当該顧客に対して取得する保証債務履行の場合の求償権を処理するものである。負債の部に計上される「支払承諾」は「支払承諾見返」の対照勘定である。

1.4.1.14 貸倒引当金

一般貸付金やその他債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額を予め準備する目的で引当金を計上する。なお、貸借対照表上は資産の控除科目として資産の部に計上する（以前は保険会計独自の扱いとして正の値で負債の部に計上していたが、平成11年度より一般会社と同じ資産控除方式となった）。

貸倒引当金は、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、および特定海外債権引当勘定からなる。一般貸倒引当金は、資産の自己査定にもとづき、過去の貸倒れ実績率等の合理的な方法により算出する。個別貸倒引当金は個別の債務者に対する貸付金等について回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を計上する。特定海外債権引当勘定は、発展途上

国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を計上する。なお、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」が改正（平成 23 年 3 月 29 日付）されたことを受け、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額および償却債権取立益は、経常利益に表示することとなった。

1.4.2 資産運用収益および資産運用費用

1.4.2.1 利息及び配当金等収入

預貯金利息、有価証券利息、配当金、貸付金利息（保険約款上の規定による契約者貸付・保険料（振替）貸付の利息も含む）、不動産賃貸料等の他、コーポレートローン利息、買入金銭債権利息、債務保証等もその他の利息配当金として計上する。

実務としては期中の収益計上は入金ベースで行い、期始・期末に前受収益・未収収益を調整する事により、発生主義により計上を行う。

平成 12 年度から、償却原価法を適用した満期保有目的債券、責任準備金対応債券およびその他有価証券の金利調整差額の期間配分や貸付金の金利調整額の期間配分額も計上されることとなった。

公社債の価格は市場金利の動向および発行体の信用力により上下するため、公社債の取引においては、償還される額面金額と取得価額との間に差額が生じるのが通常である。企業会計基準委員会が公表している金融商品に関する会計基準において、取得価額を相当の増額または減額すること（償却原価法）が認められている。

金融商品に関する会計基準 5

26. 支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額が異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額とし

なければならない。

会計上、額面金額を下回って取得した公社債の帳簿価額を増額修正することをアキュムレーションと呼び、逆に、額面金額を上回って取得した公社債の帳簿価額を減額修正することをアモチゼーションと呼ぶ。

額面金額と取得価額の差額のうちクーポンレートと市場利子率との差額による部分（金利調整差額）は償却原価法により利息及び配当金等収入に計上し、信用リスクによる部分は有価証券償還損益の科目で処理する。償却原価法の処理方法は、利息の合理的な期間配分を目的とする利息法を原則とするが、継続的に使用することを前提に簡便的に定額法も認められている。

具体的には、利息法では、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額を債券の帳簿価格に対して一定率（実効利子率）となるように、複利的に各期の損益に配分する。

例. X年1月1日に、償還日がX+2年12月31日の額面10,000万円の債券を9,400万円で購入し、満期保有目的の債券として償還日まで保有する。クーポン利子率は年利6%で、毎年6月末および12月末の2回支払われる。

まず、実効利子率 r は、次の算式を解いて8.3%と求められる。

$$\frac{300}{1+r/2} + \frac{300}{(1+r/2)^2} + \dots + \frac{300}{(1+r/2)^5} + \frac{10,300}{(1+r/2)^6} = 9,400$$

次にクーポン支払日の償却原価を以下のように計算する。ここで、利息配分額は期始の償却原価に実効利子率（半年分の場合はその2分の1）を乗じて求められる。

年月日	(A)利息配分額	(B)クーポン受取額	金利調整差額の償却額 (A-B)	償却原価
X/1/1				9,400
X/6/30	390	300	90	9,490
X/12/31	394	300	94	9,584
X+1/6/30	398	300	98	9,682
X+1/12/31	402	300	102	9,784
X+2/6/30	406	300	106	9,890

X+2/2/31	410	300	110	10,000
合計	2,400	1,800	600	

決算時（3月31日）の償却原価は、直前のクーポン支払日の償却原価に、経過月分の金利調整差額を加減して計算する。例えば、X年3月31日の償却原価は、9,445万円（=9,400万円+90万円×3ヶ月/6ヶ月）となる。

定額法では、債券の金利調整差額を取得日（または受渡日）から償還日までの期間で除して各期の損益に配分する。上述の例では、償還日までの36ヶ月分の金利調整差額600万円（=10,000万円-9,400万円）を単純に期間按分するため、例えば、X年3月31日の償却原価は、9,450万円（=9,400万円+600万円×3ヶ月/36ヶ月）となる。

1.4.2.2 支払利息

社債、借入金、預り保証金、預り金、借入有価証券に対する支払利息、契約関係支出に係る遅延利息等を計上する。なお、据置保険金に関する利息は責任準備金繰入額に含まれ、積立配当金に付与する利息は社員（契約者）配当金積立利息繰入額という別項目に計上される。

利息及び配当金等収入と同様に発生主義に基づいて計上する。

1.4.2.3 商品有価証券運用益・商品有価証券運用損

商品有価証券に係る全ての損益（売却損益・償還損益・利息配当金等収入・評価損益等）を合計して、益の場合は「商品有価証券運用益」、損の場合は「商品有価証券運用損」に一括計上する。

1.4.2.4 金銭の信託運用益・金銭の信託運用損

金銭の信託の全ての運用損益（信託分配金、解約損、評価損益等）をファンドごとに合計・ネットして、益の場合は「金銭の信託運用益」、損の場合は「金銭の信託運用損」に一括計上する。

1.4.2.5 売買目的有価証券運用益・売買目的有価証券運用損

売買目的有価証券（商品有価証券、金銭の信託、特別勘定分を除く）から生じる全ての損益（売却損益、償還損益、利息配当金等収入、評価損益等）を合計して、益の場合は「売買目的有価証券運用益」、損の場合は「売買目的有価証券運用損」に一括計上する。

1.4.2.6 有価証券売却益・有価証券売却損

一般勘定における、売買目的有価証券以外の有価証券の売却価額が帳簿価額と譲渡経費の合計額を上回る、あるいは下回る場合にその差額を計上する。

1.4.2.7 有価証券評価損

一般勘定における売買目的有価証券以外の有価証券を減損処理により時価評価した際の評価差額を有価証券評価損に計上する。

売買目的有価証券以外の有価証券は原則として、時価で評価されないか、時価で評価されても評価差額は損益計算書には計上されない。しかし、市場価格または合理的に算定された価額（以下「時価」）のある有価証券について時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除いて、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として損益計算書上で処理（「減損処理」）する。

「実務指針等」では、帳簿価格に対する時価の下落率が50%程度以上の場合は、回復可能性についての合理的な反証がなければ、「著しい下落」に該当するとしている。下落率が50%程度未満の場合は、個々の企業において合理的な基準を設定し、判定することになる。なお、下落率がおおむね30%未満の場合は、「実務指針等」では一般的に「著しい下落」に該当しないとしているが、個々の企業の合理的な基準で減損処理の対象とすることも可能である。なお、外貨建有価証券の場合は、「著しい下落」は外国通貨ベースでの価格変動により判定し、為替相場の変動は反映しないが、有価証券評価損には決算期

の為替相場により生じた換算差額を含めて処理する。

ここで、「回復する見込みがある」と認められるのは、株式の場合は時価の下落が一時的なものであり、期末評価時点以降おおむね1年以内に時価が取得価格にほぼ近い水準に回復する見込みがあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、発行会社が債務超過の状態にあるか2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合は、回復する見込みがあるとは認められない。債券の場合は、単に市場金利の大幅な上昇により時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復の可能性があるものと認められるが、格付の著しい低下や発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大を起因とする場合は、回復する見込みがあるとは認められない。

市場価格のない株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性についての合理的な反証がなければ、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として損益計算書上で処理する。「著しい下落」とは、株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。なお、この減損の基準については現在も議論が続いている項目であり、特に最新の情勢を把握するよう注意する必要がある。

外貨建公社債については、従来いわゆる15%ルールにより重要な為替差損が生じたことによる評価損の計上が認められていたが、現在では、15%ルールは取得時換算法を採用した場合の法人税法上だけの規定となっている。

会計処理については、金融商品の時価会計の導入において、外貨建その他有価証券のうち債券について、時価の著しい下落は生じていなくても、円相場の著しい上昇により円換算後の金額が著しく下落するときには、外貨建の時価を決算時の為替相場により円換算し、その場合に生じる換算差額を当期の損失として処理することが求められている。

1.4.2.8 有価証券償還益・有価証券償還損

公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額（金利調整差額を除く）を有価証券償還益とする。逆に帳簿価額を下回る金額（金利調整差額を除く）を有価証券償還損とする。

1.4.2.9 金融派生商品収益・金融派生商品費用

みなし決済により時価評価したデリバティブ取引の評価損益および期中の実現損益を計上する。これらの損益を合計して、益の場合は「金融派生商品収益」、損の場合は「金融派生商品費用」に一括計上する。

1.4.2.10 為替差益・為替差損

外貨預金、外貨建金銭債権等について、期中の決済により生じたもののほか、決算時における換算により生じた差損益を計上する。

外貨建取引の処理方法については、原則として企業会計審議会の「外貨建取引等会計処理基準」による。従来は、短期外貨預金等の流動資産については為替換算による暫定的な為替相場の影響を認識する考え方を原則としつつ、長期の金銭債権債務については、為替決済損益が短期的に発生しないことを考慮して、取得時または発生時の為替相場により円換算することを原則としていた。また、外貨建有価証券等の非貨幣項目については、有価証券に低価基準を適用する以外は、原則として決算時において取引発生時の為替相場を換算替えしないこととしていた。

金融商品の時価会計導入により、為替相場の変動を財務諸表に反映することをより重視する観点から、外貨建金銭債権債務については短期・長期による区分は設けず、決算時の為替相場により換算することが原則となった。また、「子会社株式及び関連会社株式」以外の有価証券は「満期保有目的の債券」も含めて、決算時の為替相場により換算することとなった。ただし、外貨建有価証券

は金融商品の時価会計基準により処理されるため、実際に為替差損益が発生するのは、原則として「満期保有目的の債券」および「責任準備金対応債券」のみとなる。なお、「その他有価証券」に区分した債券については、為替相場の変動による換算差額を損益計算書上で処理する場合は為替差損益を計上する。

	決算時の換算方法	備考
外貨建金銭債権債務	原則として決算時レートで換算	従来は、短期は決算時の為替相場、長期は原則として取得時の為替相場
外貨建有価証券	子会社・関連会社株式は取得時レートで換算。売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、その他有価証券は決算時レートで換算	従来は、原則として取得時レートで換算。ただし、低価法の場合は決算時レートで換算
デリバティブ取引	決算時レートで換算	

損益計算書には、為替差益と為替差損を相殺し、差額を為替差益・為替差損のいずれかに計上することになる。

1.4.2.11 特別勘定資産運用収益・特別勘定資産運用費用

特別勘定から生じる全ての資産運用収益、資産運用費用を合計して、益の場合は「特別勘定資産運用収益」に、損の場合は「特別勘定資産運用費用」に一括計上する。

従来は、保険業法第119条の規定により、特別勘定に属する資産のうち、取引所の相場のある有価証券及び店頭売買有価証券については、時価により評価した評価損益、非上場有価証券について、法人税法に定める特定の事実（資産状態の著しい悪化、更生手続きの開始決定等）が生じたことによる評価損および外貨建重要な為替差損が生じたことによる評価損をこの科目に計上していたが、金融商品の時価会計導入により保険業法119条は廃止された。

1.4.3 資産運用収益・資産運用費用以外の主な資産運用関係収支

1.4.3.1 固定資産等処分益・固定資産等処分損、不動産圧縮損

固定資産等処分益・固定資産等処分損には、有形固定資産、無形固定資産、その他資産について、売却価格が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合の差額を計上する。

また、有形固定資産の取得に際して、収容・換地等によるものや保険金等により取得されるものなどについては、税法に定める基準により圧縮記帳を行って、不動産圧縮損の科目を計上する。

1.4.3.2 保険業法第112条評価益

この科目は保険業法第112条の規定に基づき、一般勘定において市場価格のある株式について評価替えを行ったときの評価額が帳簿価額を超える差額を計上するものであり、会社法の取得原価主義に対する特則を定めた規定である。この趣旨は、保険事業の相互扶助的特質に照らし、特別の事由ある時は含み益をも還元し、契約者利益の確保ならびに増進をはかることができるようにした点にある。

このため、この評価益は契約者のための準備金である責任準備金または契約者配当準備金（相互会社の場合は社員配当準備金）として積み立てるべきこととしている（施行規則第61条）。すなわち、未実現利益である評価益の計上に際しては、これを内部留保とされるのを防ぎ、主務大臣の監督の下で保険契約者へ還元するときのみ、その計上が認められる。一般勘定では、昭和39年に設けられた旧保険業法第84条が同様な規定であったが、平成4年度に大蔵大臣の認可を受け初めて適用された。

1.4.3.3 価格変動準備金繰入

旧保険業法第86条では、キャピタル・ゲインがキャピタル・ロスを上回っ

ていた場合、ネット・キャピタル・ゲインを「保険業法第86条準備金に繰入」という費用勘定をたてて積み立てることとされていた。

この積み立てられた86条準備金は貸借対照表上負債の部に属していた。商法（現在では会社法）および企業会計原則により、利益留保性の強いものは負債の部に置けないことになっているが、次の理由から例外として認められていた。すなわち、商法に対して特別法の関係に立つものによる準備金でありその計上が会社の任意でなく、法令の定めによる繰入、取崩の方法に従わなければならない、また業種的にも公益性が強く特定目的に特定の準備金計上が義務づけられているものである等の事情が考慮されたものである。

価格変動準備金は、インカム配当原則の見直しの一環としてこの86条準備金に代わって導入されたもので、積立目的を明確化して積立対象資産を価格変動による損失の発生する可能性の高い資産に限定しその可能性に応じて積立基準・積立限度を設けた点で86条準備金とは異なっている（対象資産および積立基準・積立限度については、保険業法施行規則第65条、第66条または1.3.6.2を参照のこと）。

1.4.4 デリバティブ取引の会計処理とヘッジ会計

デリバティブ取引については、従来は取得原価基準会計が採用されており、取引を決済したときに損益を認識することが一般的であった。この取得原価基準には、①多額の含み損を抱えていても、それが財務諸表上に反映されず実態が明かされない。②各期の決算が大きく変動し、恣意的な決済を行うことで利益操作が可能であるといった指摘がなされていた。

平成12年度からは金融商品の時価会計導入により、デリバティブ取引は原則として時価評価となった。

以下、主なデリバティブ取引およびヘッジ会計について概観するが、これら商品の仕組みについては、たとえば「証券投資論」等を参照されたい。

1.4.4.1 先物取引

先物取引とは、取引の当事者が将来のある特定の日特定の資産を現時点で約定した価格で売買する契約と定義され、これとよく似た先渡取引と区別するためにフューチャーと呼ばれることも多い。

先物取引に係る損益の認識基準の考え方には、①先物相場の変動に基づく値洗差額を、反対売買または現物の受け渡しによる当該先物取引の決済時に損益を計上する決済基準と、②先物相場の変動に基づく値洗差額を、値洗のつど損益として計上する値洗基準との2つがある。これらは、先物取引契約自体の評価という観点から見ると、決済基準は原価基準による評価であり、値洗基準は時価基準による評価とすることができる。

会計処理の科目については、金融先物、証券先物取引に伴って差し入れる委託証拠金・追加証拠金を先物取引差入証拠金として計上し、金融先物、証券先物取引に伴って支払う値洗差金を先物取引差金勘定に計上する。なお、決算期末には、先物取引種類別に貸借残高を相殺し、貸方・借方のどちらかに計上される。

1.4.4.2 オプション取引

オプション取引とは、取引の当事者が将来のある特定の日（又は特定の期間内に）特定の商品を特定の価格で売買する権利を、オプション・プレミアムを受け渡すことにより、売買する取引であると定義される。

オプションの購入・売却時の会計処理については、①購入（または売却）する権利（資産）または義務（負債）として計上する方法と、②オプション・プレミアムを収益（または費用）として計上する方法の2つが考えられる。オプション・プレミアムの授受日にその他資産の中の「仮払金」またはその他負債の中の「仮受金」の科目で処理する。

1.4.4.3 スワップ取引

スワップ取引とは、取引当事者間でキャッシュフローを交換することを約する取引であると定義されるが、代表的なものとしては金利スワップと通貨スワップがある。

金利スワップ取引とは、二当事者間である想定元本に対してあらかじめ決められた金利のキャッシュフローを一定期間だけ交換する取引であり、金利スワップ契約により収受すべき金額は「支払いスワップ金利」または「受取りスワップ金利」等の科目で処理し、発生主義により期間経過分について計上する。

通貨スワップ取引は異種通貨の元利相当額に係る包括的キャッシュフローを交換する取引と定義され、契約時の為替相場と金利相場に基づき、両者のキャッシュフローの現在価値が等価となるように契約内容が決定される。したがって、金利スワップのように想定元本にかかる金利部分の交換に限らず、元本を含めたあらゆるキャッシュフローの交換を含む。

金利スワップ・通貨スワップは交換する金利および通貨の組み合わせにより以下のように分類される。

	同一通貨	異種通貨
固定金利 対 固定金利	—	通貨スワップ
固定金利 対 変動金利	金利スワップ	通貨スワップ (注)
変動金利 対 変動金利	金利スワップ	通貨スワップ (注)

(注) 通貨・金利スワップともいう。

1.4.4.4 ヘッジ会計

ヘッジ取引は、デリバティブ等のヘッジ手段を用いて有価証券等のヘッジ対象のリスクを減殺することを目的とするが、減殺されるリスクにより、①相場変動を相殺するヘッジ取引と②キャッシュフローを固定するヘッジ取引の2つに分けることができる。金融商品の時価会計ではデリバティブ取引は時価評価が原則だが、ヘッジ取引においてヘッジ対象の評価損益が損益計上されていない場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価損益のみが損益計上され、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益計上時期がずれることになる。このため、

ヘッジ取引の効果を財務諸表に適切に反映するために、損益の計上時期を一致させる例外的な会計手法「ヘッジ会計」が認められた。

ヘッジ会計の適用にあたっては、リスク管理に関する内部規程の作成、リスク管理の内部統制の整備・運用、リスク管理方針の文書化等が前提条件となる。個々のヘッジ取引開始時の事前テストでは、ヘッジ対象のリスク、リスクを減殺するためのヘッジ手段、ヘッジ有効性の評価方法を正式な文書で明確化しなければならない。また、ヘッジ取引時以降の事後テストでは、最低6ヶ月に1回は有効性の評価を行い、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュフロー変動がヘッジ手段によって高い水準で相殺されたことを確認しなければならない。ここで、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の変動（相場またはキャッシュフローの累計）とヘッジ手段の変動の比率がおおむね80%から125%の範囲内にある場合は、高い水準で相関があると認められる。

ヘッジ対象となる個々の資産または負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されている場合は、包括ヘッジを適用することが可能である。具体的には、ヘッジ対象の個々の資産または負債について時価またはキャッシュフローの変動割合がおおむね上下10%以内であることが必要となる。このため、満期日が著しく異なる債券は包括ヘッジの対象とならない。また、株式ポートフォリオを株価指数先物でヘッジする場合、ポートフォリオ全体の時価変動が株価指数先物と高い相関関係を示しているにもかかわらず、個々の株式銘柄とポートフォリオは必ずしも高い相関関係を示さないため、包括ヘッジは認められないことになる。

保険負債を包括ヘッジの対象とする場合については、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日付業種別監査委員会報告第26号）において要件が示されている。ヘッジ対象のグルーピングについては、保険金・解約返戻金等の支出と保険料等の収入を相殺したネット・キャッシュフローを発生する年限別に区分して行い、同一グ

ルーピング内の個々のキャッシュフローの金利感応度がほぼ一樣になるようにすることが必要としている。保険契約に基づくキャッシュフローについては予想解約率を勘案する。また、キャッシュフローのグルーピングは商品区分等の区分経理単位で行うことができる。

実務指針等におけるヘッジ会計の方法には「繰延ヘッジ」と「時価ヘッジ」がある。繰延ヘッジでは、時価評価されたヘッジ手段の損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる。時価ヘッジは、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合に、当該資産または負債に係る損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法をいう。金融商品会計基準では繰延ヘッジを原則とするが、「その他有価証券」をヘッジ対象とする場合には自己資本が相場変動の影響を受けてしまうため、時価ヘッジが認められている。

例. 「その他有価証券」100億円を同額の先物売建でヘッジしている場合

	取得時 (X年4月1日) の時価	期末 (X+1年3月31日) の時価
その他有価証券	100億円	90億円
先物	0億円	10億円

(繰延ヘッジによる会計処理)

その他有価証券

その他有価証券評価差額金	10	その他有価証券	10
--------------	----	---------	----

先物取引

先物取引資産	10	繰延ヘッジ利益	10
--------	----	---------	----

貸借対照表 (期末)

その他有価証券	90	繰延ヘッジ利益 (純資産の部)	10
先物取引資産	10	その他有価証券評価差額金 (純資産の部)	▲10

損益計算書（該当科目なし）

（時価ヘッジによる会計処理）

その他有価証券

その他有価証券評価損	10	その他有価証券	10
------------	----	---------	----

先物取引

先物取引資産	10	先物取引評価益	10
--------	----	---------	----

貸借対照表（期末）

その他有価証券	90	（負債の部・純資産の部は該当なし）
先物取引資産	10	

損益計算書

有価証券評価損	10	先物取引評価益	10
---------	----	---------	----

また、金利スワップについては、想定元本、利息の受払条件、契約期間がヘッジ対象の資産または負債とほぼ同一である場合に、時価評価せずに金銭の受払の純額を当該資産または負債に係る利息に加減して処理すること（金利スワップの特例処理）が認められている。これは、従来、金利スワップは時価評価をせず、受払される金銭をヘッジ対象の資産または負債に係る利息に加減して処理する方法が実務において採られていたことを考慮したものである。

1.4.5 資産利回りについて

1.4.5.1 ハーディ方式の平均利回り

生命保険会社の資産運用効率の指標として、かつてはハーディ方式による平均利回りが用いられていた。ハーディ方式では平均利回り i は、以下の算式で与えられる。

$$i = \frac{I}{\frac{A+B-I}{2}}$$

ここに、 A : 年始資産、 B : 年末資産、 I : その年度の利息配当金収入である。

この式の分母において、年始資産 A と年末資産から利息で増えた部分を除いた $B - I$ との和半を平均経過資産とみなしている。

理論的には、時刻 t ($0 \leq t \leq 1$) における資産を $f(t)$ とし、それが実利率 i で利息を生むものとするれば、 $[t, t + \Delta t]$ における利息収入は、利力を δ とすると、 $f(t) \delta \Delta t$ と表せる。従って、 $t \in [0, 1]$ での利息は、

$$I = \int_0^1 f(t) \delta dt$$

となる。ここで、 $f(t)$ が $t \in [0, 1]$ で一次関数で表されるとすると、

$$f(0) = A, \quad f(1) = B$$

であるから、

$$I = \delta \frac{A+B}{2} \text{ より、 } \delta = \frac{2I}{A+B}$$

これを、 $i = e^\delta - 1 \doteq \delta \left(1 + \frac{\delta}{2} + \dots \right) \doteq \delta \left(1 - \frac{\delta}{2} \right)^{-1}$ に代入して、

$$i \doteq \frac{2 I}{A+B} \times \frac{1}{1 - \frac{I}{A+B}}$$

より、先程の式を得る。

ところが、このハーディの利回り式は、個別の資産のように一次関数で近似できない場合には不都合が生じる。例えば、利息配当金収入を稼ぐために期中に株式を（大量に）購入し配当落ちしたところでそれらを全て売却した場合には、利回りが異常に高く算出される。こうした理由から、昭和61年度より次の日々平残利回りが採用されるようになった。

$$\text{日々平残利回り } i = \frac{I}{\text{資産の日々平均残高}}$$

平残方式の利回りの算式をハーディ方式の算式を比較するとわかるように、日々平残方式では分母に資産からうまれる利息分も含まれているため、その分利回りが低く算出されることとなる。

1.4.5.2 トータルリターン・ベースの利回り

運用利回りが、1.4.5.1で示した算式、すなわち平均経過資産に対する利息配当金収入で与えられることから、直利を指向した資産運用という弊害が生じた。そこで、昭和62年度より一般勘定の利回り表示において、インカム・ベースの利回り（A方式利回り）に加え、トータルリターン・ベースのB方式利回りもあわせて採用された。

$$\text{A方式利回り} = \frac{\text{利息配当金収入（金銭信託の評価損控除前）}}{\text{資産の日々平残}}$$

$$\text{B方式利回り} = \frac{\text{利息配当金収入} + \text{売却損益} + \text{為替差損益} + \text{償還損益} - \text{貸倒引当金増加額} + \text{評価損益} + \text{外貨建長期金銭債権換算損}}{\text{資産の日々平残}}$$

（ただし、利息配当金収入には金銭の信託運用益を含む）

平成元年度に経理基準が見直され、「資産運用収益」、「資産運用費用」の科目が新設された。

資産運用収益＝利息配当金収入＋金銭の信託運用益＋有価証券売却益＋有価証券償還益＋為替差益＋その他運用収益＋業法第 112 条評価益（旧業法第 84 条）

資産運用費用＝支払利息＋有価証券売却損＋有価証券評価損＋有価証券償還損＋為替差損＋貸倒引当金繰入額＋貸付金償却＋賃貸用不動産等減価償却費＋その他運用費用

これにより、B方式利回りも

$$\text{(新) B方式利回り} = \frac{\text{資産運用収益} - \text{資産運用費用}}{\text{資産の日々平残}}$$

に改められた。

B方式の利回りでは、分子に株式等の売却損益が含まれているため、必ずしも運用効率の良し悪しを反映した数値となっていないという批判もある。

1.5 資産評価

1.5.1. 生命保険会計としての資産の評価基準

会計上の資産評価の基準としては、原価基準、時価基準および低価基準があるとされている。これに対し、「新版財務会計論」(新井清光著)は、「低価主義は、前掲の評価基準についての選択基準であって、それ自体の測定尺度を持っていないから、これらの評価基準と同格的に扱うことは不合理である」とし、「資産の評価(または貸借対照表価額の決定)のための証拠または尺度を過去、現在、または将来のいずれの時点に求めるかによって、原価主義、時価主義および割引現価主義の三つに分けられる。」としている。

資産評価にあたって、これらの基準のいずれを選択するかは、評価目的が何であるかにより決まってくる。

以下では、これらの考え方について説明を加えていく。

1.5.1.1 原価基準 (cost basis または historical cost basis)

原価基準とは、取得原価基準または歴史的な原価基準とも呼ばれ、取得のために実際に支出した金額により資産を評価する考え方である。この「取得のために要した金額」には、購入代金だけではなく取得目的を達成可能にするため必要となる費用も含む。

例えば、販売目的資産である商品の原価には商品購入代金の他、販売可能な状態になるまでに必要な支払運賃などの仕入諸掛を含む。また使用目的資産である機械等の有形固定資産の原価には、購入代金の他、支払運賃、据付費あるいは試運転費など使用可能な状態になるまでのすべての費用を含む。

原価基準は、外部との実際取引によって決定されるため客観的に決定でき(すなわち恣意的な評価の排除が可能)、会計責任を明確にする評価基準である。また、資産の評価益や未実現収益の計上を行わないという点で、収益を認識する基本原則である実現主義と結びついており、保守主義の原則と合致する。さ

らに、測定するものによらずに同一の評価が得られることや評価を実施するのに大して費用がかからないことという特徴がある。

一方、原価基準の欠点としては、

①物価変動時には、資産の価額が時価とかけ離れてしまったり、過去の原価に基づいて計算される費用（例えば減価償却費）と現在の時価を反映して計上される収益（例えば売上高）との対応が合理的でないことがある。

②資産の保有中は損益が認識されない。

といったものが挙げられている。

1.5.1.2 時価基準 (current value basis)

時価基準とは、当該資産をその時点での市場価格または経済価値により評価する考え方で、物価水準や市場価格の変動を反映させようとするものである。時価主義には、当該資産を現在売却したらいくらになるかを考えるか現在購入したらいくらになるかを考えるかにより、売却時価基準 (selling price basis) と取替原価基準 (replacement cost basis または current cost basis) とに分けられる。

貸借対照表の目的を、作成時点での財産の構成と価値を明らかにすることに求める場合、企業の利害関係者の意思決定のために最新の情報を提供する時価基準が評価基準として適切であると言える。

また、評価益を積極的に測定表示する方が会計上有意義な情報を提供することができるともいわれている。

その一方で、決算ごとにその時価を把握することに困難を伴う資産もあり、また、使用を目的とした資産に対し売却時の価値を測定することは不合理であるというような欠陥が時価評価には存在する。

1.5.1.3 低価基準

低価基準とは、上で述べたように原価基準と時価基準の選択基準であり、原

価と時価とを比較していずれか低い方の価額で資産を評価する考え方である。

企業会計原則は、貸借対照表原則五で子会社の株式以外の貸借対照表価額について低価基準を、棚卸資産についても「たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価より下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。」としているように、保守的な経理として広く用いられてきた。

原価基準を原則とする商法でも、商法施行規則第 28 条第 2 項で「時価が取得価額又は製作価額より低いときは時価を付するものとするを妨げない」として、低価基準の適用を認めていた。

1.5.1.4 生命保険会計における資産評価

すでに述べたとおり、企業会計においては取得原価基準を資産評価に関する基本原則としている。

また、会社法計算規則においても、資産評価の基本原則として取得原価基準を採用している。ただし、金銭債権、子会社以外の株式その他出資、および社債その他の債券について市場価格がある場合には時価を付すことも認めている。

わが国の生命保険会計においては、株式会社に適用されることはもちろん、相互会社に対しても保険業法施行規則第 24 条の 3 で、会社法計算規則と同様の規定が設けられている。

実際の評価方法に関しては、1.4.1.7 を参照されたい。

1.5.2 時価評価

これまでの財務会計では取得原価基準が基本となっていたが、金融商品については以下の理由により時価基準の会計制度が導入されることとなった。

①投資家に対する投資情報の開示

金融資産の多様化、価格変動リスクの増大、取引の国際化等の状況の下で、投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である。

②企業における的確な財務認識

金融資産に係る取引の実態を反映させる会計処理は、企業の側においても、取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底及び財務活動の成果の的確な把握のために必要である。

③国際的な会計制度との調和

国際市場での資金調達及び海外投資者の我が国証券市場での投資の活発化という状況の下で、財務諸表等の企業情報は、国際的視点からの同質性や比較可能性が強く求められている。また、デリバティブ取引等の金融取引の国際的レベルでの活性化を促すためにも、金融商品に係る我が国の会計基準の国際的調和化が重要な課題となっている。

時価評価については 1.5.1.2 においてすでに触れているが、以下で若干掘り下げて考えてみる。

1.5.2.1 時価とは何かー市場価格と時価および公正価値

原価基準を見直し、一部資産に時価基準を導入しようという流れの中で、いくつかの問題点がでてくる。その一つに時価をどう定義するかというものがある。

市場性のある有価証券、例えば上場株式の場合、取引所での取引価格がある

が、その日の株価はその日にその価格で需要と供給が満たされたことを意味するが、もし大量の株の売却があればもっと値は下がっていたはずである。企業の保有する株式の時価を考えるに当たり、売却した場合の価格を考えた場合、大量の株式をその「市場価格」で売却する事はできない。再購入を考えた場合でもその価格で買うことは不可能である。クロス取引を行えば、価格の上昇・低下を引き起こすことがないかもしれないが、その価格を持って「市場価格」としてよいかについては、疑問視する意見もある。

また、不動産についてもよく言われているように、特に土地に関して一物四価とも一物五価ともいわれており、時価評価をどうするか、すなわちいかに適切な時価を求めるか、ということは非常に困難な問題であり、十分な検討が必要である。

国際会計基準を策定している国際会計基準審議会（IASB）では、時価ということばが現実には様々な意味を持つことから、時価に代わる概念として公正価値（fair value）という概念を用いている。公正価値とは、「取引の知識がある自発的な当事者間における、独立第三者間取引(arms-length transaction)において、資産が交換され、もしくは負債が決済される金額」と定義されている。

公正価値は「もし条件を満たす取引があったであろうならその際に付く価格」であり、必ずしも実際に取引が幅広く行われている必要はないとされる。実際に上記の条件を満たす取引がない場合には、類似のものの市場価格を補正して求めたり、オプション価格理論のような評価技法を用いて求めたりすることも想定されている。

時価概念を明確にし、体系立てようとする試みと言えようが、この節前半で述べたような問題も含めて、概念的・実際的な問題は多く存在する。

1.5.2.2 日本における時価基準会計の導入

時価基準会計への国際的流れの中で、企業会計審議会は 1996 年 7 月から金融

商品の会計基準を検討し、1999年1月に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を、また1999年10月に「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」をそれぞれ公表した。

「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」では、金融資産については、市場が存在すること等により客観的な価額としての時価が把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能であるため、時価評価による適切な財務諸表への反映が必要であると結論している。ただし、金融資産の属性や保有目的から実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合やただちに売買・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合等が考えられるため、保有目的に応じた処理方法を定めることとなった。また、金融負債については、借入金のように一般的に市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには制約があると考えられるため、デリバティブ取引を除き、債務額を貸借対照表価額として時価の対象としないこととした。

資産の評価基準については企業会計原則に定めがあるが、金融商品に関しては原則としてこの基準が優先して適用される。ただし保険会社に対しては、責任準備金対応債券が導入されている。(1.4.1.7 参照)

1.5.3 減損会計

減損会計は工場や賃貸ビル、店舗などの固定資産について、資産価値が帳簿価格を大幅に下回った場合に損失を計上する仕組みである。ここでは、我が国における固定資産の減損会計について解説する。

1.5.3.1 日本における減損会計の導入

企業会計審議会では1999年12月から固定資産の会計処理について検討を行い、2002年8月に「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」「固定資産の減損処理に係る会計基準」「固定資産の減損処理に係る会計基準注

解」を公表した。その後、企業会計基準委員会より 2003 年 10 月に「固定資産の減損処理に係る会計基準の適用指針」が取りまとめられ、2005 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用が義務付けられている。減損会計導入の背景としては、国際会計基準との調和に加えて、いわゆるバブル崩壊以降、不動産をはじめとする固定資産の価格や収益性が著しく低下し、財務諸表に対する社会的信頼を回復すべきとの指摘があったこともあげられる。

① 対象資産

固定資産を対象にする、ただし、他の基準に減損処理に関する定めがある資産、例えば、「金融商品に係る会計基準」における金融資産、「税効果会計に係る会計基準」における繰延税金資産については、対象資産から除く。

② 減損の兆候

当該資産に係る事象として、営業活動から生じる損益またはキャッシュフローが継続してマイナス、資産の回収可能額を著しく低下させる変化、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落をあげている。

③ 減損損失の認識

事業用資産では金融資産のように将来キャッシュフローが約定されていないため、測定が主観的となることを考慮し、減損の存在が相当程度に確実な場合に限り減損損失を認識する。割引前の将来キャッシュフローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識するとしている（国際会計基準では将来キャッシュフローの割引現在価値との比較で判定する）など、国際会計基準の判定基準とは一部違いがある。なお、土地等は使用期間が無限になりうることから、21 年目以降の将来キャッシュフローは 20 年目時点での割引現在価値を 20 年目までの割引前将来キャッシュフローに加算することとしている。

④ 減損損失の測定

売却による回収額である正味売却価額（資産の時価から処分費用見込額を控除して算定）と使用による回収額である使用価値（資産の継続使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュフローの現在価値）のいずれか高い方の金額を回収可能価額とする。将来キャッシュフローは現時点における回収可能性を反映するため、現在の使用状況および合理的な使用計画等を考慮して見積もる。なお、可能性のもっとも高い単一価額に金額を見積もる方法と、複数の将来キャッシュフローをそれぞれの確率で加重平均した金額として見積もる方法の両方が認められている。将来キャッシュフローが見積値から乖離するリスクについては、将来キャッシュフローの見積もりに反映する方法と割引率に反映する方法があるが、減損損失の測定においてはいずれの方法も認められる。前者の方法の場合には割引率として無リスクの利率を使用する。なお、減損損失の認識に使用する割引前の将来キャッシュフローについてはリスクを反映しない方法で統一することとしている。

1.6 利源分析・基礎利益・配当

本項では、特に断らない場合は相互会社を対象とするものとする。

1.6.1 剰余金の分配

ここでは、新業法における剰余金の分配に関する規定を紹介するにとどめる。詳細については、「第3章 契約者配当」を参照されたい。

保険業法第55条の2では、「剰余金の分配は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない。」と定めている。「内閣府令で定める基準」として、保険業法施行規則第30条の2で以下の通り規定している。

相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、またはそれらの方法の併用により行わなければならない。

- ①社員が支払った保険料及び保険料として收受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払い、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法（アセット・シェア方式）
- ②剰余金の分配の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法（利源別配当方式）
- ③剰余金の分配の対象となる金額を、保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法
- ④その他①から③に準ずる方法

一般に、剰余金の分配は、契約の剰余への貢献度に応じて行われるべきである（Contribution Principle）とされている。保険業法施行規則第30条の2は、この具体的な方法を定めたものと言えよう。

なお、旧保険業法においては通達の規定により、配当率及び配当財源の計算において事前に大蔵大臣に届け出てその適正なことの承認を受ける必要があったが、この通達は廃止され、法第128条（報告又は資料の提出）に基づく届け出のみでよいこととなった。現在では具体的には、配当率及び配当財源について、決算状況表（速報）にて金融庁長官へ報告がなされている。

行政に承認を受ける必要がなくなった一方で、法第121条により、保険計理人は配当の確認を行うことが義務付けられた。新業法の施行に伴い、配当の適正性を確認する役割を保険計理人が担うことになったわけであり、保険計理人の役割はますます重要になったといえよう。

1.6.2 実務基準による配当の確認

保険業法第121条により、保険計理人は配当の確認を行うことが義務づけられたが、その具体的な方法については、指定法人（日本アクチュアリー会）が作成し、当局が認定した基準（生命保険会社の保険計理人の実務基準）によることとされている（平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号）。以下、実務基準による配当の確認の概要を紹介する。詳細は実務基準で確認されたい。

（1）保険計理人による配当の確認事項

保険計理人は、以下の通り、配当が公正・衡平であることの確認を行う。

- ①会社全体及び区分経理の商品区分ごとに配当財源を賄うことができること
- ②個々の契約について、アセット・シェアの範囲内での配当であること

（2）配当財源の確認

配当財源の確認は、以下の3点について行う。

① 簿価ベースの確認

会社全体の翌期配当所要額 \leq 配当準備金繰入額

(ただし、当年度末の配当準備金中に未割当がある場合には、これを配当準備金繰入額に加えた額)

② 時価ベースの確認

会社全体及び各商品区分ごとに、

翌期全件消滅ベース配当所要額 \leq 時価で計算された配当可能財源

③ 健全性維持の確認

会社全体の翌期配当所要額 \leq 時価で計算された会社全体の配当可能財源

- 会社の健全性を維持するために必要な額

(3) アセット・シェアによる確認

アセット・シェアによる確認は、消滅時配当を行う契約に対して、客観的に選定されたいくつかの代表契約を対象として、以下の点について行う

① 現在のアセット・シェアによる確認 (過去法による確認)

代表契約について翌年度に支払われる通常配当と、当該契約が翌年度に消滅した場合に支払われる消滅時配当の合計が、当該契約の当年度末ネット・アセット・シェアを原則として超えていない範囲で、合理的な金額であること

② 将来のアセット・シェアによる確認 (将来法による確認)

翌年度の通常配当の水準が翌々年度以降も継続するとした場合において、代表契約の将来のネット・アセット・シェアから会社の健全性を維持するために必要な額を差し引いたものが、正となっていること

1.6.3 社員配当準備金及び社員配当金

1.6.3.1 社員配当準備金

保険業法施行規則第30条の5において、相互会社の社員配当支払の準備のための会計費目として、社員に対する剰余金の分配をするための負債「社員配当準備金」と、社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金「社員配当平衡積立金」が示されている。

両社は平成8年改正前の保険業法（旧業法）では一括して社員配当準備金（負債）として計上され、積立限度がなかった。このため、負債としての位置づけがあいまいな部分があった。新業法においては、社員配当準備金について一定限度までの負債を認め、それを越える部分は任意積立金とすることによって、社員配当準備金の性格が明確化されている。

社員配当準備金（決算期においては剰余金処分による繰入額を含む）の積立限度は、以下の額の合計額とされている。（施行規則第30条の5③）

- ① 積立配当の額（利息を付けて積み立てている配当の額）
- ② 未払配当の額（各社員に割り当てている配当であっていまだ支払われていないものの額をいい、決算期においては翌期配当所要額を含む）
- ③ 全件消滅時配当所要額（保険契約が全件消滅したとして計算した消滅時に支払う配当の額）
- ④ その他①から③に準ずるものとして算出方法書において定める額

現在個人保険では、同一事業年度内の契約を同一の配当群団と見なし、保険年度ごとの配当を行う3年目配当方式が広く行われている。このような配当方式のもとで剰余と配当との関係を見ると、事業年度決算で生じる剰余金は、事業年度末保有契約を基に算出する翌期配当所要額だけに対応したものだけではなく、翌々期配当所要額に相当する部分を含んだものになっている。従って、配当の財源である剰余との期間対応の観点からは、事業年度末決算において社

員配当準備金に繰り入れるべき金額は翌期配当所要額と翌々期配当所要額の和半であり、社員配当準備金の要積立額は、以下の額の合計額である。

- ① 積立配当の額
- ② 未払配当の額
- ③ 翌々期配当所要額の半分

これは、通常配当に対応する要積立額であり、保険業法施行規則に定める社員配当準備金の積立限度額は、消滅時特別配当等を考慮したものになっていると考えられる。なお税法上の社員配当準備金繰入額の損金算入限度は翌期配当所要額である。

剰余金の処分の対象となる金額は、当期末処分剰余金の額から次の①から⑦の合計額を控除した金額である。（施行規則第30条の4）

- ① 前期繰越剰余金の額
- ② 任意積立金目的取崩額
- ③ 基金利息の支払額
- ④ 損失てん補準備金及び基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額
- ⑤ 基金の償却に充てることを目的としてその決算期に純資産の部に積み立てる任意積立金の額（ただし、基金の額をその払込期日から償却を完了する予定の日までの期間に含まれる決算期の数で除して得られた額を上限とする。）
- ⑥ のれん等調整額
- ⑦ 決算期の剰余金に含まれる社員配当準備金の取崩額

相互会社は、上記の金額の20%以上として定款に定めた割合以上の額を、社員配当準備金又は社員配当平衡積立金に積み立てなければならない。（施行規則第30条の6）

1.6.3.2 決算時求められる配当準備金関係資料

毎年提出する決算状況表において社員配当準備金明細表及び翌期・翌々期社員配当所要額明細表の提出が求められている。(図表は省略)

1.6.3.3 社員配当準備金及び社員配当金の経理処理

(1) 社員配当金

社員配当金は社員配当準備金から支払うのであるが、経理処理としては次のような独特の処理をしている。すなわち、社員配当金は実際に支払われた時に次の処理のみを行い、通常は期中においては社員配当準備金の処理は行わない。

例1：社員配当金 15 千円を保険料 20 千円と相殺して支払う。

(差引 5 千円の保険料払込みがあったとき)

社員配当金	15 千円	保険料	20 千円
(又は社員配当準備金)			
現金	5 千円		

例2：満期保険金 1,000 千円の支払と同時に社員配当金 376 千円を支払った。

なお、社員配当金の内訳は次のとおりである。

前期末積立社員配当金 300 千円

同上 当年度利息 21 千円

当年度社員配当金 55 千円

(満期保険金を支払ったとき)

社員配当金	376 千円	現金	1,376 千円
満期保険金	1,000 千円		

(注) 社員配当金の内訳は当該処理には用いず、合計金額で処理する。

例3：配当買増による受取方法を選択している契約に対し、25千円の当年度社員配当金を契約応当日に支払った。

(契約応当日)

社員配当金	25千円	現金	25千円
-------	------	----	------

(注) 積立配当を選択している契約の場合、契約応当日に当期分社員配当金を積み立てるが、期中において会社の経理処理は行わず、事業年度末において当該契約の積立配当残高を増加させることにより処理することになる。

(2) 社員配当準備金

① 事業年度末決算時

当期の社員配当準備金明細表

前年度末残高	3,000	前年度末積立配当金・未払配当金等
前年度剰余金からの繰入額	3,500	
利息による増加	100	積立配当金の利息による増加
支払いによる減少	3,200	期中に社員配当金として支払処理をした金額の合計額
当年度末残高	3,400	

上記明細表に基づき次のような処理を行う

イ 支払いによる減少部分の処理

社員配当準備金	3,200	社員配当金	3,200
---------	-------	-------	-------

(注) 期中に社員配当金として支払処理した金額の合計額に対応する処理である。なお、期中の社員配当金の支払を社員配当準備金の減少で処理している会社にあつては、この振替処理は不要である。

ロ 積立配当金のうち利息による増加部分の処理

社員配当金積立利息繰入額 100	社員配当準備金 100
------------------	-------------

損益計算書上は経常費用として社員配当金積立利息繰入額 100 が計上される。社員配当金の支払は社員配当準備金を直接取崩して行うため、損益計算書上は計上されない。貸借対照表上は、当年度末残高 3,400 を保険契約準備金の内訳項目「社員配当準備金」として計上する。社員配当準備金の残高の推移は貸借対照表に注記し、その中で期中の社員配当金支払額 3,200 も表示する。

② 総代会による剰余金処分

総代会において当期末処分剰余金中 3,800 を社員配当準備金に繰入れることを決議した。

(総代会決議後)

当期末処分剰余金 3,800	社員配当準備金 3,800
----------------	---------------

1.6.4 利源分析

1.6.4.1 利源分析の意義

生命保険会社の剰余金は損益計算書において一応の源泉を知ることができる。しかし、経営目的からも保険会社を監督する立場からも、単に会社全体の剰余を知るだけでは不十分であり、計算基礎率の妥当性、各利源毎の収益の状況及び契約者配当の公平性等を知るために、この剰余を利源別に分析することが必要である。

利源分析と言ってもその手法は様々であり、その目的に応じた分析を行うことが必要である。例えば責任準備金積立方式を何にするか、付加保険料計算基礎をどの様に設定するか等は目的次第で個々に判断していくべきである。

しかし、現実の実務において様々な基準の分析を行うことは膨大な労力を要し、また監督の立場からも各社が個々基準で行ったものを見ても容易に比較することができない。このため監督用として決算状況表の一部として提出する利源分析表の様式・基準が毎年金融庁より指定されている。これが標準的な利源分析として用いられ、利用者は各目的に応じて必要な修正を行っている。

1.6.4.2 利源分析の具体的方法

保険数学では、モデルケースによる利源分析によりそれが3利源に分解できることを学んでおり、本書では事業年度末決算においてどのような利源分析を用いているかを、決算状況表の様式・基準をもとに説明する。

決算状況表の利源分析は、現在は保険料計算基礎率による5年チルメル基準で行われているが、細部については毎年変更があるので、実際の作成にあたっては最新の様式等を参考とされたい。また目的によっては、純保険料式などその他の方式による利源分析も考えられるが、その探求については読者に委ねる。

なお、変額保険に係わる項目については、保険1第5章「変額年金保険」の付録「変額保険」に解説があるので、そちらを参照されたい。

(1) 費差損益

区 分	金額	区 分	金額
事 業 費 (その他の損益に計上するものを除く) 税金 (営業・契約関係) 減 価 償 却 費 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額		予 定 事 業 費	
小 計		小 計	

費差益： 千円

予定事業費から事業費・税金その他の費用を差引いた余りが費差益である。

a. 費用項目

「事業費」は、損益計算書に計上した「事業費」からその他の損益に計上するものを控除したものである。

費差損益上の税金は、自社の営業用を目的とした不動産に係る不動産関係諸税、及び保険契約に係る印紙税等、保険事業に関係してかかる税金を費差損益の費用項目として抽出したものである。損益計算書上の税金は、この費差損益の「税金」と、後述するその他損益中の「税金（その他）」との合計となっている。

「減価償却費」及び「退職給付引当金繰入額」は、損益計算書上に計上した金額である。

b. 収益項目

「予定事業費」は利源分析用の予定事業費であり、利源枠と呼ばれる。利源枠については第5章「事業費の管理・分析」にも解説があるが、ここでも利源枠の計算方法を、例を用いて説明しよう。

(記号及び前提条件)

π : 営業保険料

P : 平準純保険料式での純保険料

α : 初年度のみ計上する保険金比例予定事業費

α^z : チルメル歩合

L^* : α 要素以外の毎年計上する平準純保険料式予定事業費
 (= α 以外の予定事業費の合計)

h : チルメル期間 ($h \leq m$ とする)

m : 保険料払込期間。保険料払込方法は年払とする。

${}_tV$: 第 t 保険年度末 h 年チルメル式責任準備金

$$\left(= {}_tV^{net} - \frac{\alpha}{\ddot{a}_{x:\overline{h}|}} \cdot \ddot{a}_{x+t:\overline{m-t}|} \right)$$

${}_tV^*$: 第 t 保険年度末修正 h 年チルメル式責任準備金

$$\left(= \max({}_tV, 0) \right)$$

いま、 $m > 5$ とし、チルメル期間 h を 5 年とする。また負値責任準備金は認めず、 ${}_tV < 0$ となる場合、 ${}_tV^*$ を用いるものとし、 ${}_1V < 0$ 、 ${}_2V < 0$ 、 ${}_tV > 0$ ($t \geq 3$) とする。すなわち第 2 保険年度末までチルメル式保険年度末責任準備金が負値で、第 3 保険年度末以降正值となる場合を考える。また、決算は事業年度末であるが説明を簡単にするため、保険年度式の予定事業費を説明する。事業年度末方式への変換は、未経過保険料中の予定事業費の年始・年末における値を修正することにより行うことができる。

① 第 1 保険年度

$$\pi = \left(p + \frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} - \alpha^z \right) + \left\{ \alpha - (\alpha - \alpha^z) + \frac{\alpha - \alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + \left(\frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} - \frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + L^* \right\} \cdots (1)$$

と分解できる。これは (1) 式の括弧を外し整理することにより、

$$\pi = p + \frac{\alpha}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + L^*$$

となっていることから確認できるであろう。(1) 式のうち

$p + \frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}}} - \alpha^z$ は形式的に算出したチルメル式純保険料であり、{ }がチル

メル式予定事業費である。

負値責任準備金を認めないという仮定から、 ${}_1V < 0$ である間、この例では第2保険年度まで（しかし、後でわかるが実は第3保険年度までは）形式的な保険料分解ですますわけにはいかない、さて、

$$p + \frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}}} - \alpha^z = ({}_1V - {}_0V) + v^{1/2}q_x(1 - v^{1/2}{}_1V) \cdots (2)$$

と形式的に分解できることは保険数学で学んだ通りである。保険料の分解は、 ${}_1V < 0$ の間は特に危険保険料に注目した取扱いを行うことになる。というのは、責任準備金や予定事業費を何にしようとも当年度の保険金支払い分だけは危険保険料が必要だからである。一般に $1 - v^{1/2}{}_1V$ を危険保険金ということは既に学んだ通りであるが、仮定から ${}_1V < 0$ であるため、 $1 - v^{1/2}{}_1V > 1$ であり危険保険金が1（＝死亡保険金）を超えるという奇妙なこととなっている。ここで負値 V を認めないという条件を用いると、 ${}_1V^* = \max({}_1V, 0) = 0$ であり危険保険金は1となり第1保険年度の危険保険料は $v^{1/2}q_x$ となる。このとき（2）式の右辺を ${}_0V \equiv 0$ （“≡”に注目）を用いて整理すると、

$$\begin{aligned} (2) &= v{}_1V + v^{1/2}q_x - vq_x \bullet {}_1V \\ &= v^{1/2}q_x + v(1 - q_x) \bullet {}_1V \\ &= v^{1/2}q_x - vp_x \bullet {}_1V \cdots (3) \end{aligned}$$

となる。これは第1保険年度のチルメル式純保険料が危険保険料 $v^{1/2}q_x$ とマイナスの貯蓄保険料 $vp_x \bullet {}_1V$ とに分解できることを示している。仮定から ${}_1V^* = 0$ であるから責任準備金は ${}_0V$ （ $\equiv 0$ ）から ${}_1V^*$ （ $= 0$ ）へ、すなわち貯蓄保険料は“0”であり、マイナスの貯蓄保険料は、純保険料ではなく予定事業費の圧縮によりマイナス V から0に引き上げると考えるこ

とができる。この(3)式を用いると(1)式は次のように書くことができる。

$$\pi = v^{1/2}q_x + \left\{ \alpha - (\alpha - \alpha^Z) + \frac{\alpha - \alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + v p_x \cdot {}_1V + \left(\frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} - \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + L^* \right\}$$

各項目の意味するところは次のように考えることができる。

$v^{1/2}q_x$: 危険保険料。 ${}_1V < 0$ であるため危険保険金1となり、保険金即時払のため $v^{1/2}q_x$ が危険保険料となる。

α : 初年度のみ計上の α

$\alpha - \alpha^Z$: α と異なるチルメル割合を用いる場合の修正項(初年度のみ)。チルメル割合の相違による修正と呼ばれている。即ちこの修正により蔵銀率 α がチルメル割合 α^Z に修正される。

$\frac{\alpha - \alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}}$: チルメル割合を修正したことに伴う修正。蔵銀率 α を α^Z に

したことにより、この差 $\alpha - \alpha^Z$ を保険料払込期間の全体にわたって計上しようという考えである。

$v p_x \cdot {}_1V$: いわゆるネガティブ・リザーブによる修正である。 ${}_1V < 0$ からの値は負であり、予定事業費をこの分圧縮することになる。

$\frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} - \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}}$: チルメル期間の修正と呼ばれている。

$\ddot{a}_{x:\overline{m}|} \geq \ddot{a}_{x:\overline{5}|}$ であることから、チルメル期間中は負値であり、

チルメル期間経過後は $\frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}}$ のみが残り $\frac{\alpha - \alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}}$ と合わせて

$\frac{\alpha - \alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} = \frac{\alpha}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}}$ と、純保険料式の予定事業費となる。

② 第2保険年度

${}_2V < 0$ であることから保険年度末責任準備金は ${}_2V^* = 0$ 、したがって危険保険金は 1 であり、危険保険料は $v^{1/2}q_{x+1}$ となる。第1保険年度と

同様に純保険料の分解を型式的に行えば、チルメル式純保険料 $p + \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}}$

は $p + \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} = (v{}_2V - {}_1V) + v^{1/2}q_{x+1}(1 - v^{1/2}{}_2V)$ であり、危険保険料が $v^{1/2}q_{x+1}$

であることから、

$$\begin{aligned} p + \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} &= v(1 - q_{x+1}){}_2V - {}_1V + v^{1/2}q_{x+1} \\ &= (vp_{x+1} \bullet {}_2V - {}_1V) + v^{1/2}q_{x+1} \end{aligned}$$

となる。第2保険年度の責任準備金は ${}_1V^* = 0$ から ${}_2V^* = 0$ であり 0 のまま据え置きとなることから貯蓄保険料は 0 である。したがって貯蓄保険料 $v^{1/2}p_{x+1} \bullet {}_2V - {}_1V > 0$ は、純保険料としては不要であり、予定事業費にまわすことになる。以上を用いて営業保険料の分解を行えば

$$\begin{aligned} \pi &= \left(p + \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + \left\{ \frac{\alpha - \alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + \left(\frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} - \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + L^* \right\} \\ &= v^{1/2}q_{x+1} + \left\{ (vp_{x+1} \bullet {}_2V - {}_1V) + \frac{\alpha - \alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + \left(\frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} - \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + L^* \right\} \dots (4) \end{aligned}$$

となる。第1保険年度では $vp_x \bullet {}_1V$ をネガティブ・リザーブとして α を圧縮したが、第2保険年度においてはこの見返りとして $-{}_1V > 0$ だけ予定事業費が増枠となる。しかし、第2保険年度末 V が ${}_2V < 0$ であることから $-{}_1V$ 全部とはならず、これを $vp_{x+1} \bullet {}_2V$ だけ圧縮した分だけが増枠となる。 $vp_{x-1} \bullet {}_2V - {}_1V$ では直感的な理解がしにくいだが、これを $(-{}_1V) - (-vp_{x+1} \bullet {}_2V)$ と書けば、 $(-{}_1V) > 0$ が $(-vp_{x+1} \bullet {}_2V) > 0$ だけ圧縮される様子が理解できるであろう。

③ 第3保険年度

${}_3V > 0$ であることから危険保険金は $(1 - v^{1/2}{}_3V)$ であり、危険保険料は、 $v^{1/2}q_{x+2}(1 - v^{1/2}{}_3V)$ となる。一方、保険年度末責任準備金は ${}_2V < 0$ から出発するのではなく、 ${}_2V^* = 0$ から出発して ${}_3V > 0$ に至るのであるから、貯蓄保険料は $v{}_3V - {}_2V (> v{}_3V)$ ではなく $v{}_3V$ だけでよい。したがって

第3保険年度のチルメル式純保険料 $p + \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}}$ は、例によって形式的分解

から出発して

$$\begin{aligned} p + \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} &= (v{}_3V - {}_2V) + v^{1/2}q_{x+2}(1 - v^{1/2}{}_3V) \\ &= \{v{}_3V + v^{1/2}q_{x+2}(1 - v^{1/2}{}_3V)\} - {}_2V \end{aligned}$$

となる。上で見たようにチルメル式純保険料は {} だけでよく $- {}_2V > 0$ は予定事業費の贈枠にあてることになる。以上から営業保険料の分解は次のようになる。

$$\pi = \{v{}_3V + v^{1/2}q_{x+2}(1 - v^{1/2}{}_3V)\} + \left\{ (-{}_2V) + \frac{\alpha - \alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + \left(\frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} - \frac{\alpha^Z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + L^* \right\} \dots (5)$$

後ろの {} 内が修正チルメル式予定事業費となる。第2保険年度で $vp_{x+1} \cdot {}_2V$ だけ $(-{}_1V)$ を圧縮した見返りとして第3保険年度に $(-{}_2V)$ 増枠されることになる。第1保険年度のところで前もって説明したように、第2保険年度まで負値 V のときは、第3保険年度まで負値 V の修正を続けるのである。第3保険年度までについてネガティブ・リザーブ修正を通算してみると、

$$\begin{aligned} & \ell_x \times (\alpha + vp_{x+1} \cdot V) + v\ell_{x+1} \times (vp_{x+1} \cdot {}_2V - {}_1V) - v^2\ell_{x+2} \times {}_2V \\ &= (\alpha \cdot \ell_x + v\ell_{x+1} \cdot V) + (v^2\ell_{x+2} \cdot {}_2V - v\ell_{x+1} \cdot V) - v^2\ell_{x+2} \cdot {}_2V \\ &= \alpha \cdot \ell_x \end{aligned}$$

となり、現価は α となることがわかる。

④ 第4保険年度および第5保険年度

第4保険年度および第5保険年度は ${}_tV > 0$ であることから形式的な分解が適用される。

$$\begin{aligned}\pi &= \left(p + \frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + \left\{ \frac{\alpha - \alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + \left(\frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} - \frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + L^* \right\} \\ &= \left\{ (v_t V - {}_{t-1}V) + v^{1/2} q_{x+t-1} (1 - v^{1/2} {}_tV) \right\} + \left\{ \frac{\alpha - \alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + \left(\frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} - \frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + L^* \right\}\end{aligned}$$

ただし、 $t = 4, 5$

⑤ 第6保険年度以降

第6保険年度以降は純保険料式による予定事業費と同じである。第6

保険年度以降の純保険料は p であり、 $\frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} = 0$ であるから、

$$\begin{aligned}\pi &= p + \left\{ \frac{\alpha - \alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + \left(\frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} - \frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{5}|}} \right) + L^* \right\} \\ &= p + \left\{ \frac{\alpha - \alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + \frac{\alpha^z}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + L^* \right\} \\ &= p + \frac{\alpha}{\ddot{a}_{x:\overline{m}|}} + L^*\end{aligned}$$

となり、純保険料式の保険料分解そのものとなる。

利源分析用の予定事業費計算は以下の通りであるが、この「予定事業費」は損益計算書上の科目ではない。利源分析用に特別に評価する項目であり、この「予定事業費」は利源分析上死差（危険差）損益に逆に費用項目として計上することになる。このように収益・費用両方に同額を計上することにより、全体の剰余には影響を与えず、各利源の仕切りを行うことが、利源分析の特徴である。

(2) 死差（危険差）損益

法令等では「死差損益」とされているが、利源別収益を開示している一部の保険会社は、災害・疾病関係等の発生率の予定と実際の差による損益が、いわゆる「死差損益」の中で重要な地位を占めるに至っている現状をふまえ、危険差損益という呼び方をしている。ここでは両者を併記することとする。

区 分	金額	区 分	金額
保 險 金 年 金 給 付 金 解 約 返 戻 金（解 除 分） そ の 他 返 戻 金 契 約 内 容 の 変 更 に 伴 う 支 払 金 再 保 險 料 保 險 金 据 置 支 払 金 予 定 事 業 費 解 約 ・ 失 効 契 約 の 消 滅 時 保 險 料 積 立 金 年 末 保 險 料 積 立 金 年 末 未 経 過 保 險 料 年 末 支 払 備 金 (解 約 返 戻 金、社 員 (契 約 者) 配 当 金 を 除 く) 年 始 諸 積 増		保 險 料 再 保 險 収 入 年 始 保 險 料 積 立 金 年 始 未 経 過 保 險 料 契 約 復 活 に 伴 う 収 入 契 約 内 容 の 変 更 に 伴 う 収 入 年 金 特 約 取 扱 受 入 金 保 險 金 据 置 受 入 金 予 定 利 息 復 活 契 約 の 失 効 時 保 險 料 積 立 金 年 始 支 払 備 金 (解 約 返 戻 金、社 員 (契 約 者) 配 当 金 を 除 く) 年 末 諸 積 増 最 低 保 証 純 保 險 料 特 別 勘 定 運 営 費 変 額 保 險 に 係 る 特 別 勘 定 調 整 変 額 保 險 に 係 る 予 定 事 業 費 修 正	
小 計		小 計	

死差益： _____ 千円

死差（危険差）損益は大まかに言って「予定保険給付＝危険保険料」から対応する実際の保険給付を差し引くことによって得られる。実際の保険給付は財務諸表上の数値として得られるので、危険保険料をどうやって求めるかが問題となる。

具体的には、まず、損益計算書に計上した金額である「保険料」を収益項目として計上するとともに、費用項目に費差損益で計算した「予定事業費」を計上することによって、保険料－予定事業費で算出される純保険料を収益計上する

こととなっている。なお、「予定事業費」は費差損益の計算では収益項目に計上し、死差（危険差）損益で計上した費用と相殺しあっている。

予定事業費は5年チルメル基準で計算しており、上記の純保険料も保険料基礎による5年チルメル式の純保険料になっている。

さらに純保険料から危険保険料を求めるためには、貯蓄保険料を差し引く必要がある。このために責任準備金の積増額を計算している。

収益項目の「年始保険料積立金」および「年始未経過保険料」の2つの項は、前年度末貸借対照表に計上した金額である。

また、費用項目の最後にある「年始諸積増」は、実際会計上積み立てている責任準備金（保険料積立金＋未経過保険料）と保険料基礎による5年チルメル式責任準備金との差であり、実際に会社が計上している年始「責任準備金」を利源分析用の基準に修正するための項目である。実際積立が5年チルメル式を越えていれば正の値であり、下回っていれば負値となる。つまり、「保険料積立金」＋「未経過保険料」－「諸積増」が利源分析基準の責任準備金残高となる。年末についても同様である。

なお、「責任準備金」を構成している「保険料積立金」「未経過保険料」及び「危険準備金」のうち前の2つは死差（危険差）損益に反映しているが、「危険準備金」は死差（危険差）損益に含めず、責任準備金関係損益としている。

解約・死亡・満期等の契約消滅が責任準備金の額に与える影響を無視すれば、この利源分析基準の責任準備金の積増（年度末と年度始の差）から予定利息で増加する部分を差し引いたものが、利源分析基準の貯蓄保険料に相当する。先ほど求めた純保険料からこの貯蓄保険料を差し引いたものが（利源分析基準の）危険保険料となる。

大筋としては、この危険保険料から「保険金」「年金」「給付金」「その他返戻金」等損益計算書上に計上した諸給付を差し引いて死差（危険差）損益が求まることになる。なお、解約返戻金は解除分だけを死差（危険差）損益項目とし、通常の解約による分は責任準備金関係損益としている。

残りの項目は、この死差（危険差）損益をより詳細にするためのものである。

「再保険料」は出再した保険料であり、「再保険収入」は出再した契約の再保険会社からの保険金・配当金等の受入れである。これらにより、再保険関係損益がわかる。しかし、この様にして求めた再保険関係損益は再保険会社からの配当金を含んでいることもあり、必ずしも当期の損益にはならず、再保険関係損益を性格に計算する必要がある場合には別途詳細な分析が必要である。

年始および年末の「支払備金」により保険金等を現金ベースから発生ベースに修正したことになる。なお、「IBNR 備金」の積立費用も死差（危険差）損益に含まれることとなる。

「解約・失効契約の消滅時保険料積立金」は、年始に有効であった契約が解約・失効となった場合の責任準備金の調整を行うためのものである。即ち収益項目は、これら解約・失効契約の年始責任準備金を計上しているが、年末には契約が消滅しているため、年末責任準備金には含まれない。このため、放置しておくと同該契約の年始責任準備金（利源分析基準）だけ死差（危険差）益が過大となってしまうことから、費用項目に消滅時の積立金（利源分析基準）を計上して、損益のバランスを図り、解約・失効による損益を死差（危険差）益には含めないようにしたものである。（死亡や満期にはこのような調整が必要でない理由については、保険数学の教科書等を参考に各自考察されたい。）

「契約復活に伴う収入」及び「復活契約の失効時保険料積立金」は解約・失効とは反対の概念であり、容易に類推できるであろう。

「契約内容の変更に伴う収入」及び「契約内容の変更に伴う支払金」も、同様に年末責任準備金がこれらの分だけ影響を受けていることの修正である。

「保険金据置受入金」は据置・分割払いをする保険金等の原資を受け入れたもので、この原資に対応する予定利息を加えたものが年末責任準備金に加算されているため、死差（危険差）益に影響しないよう調節を加えたものである。

なお、解約返戻金は解除分だけを死差（危険差）項目とし、通常の解約による分は責任準備金関係損益としている。

なお、転換を取り扱っている場合、転換時点の転換価格を新契約の責任準備金に充当する方法が考えられる。この際、被転換契約の責任準備金のうち転換後契約の責任準備金に充当する部分について、転換価格の計算において5年チルメル式を用いていない場合、その差額分だけ死差（危険差）損益が歪むことになる（転換方式が異なっても、同様の問題は生じうる）。この場合、当該差額については死差（危険差）損益の収入項目に計上し、同時に（責任準備金関係損益の）費用項目に計上することによって、死差（危険差）損益が歪むのを防ぐことも考えられる。

また、特別責任準備金は保険料積立金に含めて計算することとなっているので、特別責任準備金の積み立て等は死差（危険差）損益に影響を与えることとなっている。これも目的によっては別の考え方もあろう。

(3) 利差損益

区 分	金額	区 分	金額
予 定 利 息 社員(契約者)配当金積立利息繰入額		利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	
支 払 利 息		商 品 有 価 証 券 運 用 益 (売却損益・評価損益分を除く)	
商 品 有 価 証 券 運 用 損 (売却損益・評価損益分を除く)		金 銭 の 信 託 運 用 益 (評価損益分を除く)	
金 銭 の 信 託 運 用 損 (評価損益分を除く)		売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 (売却損益・評価損益分を除く)	
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 (売却損益・評価損益分を除く)		有 価 証 券 償 還 益	
有 価 証 券 償 還 損		為 替 差 益	
為 替 差 損		そ の 他 運 用 収 益	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		特 別 勘 定 資 産 運 用 益	
貸 付 金 償 却		年 始 支 払 備 金 (社 員 (契 約 者) 配 当 金)	
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費			
そ の 他 運 用 費 用			
特 別 勘 定 資 産 運 用 損			
固 定 資 産 等 処 分 損 (有形固定資産の売却損を除く)			
年 末 支 払 備 金 (社 員 (契 約 者) 配 当 金)			
最 低 保 証 純 保 険 料			
特 別 勘 定 運 営 費			
変 額 保 険 に 係 わ る 特 別 勘 定 調 整 (投資関係)			
小 計		小 計	

利差益： 千円

上記様式による計算で利差損益が求まることは直感的に理解できるであろう。「資産運用収益」「資産運用費用」並びに「為替差益」「為替差損」は損益計算書計上金額である。「固定資産等処分損（有形固定資産の売却損を除く）」は、損益計算書に計上した「固定資産等処分損」から有形固定資産の売却損を除いたものである。

「予定利息」は（利源分析基準の）責任準備金に対する予定利息である。死差損益の収益項目に計上した見返りであり全体としては損益を打ち消している。なお費用項目の「社員配当金積立利息繰入額」とは、積立配当の利息である。

「利息及び配当金等収入」は資産全体を運用した結果得られる収益であるがこれに見合う負債を考えてみよう。現行の利源分析を前提として貸借対照表を図式化すれば次のように書ける。

資産①	利源分析基準の 責任準備金 ② (5年チルメル式)	}	予定利息など契約者 に利息支払責任を 負っている負債
	社員配当準備金 (積立配当部分) ③		
	その他の負債および 資本 ④ (①- (②+③))		

即ち、①を運用して「利息及び配当金等収入」その他の投資関係収益を計上するのであるが、利源分析上これに対応する費用項目としては②に対応する予定利息及び③に対応する積立配当金利息であり、④に対応する部分については収益のみで費用が一般には発生しないため④に対応する資産からの収益も利差損益に含まれることになることに注意すべきである。分析目的の場合、④に対応する資産からの収益をどの利源に入れるかは分析の目的により種々考えることができる。

例えば④に含まれる負債には、各種引当金・危険準備金・諸積増等がある。退職給付引当金は計上したとき費差損益の費用項目とし、費差損益を圧縮するが、これから生ずる投資関係収益は、必ずしも利差益と見ることはできないという訳ではない。利源分析を行う目的に応じて適宜別の利源に識別するなど工夫が必要である。

(4) 責任準備金関係損益

区 分	金額	区 分	金額
年 末 諸 積 増 年 末 危 険 準 備 金 変額保険に係わる予定事業費修正 解約返戻金（解除分を除く） 年末支払備金（解約返戻金） 復活契約の失効時保険料積立金		年 始 諸 積 増 年 始 危 険 準 備 金 年始支払備金（解約返戻金） 解約・失効契約の消滅時保険料積立金	
小 計		小 計	

責任準備金関係益： 千円

うち解約・失効益： 千円

責任準備金積立が保険料計算基礎率による5年チルメル式基準と異なる度合を分析する損益である。諸積増の年始・年末の差により5年チルメル基準とどの程度異なるかを知ることができる。標準責任準備金を積立てる場合等、保険料計算基礎率と責任準備金計算基礎率とが異なる場合は、これによる積増差も責任準備金関係損益に含まれることになる。

様式の下半分は、いわゆる解約失効益である。この益も責任準備金関係損益とするだけでなく、目的に応じた利源に含めることができる。

(5) 価格変動損益

区 分	金額	区 分	金額
商品有価証券運用損 (売却損益・評価損益分) 金銭の信託運用損(評価損益分) 売買目的有価証券運用損 (売却損益・評価損益分) 有価証券売却損 有価証券評価損 金融派性商品費用 固定資産等処分損 (有形固定資産の売却損) 減損損失 不動産圧縮損 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額		商品有価証券運用益 (売却損益・評価損益分) 金銭の信託運用益(評価損益分) 売買目的有価証券運用益 (売却損益・評価損益分) 有価証券売却益 金融派性商品収益 固定資産等処分益 保険業法第112条評価益 価格変動準備金戻入額 金融商品取引責任準備金戻入額	
小 計		小 計	

価格変動益： 千円

価格変動損益はキャピタル・ゲインに関連する項目に関する損益と考えられる。平成8年改正前の旧業法における「保険業法第86条関係損益」に相当する損益である。「保険業法第86条関係損益」は、当初は旧保険業法第84条、第86条の規定に関する損益を区分したものであり、旧84条评价益を計上せず、かつ旧86条の規定通り旧保険業法86条準備金の積立を行った場合、この損益は0になるという特徴があった。新保険業法では、価格変動準備金は財産の売却損益とは無関係に、資産残高を基準として積立を行うことになっており、このような特徴はなくなった。(1.3.6.2 「価格変動準備金」参照)

資産運用が証券化の流れにより大きく変化しており、インカムとキャピタル・ゲインとの判別が必ずしも明確ではなくなっている。このため、目的によっては利差益と価格変動損益、あるいは含み益までを視野に入れた総合的な分析が必要となろう。

(6) その他の損益

区 分	金額	区 分	金額
税金（その他） その他の経常費用 その他特別損失 法人税及び住民税 法人税等調整額		その他の経常収益 その他特別利益 前期繰越剰余金（利益）	
小 計		小 計	

その他益： _____ 千円

上記（１）～（５）までの損益のどれにも属さない項目の損益である。「税金（その他）」には法人事業税・特別法人税等が含まれる。「法人税及び住民税」として損益計算上の金額を費用項目とするが、税効果会計の影響を「法人税等調整額」で加味する。利源分析を配当率の検証に用いる場合などには、この法人税も各利源に配分して分析することも状況によっては適宜必要となろう。

なお、保険契約者保護基金への拠出金はその他の損益に計上するものとされている。

(7) 剰余金

区 分	金額	区 分	金額
合 計		合 計	

剰余金： _____ 千円

上記（１）～（６）の費用・収益各項目の単純合計である。剰余金は、相互会社の場合、貸借対照表の当期末処分剰余金に、株式会社の場合、繰越利益剰余金及び契約者配当準備金繰入額の合計に一致する。

以上見て来たが、利源分析は損益計算書を用いて「予定事業費」・「予定利息」・「諸積増」・「消滅時責任準備金」などの損益計算書にはない利源間の仕切りのための両建て勘定を用い、また損益計算書の項目を必要に応じて各利源に分解することにより、各利源の損益を評価することである。利源分析は現

在行政当局あて提出用として様式が指定されているが、これ以外にも分析の目的に応じ、適宜工夫することが必要である。

保険契約は一般に超長期の契約であり、保険会社は保険契約の全期間を通して適正な支払能力の確保を図っていく必要があることから、契約の一時点において算出した剰余は必ずしも真の剰余とは言えないであろう。この意味から毎年の剰余は、毎年の支払能力の確保状況との関係における一つの評価と言えよう。

費差・死差（危険差）・利差などいずれの利源においても評価の要素が極めて多く、また評価の方法により剰余は大きく異なる。例えば費差益計算においては新契約高の多寡が費差損益に大きな影響を与えるであろう。新契約のボリュームが多ければ多いほど費差剰余を圧迫するが、反面、翌年度以降多くの剰余を期待できよう。このような場合、当期だけの剰余で良否を判断することは正しく本質をとらえることにはならないであろう。将来の期待利益を評価したり、あるいは新契約の多寡による剰余の歪みを生じさせないような付加保険料計上基準を別途評価して分析するなどの工夫が求められよう。また、個人保険と団体保険との付加保険料の計上基準の差（一方はチルメル式、他方は純保険料式）も剰余に大きな影響を与える。計上基準をバランスさせた評価も利源分析の使用目的によっては必要となろう。

また死差（危険差）損益計算においては、契約後の経過年数に応じ、死亡（発生）指数が一定の傾向を持っていることから、剰余の定性的意味も充分吟味しておく必要がある。特に、保険料の計算に用いた基礎率と判明した実績とを比較し、将来の支払いに不安が見込まれる場合、保険料計算に用いた基礎率に代え、将来を予測した新基礎率を用いた責任準備金及び当期の危険保険料を評価し、剰余の見通しをつける等留意すべきであろう。

以上のほか、費差損益・死差（危険差）損益・利差損益相互間においても、一方の利源の圧迫により、他の利源の拡大を図る等剰余の入り繰りが多々生じている。このような実態の中で配当率及び計算の妥当性、商品の収益力及び企

業の収益力評価等、利源分析の使用目的に応じアクチュアリーは様々な評価・修正を行なうことが要請されている。

(注) 一般に計算上算出した費差益・死差(危険差)益等は、そのまま全額を還元できない点注意を要する。例えば、平準純保険料式責任準備金を維持するための財源、法人税等諸税の負担などの財源といった財源が必要だからである。

1.6.4.3 保険種類別利源分析

1.6.4.2において会社全体の利源分析を学んだが、場合によっては保険種類別ごとの利源分析も必要となる。

死差(危険差)損益については相当に細かな保険種類まで分析をすることができる。しかし、費差損益は事業費区分、諸引当金が必ずしも保険種類毎に明確に区分することが難しいこと、また利差損益では、「利息及び配当金等収入」その他の投資関係収益・費用を区分経理の資産区分より細かい保険種類別に分解することが難しいこと等から、死差(危険差)損益以外の利源は分析することが困難である。

しかし、実務上は、ある程度の区分で保険種類ごとに利源分析が必要であり、実務上は目的に応じ、当初から保険種類ごとに区分できない費用収益項目について按分計算により各保険群団に分解することにより分析を行うこととなる。案分方法は様々であるが、保険種類ごとの特性及び分析の目的を十分に判断していくことが必要である。

例えば、費差益の計算においては、保険種類別予定事業費の計上基準と経費支出との対応、直接費・間接費の区分の方法、及び固定費の保険種類別配分方法などにより種類別費差益の評価は大きく変わるであろう。

個人保険と団体保険とでは付加保険料の計上基準が異なるが、新契約費の支払いという面では必ずしも付加保険料計上基準とはバランスが取れていないと思われる。このような場合収益の計上時期が保険種類ごとに異なることになり、商品別の収益力比較という面では種々問題があろう。

また、直接費・間接費の区分においても会社ごとの販売態様、事務態様の違いから、会社ごとに異なる結論となることも考えられよう。さらに固定費の配分においては会社の経営方針による各保険種類間の人材・経費の投入の差などから大きな差が生じるであろう。

このように種々剰余の攪乱要因があるなかで、保険種類別の剰余を目的に応じ分析する方法としては、各保険種類間で、バランスの取れた付加保険料計上基準を工夫したり、固定費を除いた剰余を分析する等の工夫が必要である。

なお、保険種類別利源分析を行う際は、区分経理との関係が問題となる。区分経理の詳細については、保険2第7章「内部管理会計」の7.4「区分経理」に譲るが、内部管理としての保険種類別利源分析を行うのであれば、必ずしも過去の通達等にある区分経理の基準に従う必要はない。

さらに、商品の多様化が進み、金融庁提出用の利源分析手法では、各保険商品の利益特性に応じた利源別損益の把握が難しくなっている現状を踏まえ、内部管理に用いる前提で、例えば、以下のように修正して利源分析を行うことが考えられよう。

○外貨建商品

費差損益において、収入（予定事業費）は外貨建である一方、支出（事業費）の多くは円建であり、為替変動の影響を受ける。このため、為替変動の影響を分離して費差損益を分析することが考えられる。

資産側の為替変動による損益への影響は利差損益または価格変動損益で把握される一方、負債の為替変動は死差（危険差）損益もしくは責任準備金関係損益で把握されるため、一体的な損益把握ができない。その場合、為替変動分について両建て科目を用いて調整することが考えられる。

また、給付金額に円建の最低保証があり、為替変動の影響で最低保証による給付の上乗せが発生した場合、死差（危険差）損益のマイナス要素となるが、この影響について分離して死差（危険差）損益を分析することが考えられる。

○MVA（市場価格調整）機能付商品

会計上積み立てる責任準備金はMax（解約返戻金、責任準備金計算基礎率による責任準備金）であり、金利低下局面では、「解約返戻金＞責任準備金計算基礎率による責任準備金」となるため、責任準備金の計算基礎率に織り込まれていない更なる積増負担が発生し、死差（危険差）損の発生要因となる。そこで、MVAによる積増負担については、両建て科目を新規に設定し、死差（危険差）損益以外で把握することが考えられる。

具体的には、金利低下により生じる損益であることから、利差損益や価格変動損益に計上することが考えられる。一方、マッチング運用を行っている場合、実際の解約発生時には（資産側と負債側のネットとしての）実質的な損益は発生せず、解約までの期中の期間損益のみがMVAの影響で歪められていることに鑑み、責任準備金関係損益で把握することも考えられる。

○低（無）解約返戻金型商品（予定解約率を保険料計算基礎に用いている商品）

予定解約率を保険料計算基礎に用いている商品では、解約返戻金の削減分が、残存契約の保険料積立金の積立財源および保険金等の支払財源となる仕組みとなっている。このため、死差（危険差）損益計算上、予定解約率による「解約・失効契約の消滅時保険料積立金」を死差（危険差）損益の収入項目として織り込まない場合、死差（危険差）損益が過少となってしまう。

具体的には、予定解約率通りに解約が発生したと仮定した場合に消滅する契約に対応する保険料積立金（に解約返戻金の削減割合を乗じた金額）を両建て科目として、死差（危険差）損益に収益計上するとともに、責任準備金関係損益に費用計上することで、適正化を図ることが必要と考えられる。

また、低（無）解約返戻金型商品に限らず、新契約費の未回収分としての解約控除については、責任準備金関係損益として把握されるものの、費差損益との調整を図ることが考えられる。

○変額商品

一般的に、責任準備金比例で付加保険料を徴収する仕組みであり、特別勘定残高に依存するため、資産の価格変動により費差損益に歪みが生じる可能性がある。内部管理上は、資産価格の変動に伴う影響を価格変動損益で認識するなど、利源間で調整することも考えられる。

保険金額等を最低保証している変額商品においては、最低保証Vの積増負担は責任準備金関係損益として計上されるが、発生要因が対象資産の価格変動であることに鑑みれば、価格変動損益として認識することも考えられる。ただし、契約消滅（死亡や解約等）による最低保証Vの戻入により価格変動損益に歪みが生じる懸念がある場合には、利源間で別途調整することも併せて検討すべきであろう。

○再保険に付した商品

金融庁提出用の利源分析においては、再保険取引に係る損益（再保険収入や再保険料）は死差（危険差）損益に計上される。危険保険料式等の保険リスクのヘッジを目的とした伝統的な再保険の場合は死差（危険差）損益による認識は合理的と思われるが、非伝統的な目的で実施される再保険（事業費支出負担の平準化や投資リスクの移転）の場合は、費差損益や利差損益等との利源間調整を行うことも検討すべきであろう。

内部管理における利源分析は、分析の重要度、分析精度と実務負荷のバランス、時系列分析や他社比較の必要性などを考慮した上で実施すべきであろう。また、契約セグメント別分析やEV等を用いた将来利益現価ベースの利源分析を併用すること等により、様々な視点から分析・評価を行い、経営に役立てていくことが重要であろう。

1.6.5 基礎利益

ディスクロージャーの充実の一環として、経営実態を多面的に捉えるために、2001（平成13）年3月期決算から、生命保険会社のフロー収益を表す指標として「基礎利益」が導入されている。¹

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものと考えられている。

基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益等の「キャピタル損益」と危険準備金繰入額・戻入額等の「臨時損益」を控除して求める。また、基礎利益の内訳として三利源(利差損益、死差(危険差)損益、費差損益)を公表している会社もある。

一方、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議 報告書」に示された方向性・検討スケジュールを踏まえ、「令和2年度 金融行政方針」において、「経済価値ベースのリスク管理との整合性も踏まえ、基礎利益のあり方について検討する。」と示されていることから、今後の動向については各自留意されたい。²

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/news.j/hoken/f-20010330-9.html>を参照されたい。

² <https://www.fsa.go.jp/news/r2/20200831.html>を参照されたい。

(参考) 経常利益等の状況 (基礎利益)

(単位: 百万円、%)

区分	当期			前期	
	金額	増減額	増減率	金額	増減率
基礎収益					
保険料等収入					
保険料					
再保険収入					
資産運用収益					
利息及び配当金等収入					
有価証券償還益					
一般貸倒引当金戻入額					
その他運用収益					
特別勘定資産運用益					
その他経常収益					
年金特約取扱受入金					
保険金据置受入金					
支払備金戻入額					
責任準備金戻入額					
退職給付引当金戻入額					
その他					
その他基礎収益(a)					
基礎費用					
保険金等支払金					
保険金					
年金					
給付金					
解約返戻金					
その他返戻金					
再保険料					
責任準備金等繰入額					
資産運用費用					
支払利息					
有価証券償還損					
一般貸倒引当金繰入額					
賃貸用不動産等減価償却費					
その他運用費用					
特別勘定資産運用損					
事業費					
のれん償却額					
その他経常費用					
保険金据置支払金					
税金					
減価償却費					
退職給付引当金繰入額					
保険業法第 113 条繰延資産償却費					
その他					
その他基礎費用(b)					
A. 基礎利益					

キャピタル収益					
商品有価証券運用益					
金銭の信託運用益					
売買目的有価証券運用益					
有価証券売却益					
金融派生商品収益					
為替差益					
その他キャピタル収益 (c)					
キャピタル費用					
商品有価証券運用損					
金銭の信託運用損					
売買目的有価証券運用損					
有価証券売却損					
有価証券評価損					
金融派生商品費用					
為替差損					
その他キャピタル費用 (d)					
B. キャピタル損益					
キャピタル損益含み基礎利益 A + B					

臨時収益					
再保険収入					
危険準備金戻入額					
個別貸倒引当金戻入額					
負ののれん償却額					
その他臨時収益 (e)					
臨時費用					
再保険料					
危険準備金繰入額					
個別貸倒引当金繰入額					
特定海外債権引当勘定繰入額					
貸付金償却					
その他臨時費用 (f)					
C. 臨時損益					
経常利益 (損失) A + B + C					

(備考)

作成に関しては、損益計算書に基づくこととし、以下の点に留意すること。

1. 「A. 基礎利益」における再保険収入及び再保険料からは、財務再保険取引に係る出再保険受入手数料の増減額を控除して、当該金額をそれぞれ「C. 臨時損益」における再保険収入及び再保険料に含めて記載すること

2. 「A. 基礎利益」の責任準備金等繰入額及び責任準備金戻入額には、危険準備金繰入額及び危険準備金戻入額に相当する額を控除し、当該金額をそれぞれ「C. 臨時損益」に含めて記載すること。

3. (a)から(f)の欄の記載にあたっては、以下の点に留意することとする。

① 責任準備金の積立方式を変更した場合の差額は「その他臨時収益（費用）」の欄に記載することとし、積立方式変更の内容を注記すること。
なお、この場合であっても、当該変更差額のうち保険業法施行規則第69条第4項第4号の適用会社が同項第1号及び第2号の規定に基づく責任準備金積立のための積増額は、「基礎費用」として責任準備金等繰入額に含めて記載することとする。ただし、当該変更差額及び当該積増額は、保険業法第111条に規定する説明書類に記載されている額を用いるものとする。

② 標準責任準備金対象契約については標準責任準備金を、また標準責任準備金対象外契約については平準純保険料方式で責任準備金を積立している会社であって、当該積立額を上回る積立を行った会社における当年度積増額は、「その他臨時費用」に含めて記載することとする。ただし、当該積増額は、保険業法第111条に規定する説明書類に記載されている額を用いるものとする

③ 保険業法施行規則第69条第4項第4号の適用会社が同項第1号及び第2号の規定に基づく責任準備金積立のための積増額は、「基礎費用」として責任準備金等繰入額に含めて記載することとする。ただし、当該積増額は、保険業法第111条に規定する説明書類に記載されている額を用いるものとする。

④ 「キャピタル収益（費用）」として掲げられた各項目のうち、インカム・ゲイン（ロス）にあたる額が特定できる場合には、当該特定できる額を「その他基礎収益（費用）」に含めて記載することとする。ただし、当該金額は、保険業法第111条に規定する説明書類に記載されている額を用いるものとする。

- ⑤ マーケット・ヴァリュー・アジャストメントの仕組みをもつ保険契約を引受けている会社においては、「基礎収益（費用）」として掲げられた各項目に含まれる、当該仕組みに起因する解約返戻金額変動の影響に相当する額を「その他基礎費用（収益）」及び「その他キャピタル収益（費用）」にも含めて記載することとする。ただし、当該影響額は、保険業法第 111 条に規定する説明書類に記載されている額を用いるものとする。
- ⑥ 外国通貨をもって保険金、返戻金その他給付金の額を表示する保険契約を引受けている会社においては、「基礎収益（費用）」として掲げられた各項目に含まれる、市場為替レートに連動した保険関連の邦貨換算額変動の影響に相当する額を「その他基礎費用（収益）」及び「その他キャピタル収益（費用）」にも含めて記載することとする。ただし、当該影響額は、保険業法第 111 条に規定する説明書類に記載されている額を用いるものとする。

1.7 生命保険会社税制

生命保険会社における税制については、生命保険会社に特有の税制以外は、一般の企業の税制と同様であり、また制度や税率の見直しも適宜行われているため、最新の資料等にあって確認願いたい。

ここでは、生命保険会社に特有の税制について解説を行うこととする。

1.7.1 7%最低課税方式

一般の企業の場合は、総所得で課税金額が計算されますが、生命保険会社の場合は、当分の間、7%最低課税方式の制度が設けられています。

これは、課税所得が当期剰余金の7%相当額に満たない場合は、剰余金の7%相当額をもって課税標準とする方法です。ただし、剰余金は、団体定期保険、心身障害者扶養者生命保険、再保険に係る剰余金は2分の1に減額して計算することになっています。なお、純保険料式責任準備金に達成するまでは、7%に該当する会社が多かったが、純保険料式を達成する会社の増加で、7%に該当する会社は減少しました。(法人税法施行令 42年附則第5条)

(契約者配当に関する経過規定、法人税法施行令 42年附則第5条)

生命保険会社の施行日以後に終了する事業年度において第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえる場合には、当該生命保険会社に係る法第六十条第一項ただし書(保険会社の契約者配当の損金算入)に規定する政令で定める金額は、当分の間、新令第百十八条の二(契約者配当の損金算入額)の規定の適用を受ける生命保険会社にあつては、同条の規定により計算した金額から第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との差額に相当する金額を控除した金額とし、同条の規定の適用を受けない生命保険会社にあつては、当該事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額(以下この条において「契約者配当の額」という。)から当該差額に相当する金額を控除した金額とする。

一 当該事業年度の剰余金の額(株式会社である生命保険会社にあつては当該事業年度の利益の額と当該事業年度の契約者配当の額との合計額とし、これらの金額のうち団体定期保険、再保険及び心身障害者扶養者生命保険に係るものとして計算される金額については当該金額の百分の五十に相当する金額とみなして計算した金額とする。)の百分の七に相当する金額

二 当該事業年度の所得の金額

2 前項第二号に規定する所得の金額は、法人税法第五十七条から第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）の規定を適用せず、かつ、当該生命保険会社の当該事業年度の契約者配当の額の全額（新令第百十八条の二の規定の適用を受ける生命保険会社にあつては、同条の規定により計算した金額）を損金の額に算入するものとして計算するものとする。

3 第一項の規定の適用がある場合において、新令第七十三条第二項（寄付金の損金算入限度額）の規定の適用については、同項第四号中「第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）」とあるのは、「第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条（契約者配当に関する経過規定）」とする。

1.7.2 責任準備金繰入額

責任準備金繰入額については、保険料積立金及び未経過保険料の部分に限り、算出方法書に定められている保険料の計算基礎を基として計算した額を限度とし損金算入できます。保険料積立金については平準純保険料式で計算した額を限度とします。

ただし、標準責任準備金の対象契約については、平成8年の大蔵省告示第48号に定められた計算基礎率により計算した額を損金算入限度額とすることができます。

危険準備金については、平準純保険料式以外の方式により繰入れをした責任準備金の保険料積立金部分の金額が、平準純保険料式により計算した損金算入限度額に満たない場合には、危険準備金繰入額のうち当該満たない部分の積立不足を補うものとして積み立てた金額を損金算入できます。

（責任準備金の損金算入、昭和37年直審（法）46-1）

生命保険会社が各事業年度において責任準備金の繰入れをした場合には、当該繰入額（保険料積立金及び未経過保険料の部分に限るものとし、これらの部分を担保するために再保険を付している場合の当該再保険を付している部分に相当する金額を除く。）は、算出方法書（保険料及び責任準備金の算出方法書をいう。以下同じ。）において定められている保険料の計算基礎を基として計算した額（特別勘定として区分して経理する保険契約にあつては、当該特別勘定における収支の残高）を限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合、保険料積立金部分（特別勘定に係る積立てを除く。）については、平準純保険料式により計算した金額を限度とする。

ただし、標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める告示（平成8

年 2 月 29 日付大蔵省告示第 48 号) の適用を受ける保険契約に係る保険料積立金にあつては、当該告示により定められている計算基礎を基として計算した額 (当該計算した額が契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額) をもつて保険料積立金の損金算入限度額とすることができる。

(注) 平準純保険料式以外の方式により繰入れをした責任準備金の保険料積立金部分の金額が、平準純保険料式により計算した損金算入限度額に満たない場合には、当該事業年度において責任準備金の危険準備金部分として繰り入れた金額のうち当該満たない部分の積立不足を補うものとして積み立てた金額を損金の額に算入することができるものとする。

(責任準備金の益金算入、昭和 37 年直審 (法) 46-2)

生命保険会社が責任準備金に繰り入れた金額 (損金の額に算入されなかつた部分の金額を除く。) は、当該繰入れをした事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

1.7.3 配当準備金の損金算入

配当準備金繰入限度額を限度として損金算入できます。

(法人税法第 60 条)

保険業法 に規定する保険会社が各事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該分配する金額が政令で定める金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

これについては、昭和 51 年 5 月 26 日付直審 2-20 による改正後の国税庁長官通達「生命保険会社の所得計算等に関する取扱について」で改訂され、配当準備金繰入は、翌期配当所要額が限度とされました。

(配当準備金繰入額の損金算入、昭和 37 年直審 (法) 46-4)

生命保険会社が各事業年度において配当準備金 (相互会社にあつては社員配当準備金、株式会社にあつては契約者配当準備金をいう。以下同じ。) として繰り入れた金額 (未払配当の額として繰り入れた部分に限るものとし、法人税法施行令 (以下「令」という。) 第 21 条第 2 項第 1 号ハに規定する「未払の契約者配当の額に対して附されている利子に相当する金額」がある場合には、当該金額を除く。) については、当該事業年度の配当準備金繰入限度額に達するまでの金額を

限度として、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
(注) 未払配当の額とは、各社員又は各契約者に割り当てている配当であつていまだ支払われていないものの額をいい、決算期においては翌期配当所要額を含む。

(配当準備金繰入限度額、昭和 37 年直審 (法) 46-5)
4の配当準備金繰入限度額とは、各事業年度終了の時点における配当対象契約につき計算される翌期配当所要額をいう。
(注) 翌期配当所要額とは、生命保険会社が大蔵大臣に提出する決算状況表の資料 14《翌期・翌々期契約者配当所要額明細表》の翌期配当所要額の欄に記載される金額をいう。

(配当準備金の益金算入、昭和 37 年直審 (法) 46-6)
4により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された配当準備金の金額は、据置配当の額及び未払の契約者配当の額を除き、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
(注) 当該翌事業年度において支払うこととなつた契約者配当の額は、当該翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されることに留意する。

昭和 51 年度以前は、剰余金処分で配当準備金に繰入れるべき金額は、普通保険は 3 年目配当方式の考え方、団体保険は 2 年目配当方式の考え方に基づき下記算式とされていました。

$$\left(\begin{array}{c} \text{契約者配当} \\ \text{準備金繰入限度額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{普通保険翌期} \\ \text{配当所要額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{普通保険翌々期} \\ \text{配当所要額} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} + \left(\begin{array}{c} \text{団体保険翌期} \\ \text{配当所要額} \end{array} \right)$$

昭和 52 年 3 月決算期から新基準とされたことで、配当準備金累積額が生じ、この累積額を昭和 52 年 3 月決算期から 10 年間で、逡増 (20%) 分割方式で、毎年、益金に算入することにされました。

1.7.4 IBNR 備金の損金算入

平成 8 年度の業法改正により積立てが義務づけられた IBNR 備金については、その一部が損金算入されることとなりました。

(IBNR 備金の損金算入、昭和 37 年直審 (法) 46-8)
生命保険会社が各事業年度において団体定期保険又は消費者信用団体生命保険について見込まれる既発生未報告の保険事故に係る保険金の支払に充てるため積み立てた支払備金の額は、これらの保険につきそれぞれ次の算

式により計算した金額を限度として損金の額に算入する。

(算式)

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該事業年度に支払事由の発生} \\ \text{の報告を受けた前事業年度発生} \\ \text{の保険事故に係る支払備金積立} \\ \text{所要額} \end{array} \right) \times \frac{8.3}{100} \times \frac{\text{当該事業年度の被保険者数}}{\text{前事業年度の被保険者数}}$$

(注) 上記により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された支払備金の金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

1.7.5 受取配当金の益金不算入

株式を保有している法人が、発行会社から受け取った配当の額は、会計上収益とされます。しかし、「法人」株主が配当金を受け取った場合は、すでに配当金を支払う法人の段階で、法人税が課税されているので、法人間の二重課税を排除するため、法人税法上、受取配当金等の一部について益金不算入が認められています。

しかし、生命保険会社が受取配当の益金不算入を適用する場合には、その益金不算入とした金額が配当準備金の損金算入限度から控除されるため、実質的に、生命保険会社には、受取配当金等の益金不算入の恩恵を受けることが除外されているといえます。

(契約者配当の損金算入額、法人税法施行令第118条の2)

法第60条第1項ただし書(保険会社の契約者配当の損金算入)に規定する政令で定める金額は、内国法人である生命保険会社で法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定の適用を受けるものの第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額とする。

1. 当該事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額
2. 当該事業年度において受けた法第23条第1項に規定する配当等の金額のうち当該会社が同条の規定により益金の額に算入しないこととしている金額

1.7.6 生命保険会社に対する法人事業税

事業税は、事業者が、道路、港湾、教育、衛星その他いろいろな都道府県の施設を利用して収益活動を行っているので、これらの行政サービスの対価として課税される租税といえます。

法人事業税の課税標準は、法人の形態や資本金等の額、または営む事業によ

って異なり、電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業にあつては各事業年度の収入金額とされております。

なお、生命保険業の各事業年度の収入金額は、収入保険料中の付加保険料相当額とするとの考え方から、以下のとおり定められています。

(地方税法第72条の12、第72条の24の2)

第72条の12第3号の各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社又は同条第8項に規定する外国生命保険会社等にあつては、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等が契約した次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

1. 個人保険(第3号に規定する団体保険以外の保険をいう。次号において同じ。)のうち同号に規定する貯蓄保険以外のものにあつては、各事業年度の収入保険料(再保険料として収入する保険料を除く。以下この項において同じ。)に100分の24を乗じて得た金額
2. 貯蓄保険(個人保険のうち貯蓄を主目的とする保険で政令で定めるものをいう。)にあつては、各事業年度の収入保険料に100分の7を乗じて得た金額
3. 団体保険(普通保険約款において、団体の代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とすることとなつている保険をいう。次号において同じ。)のうち同号に規定する団体年金保険以外のものにあつては、各事業年度の収入保険料(被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払う定めのある保険につき収入した保険料については、当該給付金に対応する部分の金額を控除した金額)に100分の16を乗じて得た金額
4. 団体年金保険(団体保険のうち当該団体に所属していた者に対する退職年金若しくは退職一時金又はこれらに準ずる年金若しくは一時金の支払を目的とする保険をいう。)にあつては、各事業年度の収入保険料に100分の5を乗じて得た金額

ただし、次のものは事業税の計算上、収入保険料から控除します。

- 再保険料
- 社会福祉事業振興会等からの保険料(地方税法付則第9条)
- 団体年金保険のシェア変更に伴う他社からの移管金
- 厚生年金保険法に基づく厚生年金基金または企業年金連合会と締結する契約に基づく保険料

法人事業税の税率は、地方税法で標準税率が決められており、生命保険業を行う法人の標準税率は、以下のとおり定められています。

	平成 11 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までに開始する事業年度	平成 20 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに開始する事業年度	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度
法人事業税	収入金額の 100 分の 1.3	収入金額の 100 分の 0.7	収入金額の 100 分の 0.9
地方法人特別税	-	法人事業税額の 81%	法人事業税額の 43.2%
特別法人事業税	-	-	-
	令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度		
法人事業税	収入金額の 100 分の 1.0		
地方法人特別税	-		
特別法人事業税	法人事業税額の 30%		

平成 20 年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されましたが、令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度をもって、地方法人特別税が廃止されます。

一方、平成 31 年度（令和元年度）税制改正により、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人の事業税の税率が引き下げられ、特別法人事業税が創設されることとなりました。特別法人事業税は、国税ですが、法人事業税と併せて申告納付します。

1.8 経済価値ベースによる責任準備金評価

これまで「1.1 生命保険会計の意義と特徴」～「1.7 生命保険会社税制」では、主に日本の会計基準について述べてきた。

一方、国外に目を向けると、経済活動のグローバル化に伴い国際的な会計基準が必要となり、国際会計基準審議会(IASB)により国際財務報告基準(IFRS)が策定された。IFRS は 2005 年から EU の上場企業に強制適用され、現在は 100 ヶ国以上で採用されている。保険会計としては、IFRS 第 4 号「保険契約」が 2005 年より適用されていたが、これは、基本的には各国の基準に従って会計処理をすることとなっていた。

その後、IASB は 2017 年に IFRS 第 17 号「保険契約」を公表した。IFRS 第 17 号は、IFRS 第 4 号「保険契約」を置き換える基準であり、IASB は IFRS 第 17 号を「最初の真に国際的な保険契約の会計基準」と位置付けている。IFRS 第 17 号は若干の修正は入るものの、2023 年より導入される予定となっている。

また、世界最大の生命保険マーケットである米国においても、米国財務会計審議会

(FASB)が制定した長期保険契約の会計処理の限定的な改善(LDTI)が2023年から導入される予定となっている。

細かい差異はあるものの、これらの会計基準は、責任準備金を経済価値ベースで評価する点において共通している。保険監督者国際機構(IAIS)によると、経済価値ベースとは、「市場価格が利用可能な場合には、その時点での市場価格によって導かれ、市場価格が利用可能でない場合には市場整合的な手法等を用いた、資産・負債のキャッシュフローの評価」のことである。一般的に、保険契約は二次的なマーケットで取引されておらず市場価格が存在しないことから、経済価値ベースでの責任準備金は、保険契約の全ての権利と義務を反映した将来キャッシュフローの見積もりを用いた市場整合的な手法で評価を行う。

このような責任準備金の経済価値ベースによる評価は、現行の業法会計と異なるものの、アクチュアリーとしての実務を行う上での必要な専門的知識として、基本的な手法や考え方等を理解し、見識を広げておく必要がある。

なお、最新の状況や評価方法の詳細等については、アクチュアリージャーナルや年次大会報告集等を参照されたい。¹

¹ 例えば、以下が挙げられる。

- ・アクチュアリージャーナル第104号(日本アクチュアリー会)「例会報告 2017年度 第10回例会「IFRS第17号の解説 ―主要コンセプトの議論の変遷を中心に―」
- ・年次大会報告集(2018年度)「IFRS第17号「保険契約」について」

Appendix

生命保険業界の国際化が進展する中、諸外国の責任準備金等の制度を理解し、アクチュアリーとして見識を深めておくことは重要だと思われる。そのため、Appendix に諸外国の制度と、国際会計基準における時価評価および減損会計について記載することとした。

なお、以下は平成 22 年 3 月時点の情報であるため、法令等については最新のものに読み替えが必要になるので留意されたい。

Appendix. 1 諸外国の責任準備金

本編で述べたとおり、責任準備金は、その前提となる商品、資産、法規制の在り方等、様々な条件を総合的に捉えた後に評価が定まるものである。これらの前提条件が日本と異なる諸外国では、当然、責任準備金の在り方（評価）が日本とは異なっている。以下の諸外国の例により、責任準備金は単なる計算ではなく「評価」であることの意味を理解していただきたい。

更に、平準純保式とチルメル式のどちらが良いか、評価利率はいくらが良いか、等の問題についても、単なる部分的な判断ではなく、また、背景の異なる外国の部分的な引用でもなく、全体的な姿を判断し、目的のために最も適切な評価方法が何であるかを判断する力を養うことが、アクチュアリーにとって重要なことであると思われる。

1.1 米国の責任準備金

終身保険、定期保険等の伝統的商品は比較的日本に類似のものであり、解約価格も保証され、有配当で売られており、募集時に直近実績による配当の例示を行っている。ユニバーサル保険等の金利感応型商品や GIC もあるが、その責任準備金の在り方については難しい点も多く、ここでは伝統的商品のみを前提とする。

（注）米国は州単位の法令・監督であるものの、基本的に各州は NAIC によるモデル法に準じて定めている。「標準」責任準備金とは、この「モデル法」という意味である。

以下は、モデル法に基づき説明する。

監督の在り方は日本と異なり、約款は事前認可制（ただし待期間内に監督官からの異議がなければ認可と見なされる）であるが、保険料率は認可制ではな

く、各社自由に設定している。一方、法令（標準責任準備金評価法とそのレギュレーション）で最低責任準備金を計算方式・基礎率まで含めて定めることで、支払能力を確保し、不健全なダンピングを防いでいる。同時に、アポインテド・アクチュアリー（Appointed Actuary）によるキャッシュ・フロー・テスト（資産充分性分析－Asset Adequacy Analysis）を要請し、必要があれば追加の責任準備金の積立も行うこととしている。

法令上の最低責任準備金は、監督官式（CRVM：commissioner reserve valuation methods）といい、初年度定期式を若干修正したものである。評価用の死亡率は法で定めている。評価利率も法で定めており、以前は利率水準も法に数値で規定していたが、現在は市中金利（ムーディーズ発表の社債利回平均を基準とする金利）による算式を法に規定し、経済環境の変化に弾力的に対応できる仕組みとしている。この算式・係数は、商品内容や保険料率の保証期間により異なり、また、基準金利が高くなった場合でも評価利率は緩やかにしか上昇しないようにしている。また、評価利率はLock・in方式を採用している。

営業保険料が責任準備金評価用基礎率で計算した純保険料より低い場合は、最低責任準備金はその不足分の現価が増えるように規定しており、保険料率のダンピングに対する歯止めにもなっている。

また、アポインテド・アクチュアリーは、レギュレーションやアクチュアリー標準実務基準審議会の定める標準実務基準に沿って資産充分性分析（キャッシュ・フロー・テスト）、即ち、資産をもとに責任準備金の水準が充分であるかどうかの検証を行い、その意見書を提出することが求められている。

資産充分性分析の結果必要と判断されれば、追加責任準備金の積立を行うことが法令で定められている。米国の生命保険会社の資産は、株式等の価格変動性資産の割合は低く、キャッシュ・フロー・テストが馴染みやすいという背景もある。

法令で最低責任準備金を詳細に規定している背景として、保険料率が認可制

ではないこと、保険会社数も多く監督当局が実態的監督を行うことが困難であること（米国の社会風土の観点もあろう）などが考えられる。

1.2 英国の責任準備金

英国では、商品・保険料率に関する事前認可制はなく、保険料率も各社異なっている。他の国と異なり、主要な保険では解約価格は保証されていない。保険料にバッファを充分みこんだ上で（即ち他国に比べかなり高めの保険料とした上で）、配当はリバージョナリー・ボーナス（Reversionary Bonus）と呼ばれる保険金買増方式で、毎年一定額又は一定率の保険金を買い増す方式が一般的である。更に、消滅時にはターミナル・ボーナス（消滅時配当）を支払っている。「契約者の合理的期待」が法に規定されており、その定義規定はないものの、配当については（少なくとも経済環境の大きな変化がなければ）水準の安定性等を意味すると理解されている。

資産は株式の占率が高い。毎年現金で還元する配当方式ではなく、又、解約価格も保証されていないため、負債面でのリスクが少なく、長期的な収益を目指す運用が可能であり、株式の占率が高くなっているものと思われる。ただし近年、運用環境の悪化などに呼応し株式占率を引き下げる会社が多い。

監督の在り方としては、元々英国では、生保分野に限らず「Freedom with publicity」を基本としており、情報の開示を行うことで、規制を少なくし、自由度を高める監督方式となっている。このため、前述の商品・価格と同様に、経理面でも各社の自由度が極めて高いものとなっている。責任準備金は、法令で最低責任準備金を定めているが、実際の責任準備金の積立額は、評価方式や基礎率まで含めて、各社のアポイントド・アクチュアリー（AIA）の判断により評価される。

法令上の最低責任準備金は、従来は、チルメル式であり、評価利率は各社の資産運用実績から一定率を引算し、更に、株式・不動産の価格や債券利回りの一定の変動に対しても対応できていることを要求するレジリエンス・テスト

(resilience test) が最低責任準備金に組み込まれていた。

しかし、2003年8月に有配当契約の負債評価の透明化を目指した協議書 CP195 が FSA により公表され、負債評価の変革がもたらされた（2004年に導入）。これは、従来の法定ベースの負債評価とは別に、リアリスティック・ベースの負債（過去法であるアセットシェア方式か将来法であるボーナス・リザーブ方式のいずれかを使用しなければならないとされているが、過去法を用いている会社が多い。）およびリスク・キャピタル・マージン評価（レジリエンス・テストのリアリスティック・ベース）を導入し、従来方式の評価と併用する、いわゆるツイン・ピークス（twin peaks）アプローチ（ただし、有配当契約事業を行う大規模な生命保険会社が対象）である。

このアプローチ導入の背景として、英国は、解約返戻金が保証されない（実務的には、頻繁に変更されることはない）貯蓄性商品が主流であるが、

- ・伝統的な有配当商品に替わって、リンクト商品的な性格と伝統的な有配当商品の性格をもった商品である AWP（Accumulating with profit）商品が有配当商品の主流となってきていること
- ・株式の占率が高く、投資収益を長期的に平準化させて契約者還元を行う仕組みを有配当商品は採っており、将来の配当率と連動する形で負債評価を行ってきたため、株価が下落すると資産の変動に負債評価が追いつかない事態を回避することが必要となったこと

といった点が考えられる。

1.3 ECの責任準備金に関する指令

EC 統合に伴う監督・免許の一元化により、責任準備金やその裏付けとなる資産に関するルール統合が必要となり、EC 第3次指令でそれが示された。ただ、商品など各国の歴史を背景にしたものを完全に統合することは放棄し、それまでの各国の責任準備金の在り方を検証し、各国の方式を保険計理上妥当なものであると認めたものである。EC 第3次指令では、責任準備金等の財務の健全

性を本店所在国の監督に委ねているが、一方で責任準備金の原則を規定している。この内容は、責任準備金の在り方を学習する上で極めて示唆に富んでいる。以下、その抜粋であるが、具体的に見てみたい。

○prudent（慎重、保守的）な評価の原則

責任準備金は、全保有契約の将来の全債務について、十分 prudent に評価されなければならない。債務には、解約返戻金、保証済の配当、約款上の契約者のオプション、事業費を含む。

prudent な評価とは、「最善の評価」ではなく、将来の変動に備えた適切なマージンを含むことである。

解約返戻金が約定されている場合は、その金額以上であること。

○責任準備金評価用基礎率

責任準備金評価用の基礎率・事業費率は、債務支払方法、保険種類、管理費・コミッションを考慮して prudent に選択しなければならない。責任準備金評価利率は、裏付けとなる資産の利回りの現状や将来見通しを考慮して、 prudent に選択しなければならない。

なお、EC 指令の基礎となった the Consultative Group of Actuaries of Countries of the European Communities の報告書では、責任準備金評価用基礎率は保険料計算基礎率を考慮することが望ましく、全体としては保険料計算基礎率より低くすべきであるが、一致させる必要はないとしている。

○将来の配当の考慮

有配当契約の場合、明示的であれ黙示的であれ、現在の配当分配方法と整合性を持った方法で、将来の配当を考慮しなければならない。将来の配当を明示的に考慮しない場合は、上記の責任準備金評価利率の原則も保守的な利率を使用しなければならない。

前述の Consultative Group の報告書では、将来の配当に対する契約者の合理的期待を考慮すべきであるとしている。

○将来の事業費の考慮

適正な純保険料式のように将来の事業費の考慮は黙示的であってもよいが、明示的であれ黙示的であれ、将来の事業費を prudent に評価したものよりも全体として低い水準になってなくてはならない。

○利益の連続性

責任準備金計算方法は、全保険期間にわたり、年度毎に適切に利益を認識できるものでなければならず、計算方法・基礎率の恣意的変更で不連続を生ずるものであってはならない。

○責任準備金の裏付けとなる資産

これは、保険種類、資産の性質や将来の利回りや価格の変動の可能性も考慮して投資されなければならない。

また、各国は、運用対象として認められる資産の種類や分散投資を規定しなければならない。

契約上の通貨とマッチした資産を担保することも要求している。

時価評価と簿価評価の国間の競争条件のイコール・フットイングを図るためであるが、責任準備金の裏付けとなる資産の過少評価による秘密準備金を認めることもできる。

○保険料

保険料率は、合理的な保険数理の仮定に基づき、会社の財務状況を考慮しながら、全保険債務を履行するために十分な水準で決定しなければならない。

Appendix. 2 米国における有価証券の評価

2.1 GAAP 会計における有価証券の評価

米国の GAAP 会計では、FAS115 号により 1994 年度から、有価証券をその取得時に、「満期まで保有する証券(held-to-maturity securities)」、「売買目的証券(trading securities)」および「売却可能証券(available-for-sale securities)」の三つに分類し、それぞれ異なる会計処理を行う。

「満期まで保有する証券」は、企業が満期まで保有する明確な意志と能力を持っている債務証券で、均等利回り評価法により評価される。「売買目的証券」は、主に短期間のうちに売却するために購入・保有される債務証券および持分証券で、貸借対照表上は公正価値で評価され、評価損益は損益計算書上、当期の損益に算入される。以上のどちらにも当てはまらない有価証券が「売却可能証券」で、公正価値により評価されるが、評価損益は株主持分勘定に入り、当期損益からは除外される。

2.2 SAP 会計における有価証券の評価

米国の法定会計（SAP）における有価証券の評価方法は、以下のようになっている。

- ・普通株式：NAIC の定める時価で評価
 - ・優先株式：優良なものは原価、そうでないものは NAIC の定める時価で評価
 - ・債券：NAIC の定める一定ランク以上の債券は均等利回り評価額で、そうでないものは NAIC の定める時価と均等利回り評価額のいずれか低い価額で評価
- これらの評価損益および売却損益の取扱いは、以下のようになる。

金利変化に伴う債券の売却損益は、IMR に計上され、処分された債券の残余期間にわたって繰延償却する事により利益として規則的に計上することになる。すなわち、保有期間中は均等利回り評価額で評価し、売却時のキャピタル・ゲインも一時に計上するのではなく、その債券の満期まで徐々に計上されるので

ある。

そのほかの売却損益および評価損益は、AVRとして累積限度に達するまで負債勘定に積み立てられる。なお、AVR、IMRについて詳しくは後述（米国のAVRとIMR）を参照のこと。

Appendix. 3 米国の AVR と IMR

日本の価格変動準備金に類似の準備金として、米国の法廷会計(SAP)には、IMR（金利平衡準備金 interest maintenance reserve）と AVR（資産評価準備金 asset valuation reserve）がある。各々の概略は次のとおりである。

3.1 IMR

実現キャピタル・ゲイン／ロスのうち金利変動によるものを抜き出して、それを実現化した年度に全額計上するのではなく、分割して計上するものである。

対象となる資産は、債券等の確定利付き投資である。

これらの資産の実現キャピタル・ゲイン／ロスについて、保有期間中の NAIC による格付けの分類の変動幅が 1 ランク以内であれば、金利変動による実現キャピタル・ゲイン／ロスと見なされる。

ヘッジ取引のデリバティブについてのキャピタル・ゲイン／ロスも IMR の対象となる。

一方、保険契約の解約・失効が非常に多くなり、そのキャッシュ・フローに対応するための資産売却で生じた実現キャピタル・ゲイン／ロスなどは、それが「金利変動によるもの」であっても、IMR の対象外となる。

これらの実現キャピタル・ゲイン／ロス額を IMR に積み立て、元々の債券等の残存期間に渡り、分割して計上していくのである。

これが負債となることは認められず、その場合は非認容資産となる。

3.2 AVR

信用リスクに備えるため、実現・未実現キャピタル・ゲイン／ロスを、AVR の限度額の範囲内で留保するものである。

対象資産は、Default component と Equity component に分類される。Default component は、債券・優先株等の確定利付き投資及びモーゲージである。Equity component は、普通株式や不動産等である。

それぞれの資産種類毎に、AVR の限度額 (maximum reserve factor) が設定される。

例えば、Default component の債券では、NAIC による格付けの分類毎に限度額が定められている。モーゲージは、その会社と業界の損失率 (delinquency rate) の実績の比率で限度額を計算する方式を取っている。

Equity component での普通株式は、その会社の株式ポートフォリオのベータ値の 20% が限度額である。ベータとは、株式マーケット全体の指数 (S&P500 等) の価格変動に対する、その株式 (ポートフォリオ) の価格変動の比率である。ベータを計算しない会社は、限度額を 30% にしなければならない。また、関連会社の株式は別の計算を行う。

資産の種類毎に、IMR 対象外の当年度の実現キャピタル・ゲイン／ロスと未実現キャピタル・ゲイン／ロスを計算し、それらと前年度末の AVR 残高の合計が年度末の限度額以下であれば、AVR に積み立てる。

その合計が年度末の限度額を超えている場合、超過額は同一 component の他の資産区分の不足額に充当し、それでも余る場合は、他の component に回ったり、最終的にはサープラスとなる。

Appendix. 4 国際会計基準における時価評価および減損会計

4.1 国際会計基準と時価評価

企業等の経済活動が国境を越えて行われるようになり、会計情報が国際的に利用されるようになってくると、国ごとに会計原則に差異があることが大きな障害となる。そこで国際的な会計基準の設定が必要となった。このような中で、「監査の対象となる計算書および財務諸表の提示にあたり準拠すべき基本的諸基準を、公共の利益のため作成公表し、かつ、これが世界的に承認され遵守されることを促進する」ことを目的として、1973年に、国際会計基準委員会（IASC : International Accounting Standards Committee）が日本を含む先進10カ国の指導的会計諸団体の合意により設立された。

IASCは、「国際会計基準（IAS : International Accounting Standards）」を公表するという形で会計原則の国際化を進めていたが、2001年4月からは、会計士以外の各国会計基準設定主体や財務諸表作成者などとの連携を深めた新組織「国際会計基準審議会（IASB : International Accounting Standards Board）がIASCの役割を引き継ぎ、公開する基準の名前も「国際財務報告基準（IFRS : International Financial Reporting Standards）」となっている（ただし以前のIASは、新しいIFRS等で無効とされることがない限り、引き続きIFRSの一部として有効である）。基準設定の際にはまず公開草案を作成し、これに対する各方面の意見を求め、寄せられた意見や提案を検討、必要に応じて公開草案を改訂して公開するという定められた手順を踏むこととなっている。なお、IFRS国会計基準に対する強制力はないが、証券監督者国際機構（IOSCO）がIFRSの主要部分を、本国以外での資金調達の際に利用される財務諸表の作成基準として使用することを勧告していることから、株式市場における会計基準としては一定の力を持つものと考えられる。

1988年にIASCとカナダ会計基準審議会は、金融商品に係る包括的で一般性を持った認識、測定、開示および表示に関する基準を開発し、既存および新規の金融商品に対する整合性のある適正な会計方針が会社によって選択されるような枠組みを与えるために、金融商品プロジェクトを発足させた。ここで、認識は貸借対照表への計上時期、測定は貸借対照表価額、開示は財務諸表の注記、表示は財務諸表における表示方法（例えば損益をネット表示するかグロス表示するかといった事項）を表す。

その後IASCは、1991年9月に公開草案E40、1994年1月に同じくE48「金融商品（案）」を公表した。これらの公開草案も金融商品の会計上の認識、測定および開示を包括的に取り扱う基準案であったが、特にE48では「金融商品」と定義される資産・負債等に関して、長期または満期まで保有されるものは取得原価を持って評価し、その他については「公正価値」（本編1.5.2.1参照）による評価を導入することが提案された。

E48に対してはさまざまな意見が提出され、IASCもこれらを調整することは不可能と判断したため、1995年6月にE48のうちの開示と表示部分について分離して、IAS32「金融商品－開示および表示－」として公表した。

金融商品の認識および測定に関しては、1997年3月に金融資産および負債の会計処理に係るディスカッション・ペーパーが公表された。このディスカッション・ペーパーでは、E48から変更した点がいくつかあるが、公正価値が定期的な評価の段階において信頼性を持って決められない場合以外はすべての金融商品を公正価値により評価し、評価損益を損益計算書に計上することを提案している。この提案に対しても十分な支持を得られなかったが、IASCは1998年3月までに証券監督者国際機構（IOSCO）が定める会計基準のコアスタンダードを完成させる予定であったため、1997年10月には金融商品プロジェクトを暫定基準と包括的基準の二段階に分けて進行することとした。暫定基準では、金融資産は原則として時価評価・公正価値により測定するが、金融負債は原則として償却原価による測定または原価で据え置くよう修正された。IAS39「金融

商品－認識および測定－」（暫定基準）は予定より遅れて 1998 年 12 月に承認され、IAS としては 2001 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から有効となっている。

IAS39 は、基本的に日本の時価会計あるいは米国 FAS115 号と類似しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ①デリバティブを含む全ての金融資産・負債は貸借対照表上認識され、当初取得原価（金融資産・負債を取得するための支払・受取の公正価格）で評価される。
- ②有価証券を市場から取得した場合は約定日あるいは受渡日に認識する。受渡日基準の場合は約定日から受渡日の間の価格変動を認識する。
- ③全ての金融資産・負債は事後的に時価で評価される。ただし、償却コストで計上される以下のものは除く
 - トレーディング目的以外で保有する貸出金、債権
 - 満期保有目的の債券、優先株式
 - 信頼おける時価が入手不可能な金融資産
- ④トレーディング目的以外で保有する貸出金等の債権については償却コストから毀損額、回収不能見込額を差し引いた額で評価する。
- ⑤以下の状況にひとつでも合致した場合、債券を満期まで保有するとは認められない。
 - 当該債券の保有期限が未確定な場合
 - 市場金利の変動、資金ニーズ、他の投資商品の利回り変動、資金調達状況の変化あるいは為替リスクの変化に対応して、当該債券をいつでも売却するつもりである場合
 - 当該債券の発行体が償却コストよりも著しく低い金額で償還できる権利を有する場合
- ⑥満期保有目的に区分されていた債券を期限前に売却した場合、その後 2 年間は満期保有目的に債券を分類できない。

⑦金融負債は当初価額から元本支払額および償却額を控除した額で評価し、デリバティブおよびトレーディング目的の金融負債のみが時価評価の対象となる。

⑧時価評価の対象となる金融資産・負債の評価差額については次の方法から選択することができる。

- 全ての評価差額のネットの金額を損益認識する。
- トレーディング目的で保有する金融資産・負債の評価差額は損益認識し、その他の評価差額については実現するまで資本の部に計上する。なお、デリバティブはヘッジ会計の要件を満たすもの以外はつねにトレーディング目的として扱う。

⑨金融資産は回収見込額が帳簿価額を下回る場合は毀損額として損失を認識する必要がある。

包括的基準は IASC および米英日等の主要 9 カ国の代表が参加するジョイント・ワーキング・グループ (JWG) で検討された。2000 年 12 月 14 日に公開草案「金融商品及び類似項目」を公表したが、資産評価に関わる特徴として次の 3 点が挙げられる。

- ① ほとんど全ての金融商品を公正価値で測定すること
- ② 公正価値の変動により生じる損益は原則として発生した期の損益計算書で認識すること
- ③ ヘッジ関係に利用される金融商品に対する特別な会計処理 (ヘッジ会計) の禁止

ここで、金融商品には子会社・関連会社株式、従業員給付制度に関連する退職給付債務等および保険契約は含まれない。また、公正価値には「入口価格」(資産では購入価格)と「出口価格」(資産では売却可能金額)があるが、JWG では「出口価格」を採用している。公正価値は市場価格を基礎に算定することが原則だが、信頼できる市場価格が入手できない場合は時間価値、信用リスク、為替レート等の市場情報を織り込んだ割引現在価値で評価することとしている。

したがって、取引所の価格のない貸付金等の債権も割引現在価値等の評価技法によって算出された公正価値で測定されることとなる。

②については、経営者の保有意図により評価差額を損益計算書に計上したり除外したりするのは首尾一貫性がないとの考えから、全ての金融商品の評価差額を損益計算書で認識するとしている。③ヘッジ会計の禁止も同様の理由である。

なお、IASCでは同一の金融商品に対してはそれを保有する会社の業種に関係なく同一の基準のもとに会計処理されるべきとの考え方から、金融商品の会計処理基準を原則としてすべての会社に適用されるべきとしている。

IASCはJWGの公開草案の内容でIAS32および39を置き換えることを考えていたが、パブリック・コメントで多くの反対意見が寄せられたため、公開草案はIASあるいはIFRSとはされていない。JWGは解散し、平成16年現在、金融商品に対する完全公正価値の導入についてはIASBの継続調査事項の一つとなっている。

なお、2005年のEUでの上場企業に対するIFRS導入に際しての、実務上のリスク管理と会計上の扱いの乖離を解消する目的などから、IASBでは2002年6月に金融商品会計基準（IAS32号および39号）の修正案を公開した。その内容については協議が続けられているが、2004年3月には一旦の決定が行われる見込みである。

4.2 国際会計基準における減損会計

国際会計基準は財産的裏付けを伴った利益計算である財産的アプローチを基盤としているため、資産が劣化した場合は劣化した分だけ資産の簿価を修正する減損会計を導入しており、IAS36号「資産の減損」で規定している。

① 対象資産

棚卸資産、工事契約から生じる資産、繰延税金資産、従業員給付から生じる資産、および金融資産を除くすべての資産を対象としている。

② 減損の可能性の兆候

資産に減損の可能性の兆候が認められる場合には回収可能額を見積もる必要がある。減損の可能性の兆候としては、予想していなかった市場価値の減少、市場金利の大幅な上昇による資産の回収可能価額の著しい減少、資産の陳腐化、物的損害の事実の発生、事業の廃止・資産の売却による損害の予想、予想されたキャッシュフローまたは経営環境の著しい変化等があげられる。なお、これらの兆候が認められない場合は回収可能額を見積もる必要はない。

③ 回収可能額

減損の兆候が認められる資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、回収可能価額まで資産を減損し、損失を計上する。回収可能価額は資産の正味売却価格と使用価値のいずれか高い金額とする。正味売却価格とは取引の知識がある自発的な当事者間で独立第三者間取引条件による資産の売却から得られる金額から処分費用を控除したものをいう。一方、使用価値とは資産の継続的使用とその耐用年数の終了時における資産の継続的使用と、その耐用年数終了時における処分によって生じると予想される将来キャッシュフローの現在価値をいう。

④ 減損損失の戻入れ

過去において減損損失を計上したが、その後の帳簿価額が回収可能価額よりも低いことが明らかになった場合には、回収可能価額まで減損損失の戻入れを行い、損益計算書において直ちに収益として認識する。ただし、過年度において認識した減損損失を超えて戻入れることはできない。